



平成25年 第4回定例会

# 会 議 録

(平成25年6月7日～6月21日)

枕崎市議会

平成 25 年  
枕崎市議会第4回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15日間（6月7日～6月21日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
6月 7日（金）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第10号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第11号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について 14 報告（日程第13号） 15 散 会
6月 8日（土）	休 会		
6月 9日（日）	休 会		
6月10日（月）	本会議	前 9：28	1 再 開 2 一般質問（5名） 3 散 会
	委員会	後 4：34	1 議会運営委員会
6月11日（火）	本会議	前 9：28	1 再 開 2 一般質問（2名） 3 散 会
	委員会	後 1：6	1 産業厚生委員会
6月12日（水）	休 会	前 9：25	1 総務文教委員会

6月13日(木)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会
6月14日(金)	休 会			
6月15日(土)	休 会			
6月16日(日)	休 会			
6月17日(月)	休 会			
6月18日(火)	休 会	委員会	前 9:21	1 議会運営委員会
6月19日(水)	休 会			
6月20日(木)	本会議		前 9:28	1 再 開 2 会期について 3 議案上程(日程第2号-第5号) 4 委員長報告 5 質疑、討論、表決 6 議案上程(日程第6号-第7号) 7 委員長報告 8 質疑、討論、表決 9 議案上程(日程第8号-第10号) 10 委員長報告 11 質疑、討論、表決 12 議案上程(日程第11号) 13 提案理由の説明 14 質疑、討論、表決 15 議案上程(日程第12号-第17号) 16 提案理由の説明、質疑 17 議案委員会付託 18 散 会
		委員会	後 1:3	1 総務文教委員会
6月21日(金)	本会議		後 1:58	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第6号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第7号-第8号) 6 表決 7 継続調査申し出について 8 議員派遣について 9 枕崎市土地開発公社等の経営状

				況を説明する書類に係る質疑 10 閉 会
--	--	--	--	-------------------------

# 本 会 議 第 1 日

(平成25年6月7日)

平成25年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成25年6月7日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1 1 3	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
5	1 1 4	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	1 1 5	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	1 1 6	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	1 1 7	枕崎駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について	産 厚
9	1 1 8	枕崎駅周辺整備基金条例の制定について	〃
1 0	請 1	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願	総 文
1 1	1 1 9	人権擁護委員候補者の推薦について	
1 2		農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について	
1 3	報 2	繰越明許費繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 牧 信 利 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 畠 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記  
宮 崎 元 氣 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長
石 場 博 和 総務課行政係主任	寺 前 秀 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成25年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、6番新屋敷幸隆議員、10番畠野宏之議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から平成25年2月執行の随時監査の結果並びに3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受領し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成25年第1回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

次に、枕崎市議会報調査特別委員会から、正・副委員長の辞任及び新たな互選結果について報告を受けております。5月22日付で委員長の豊留榮子委員、副委員長の清水和弘委員から辞任願がそれぞれ提出され、委員会において許可後、新たに委員長として沢口光広委員を、副委員長に吉嶺周作委員を互選されたとのことであります。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第10号までの7件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係2件、条例4件、人事案件1件、報告事項1件の計8件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く6件について説明を申し上げます。

まず、議案第113号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,236万6,000円を追加し、予算総額を98億5,460万円にしようとするものです。

地方債の補正は、畑地帯総合整備事業、消防署庁舎耐震補強事業、救助工作車整備事業に係る追加及び地方道路等整備事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、資源リサイクル畜産環境整備事業負担金、

農業基盤整備促進事業、枕崎駅周辺整備事業、救助工作車整備事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第114号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、予算総額を42億8,738万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、特定健康診査等事業費の増額であります。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金及び県支出金の増と、療養給付費等交付金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第115号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正により、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び市税に係る延滞金等の利率の引き下げ等が講じられたことに伴い、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第116号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業の非常に厳しい財政状況の中、今後の事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、保険税率の改定を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次に、議案第117号枕崎駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

これは、枕崎駅を利用する市民や観光客の利便性の向上を図るとともに、観光客の誘致を促進し、観光振興及び地域経済の活性化を図り、もって市民の福祉の向上並びに市の発展に資するため、枕崎駅舎を設置し、本市の公の施設として管理運営するための条例を制定しようとするものです。

次の議案第118号枕崎駅周辺整備基金条例の制定につきましては、枕崎駅舎及び枕崎駅周辺の整備等を図るため、枕崎駅周辺整備基金を設置しようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありますか。

○15番牧信利議員 補正関係についてお尋ねします。

一般会計補正について、今回、弁護士委託料が計上されていますが、何を委託するのか明らかにしていただきたいと思えます。

次には、一般会計の基金残高、幾らあるのか。並びに国保会計の基金残高について、明らかにしてください。以上であります。

それから、今回、消防の耐震関係の予算が出ていますが、今、消防署のある位置は、極めて低い位置にあります。耐震化よりも、むしろ、いざという津波等の災害に当たっては、消防の活動そのものができなくなるようなところにあるわけですが、耐震化より、もっと、どのような事態が起きても対応できる消防施設をきちんと整備することが必要じゃないか。なぜ、これらの検討がなされていないのか、明らかにしていただきたいと思えます。以上であります。

○永留秀一総務課長 弁護士の委託料であります。塔切地区の裁判を顧問弁護士にお願いするときに委託契約をお願いしております。そのときの契約によりまして、訴訟終了時点で謝金を支払うということになっております。控訴審において、判決が出た後、原告、被告、双方もう上告しないという決定で訴訟が終了いたしましたので、契約に基づく訴訟終了時の謝金ということで、予算をお願いしているものであります。

○本田親行財政課長 基金残高の明細等につきましては、予算委員会の中で今後の見込みということで資料も提出いたしたいと思えますけれども、財政調整基金につきまして申し上げますと、24

年度末の残高が9億1,765万円。現時点におきます平成25年度末の残高見込み額が6億6,900万円となっております。

○白澤芳輝健康課長 国民健康保険特別会計の基金残高ですけども、平成24年度末で0円でございます。

○中村貞郎消防長 消防署の庁舎の位置は、御質問のとおり海拔が低いわけでございますけれども、現在の庁舎を耐震化補強をして、延命を図っていきたくと考えております。

移転につきましては、今後、財政面、いろいろ検討をしてみたいと考えております。

○15番牧信利議員 今回、国保税の値上げが提起されております。今、当局の資料でも、所得のない人たちがたくさんいるわけです。そういう人たちに、さらに重い税金の負担をさせるということが、市民の暮らしがやっていけるのかどうか。この点をどのように検討されたのか、お答えいただきたい。

さらに、国保会計の問題の解決のためには、当然、市は福祉の増進という法で定められた市の仕事があるわけです。その点から考えますと、国保税を上げるんじゃないで、一般会計からの繰り入れを行って、市民の負担をできるだけ抑える、その取り組みこそすべきであると。その点についてのお考えをお聞かせください。

それから、消防問題ですが、どれぐらいの検討がなされて、耐震強化の工事をやろうとしているのか。現在の位置で、消防本部でいいのか。我々素人考えで見ても、海拔の低いこの地においては、とても市民の生命・財産を守るような活動拠点となれない。これらについて、どのような検討をなされたのか、お尋ねをいたしておきます。以上です。

○山口英雄税務課長 今回、国保税の改定について議案を提案させていただいておりますけれども、国保税の税率改定の検討に際しましては、できるだけ所得の低い方たちへの負担増とつながらないようにということに十分配慮いたしまして、低所得者層の負担増に直結する国保税の税率区分のうち、応能・応益のうち、応益部分の改定率が高くなりますと、直接、低所得者層の負担増というふうにつながりますので、応能・応益のうち、応益割合の負担をなるべく軽くしようということで調整を図ったところでございます。（「15番」と言う者あり）

○立石幸徳議長 答弁が消防の関係でまだ出てませんので。

○中村貞郎消防長 今年度は、耐震に対する設計委託をお願いしてあります。

移転につきましては、先ほど申し上げましたとおり、候補地あるいは財政面、いろいろありますので、今後、検討してみたいと考えております。

○久木田敏副市長 先ほどの国保の値上げに関しまして、一般会計からの繰り入れをすべきではないかという御質疑でございますが、これまで一般会計からの法定外の繰り出し金につきましては、これまでも説明をまいっておりますけれども、国民健康保険制度の制度及び事業の趣旨等を十分留意していく必要があるというふうに考えております。

ただ、国保会計の実質的な財源不足が多額になっていること、また、一般会計の非常に厳しい状況等によって、交付税措置された全額を繰り出すことができなかった年度、そういうようなこと等も踏まえまして、今回、県の広域化等支援基金貸付金の償還財源2億5,000万、これについて、向こう3カ年間にしまして、一般会計から拠出して、返済していくというような考え方になって、決定をしております。

そのほか、また、今度、国民健康保険の財政健全化行動計画を立てましたので、これによりまして、単年度の、とにかく収支の均衡を図っていきながら、なお不足する、そういう取り組みによってもなお不足する額につきましては、一般会計からの繰り入れというものを考えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○立石幸徳議長 牧議員。

いいですか。

ほかにありませんか。

**○5番清水和弘議員** 私は、国保関係について質疑いたします。

まず、ことしの施政方針演説の中にですね、市長の施政方針、国保関係についての発言がなされていません。これは、この枕崎の今、財政状況とか国保関係、国保財政のことを考えれば、一番必要なことではなかろうかと思えますけど、その施政方針演説でなされなかったその理由は何なのか。

それからですね、本市は、これまで国保財政安定化支援事業からの金を、この市職員の退職金に充てた経緯があると思います。これは、何回この充当した回数があるのか。また、その1回当たりの充当金額、これについてお尋ねします。

それから3番目に、国保財政安定化支援事業からの資金を退職金に一時的に充当するということは、他会計から一般会計への繰り入れではないのか。そのような過去の経緯があるとすれば、国保会計は特別会計で一般会計からの繰り入れをすべきでないとの議員の声もありますが、しかし、これまでの市職員の退職金への充当経緯等も踏まえ、また県内市町村でもいろんな市町村で一般会計から繰り入れをしている状況であります。市民の国保税の方の負担金の増額幅を縮小するために、一般会計からの繰り入れや、またその他どのようなことがあるのか、質問いたします。

**○神園征市長** 施政方針で、国民健康保険財政という言葉は使っておりません。しかし、施政方針で触れなかったからといって、国保会計についての認識が欠けているわけではありません。

**○本田親行財政課長** 財政安定化支援事業にかかわる交付税措置につきまして、退職手当への充当を行ったというような質問がございましたけれども、その内容について、ちょっともう少し詳細に。財政事情等によりまして、財政安定化支援事業をすべて国保会計に繰り入れることができなかった年度はございますけれども、それが退職手当に充当されたというような云々のお尋ねだったですけども、具体的に、もう1回よろしくお尋ねいたします。

**○5番清水和弘議員** 本市はですね、何年前かわからんけど、20年以上か、20年ぐらいなのか、この退職金、市職員の退職金不足に対して、この国保財政安定化支援事業からの資金を充当している経緯は、そしたらありませんか。

**○本田親行財政課長** 財政安定化支援事業につきましては、先ほども申しましたけども、普通交付税で措置されますので、財政安定化支援事業を何に充当したというようなことは示すことはできないところでございます。

先ほども申しましたけれども、財政事情によりまして、交付税措置された満額を国保会計に繰り出すことができなかった年度はあったということでございます。

**○立石幸徳議長** 清水議員、よろしいですか。

**○10番畠野宏之議員** 今、当局としてですよ、国保税の値上げが出るわけですよ。その負担能力という点で、本市のいわゆる被保険者ですよ、そういう人たちの負担能力の限界点というのをどこまで考えていますか。どういうふうにとらえていますかね。今の国保のいわゆる被保険者ですよ、被保険者の、被保険者の負担能力というのを、どういうふうに考えているのか。

**○久木田敏副市長** おっしゃるとおり、今の時代の中で、このような財政危機の状況の中にあっては、市民の個人の所得、そういうものについても大変厳しいというのは、当然、こちらのほうも思っているところでございます。

ただ、今回値上げさせていただこうとしているものにつきましては、後期高齢と介護納付金分についてでございます、そこの医療費部分までとなりますと、ただいまおっしゃりますとおり、大変これは厳しいものとなっていくということでございます。この介護と後期高齢の分につきましては、当然、法律に定められた1人当たりの額が示されてまいりますので、この分についてはどうしてもこれを改定していかなければ、お願いしていかなければ、今後の国保財政をさらに苦しめていくということになりますので、そこの部分は十分承知しながら、今回、このような値上

げをさせていただくと、改定をさせていただくということでございます。

**○10番 島野宏之議員** 国保財政は、こういう危機的状況になってきたわけですよ。その原因というのは、赤字の原因ですよ、端的に言って、だれが悪いんですかね。その辺の当局としての、この国保財政の今の状況な、今の状況をどのように総括しておられるんですかね。

**○白澤芳輝健康課長** さきの臨時議会でも同様のお尋ねがありましたけども、現在の枕崎市の国保会計が、やはり、直面している課題って挙げられますのは、1人当たりの医療費が、他の都市に比べて高いというところにあり、そのやはり疾病の中で多いのが、医療費としてかかっている、多いのが生活習慣病に関する疾病が多いと。その生活習慣病というのは、小さいころからの健康づくり、食生活、運動習慣、あるいは大人になってからの喫煙、そういうようなもろもろの生活習慣によって、日々、やはり、体によくはない現象が生じて、その疾病が発症するのが50歳以降、まあ、60歳で、一番国保会計で申しますと、前期高齢者と言われている65歳から74歳までの方の1人当たり医療費はすごく高くなっていくと。

そういうようなことでございますので、まず、その問題を、1人当たり医療費を下げるのが肝要ですから、そこをやはり、長年の、今、始まったそういう、ここ数年でですね、そういうような疾病が多くなったのかと、そういうことではございませんので、長年のやはり、そういう中での健康づくり、あるいはそういう生活習慣の改善の取り組みが、余り、そういうふうにして取り組んではきたけど、効果的に出てこなかったということで、そういうところがあるかと思っております。

**○10番 島野宏之議員** 1人当たり医療費が高いから、こういうふうになったということですよ。1人当たり医療費を抑えるための努力というのかな、それを当局としてどのようなことをしてきて、なぜそれができ得なかったのかということですよ。原因がわかって、できなかったわけですよ。ここまでこうなってきたということはな。

当局のその取り組みの甘さというのが一つあるだろうし、なぜでき得なかったのか。でき得なかった以上は、次にどうやってそれを挽回、取り返していこうとするのか。そういうことが一番肝要だろうと思うんですよ。

皆さん方は、その中で国保会計の責任を担っているわけですよ。赤字になったのは、1人当たり医療費が高かったからです。評論家では終わらないですよ。具体的に、やはりそれを、赤字を解消していく努力、これは不断の努力ですよ。それが求められているわけですよ。議会の中で、いや、1人当たり医療費が高いからということで終わってしまったらですよ、だれが責任をとって、だれが払わないといけないのかと。

今、市民の暮らしは大変ですよ。国保税の納入月になると、金がない、金がないと言ってますよ。全部が全部じゃありませんよ。だけど今、農家の人たちもですよ、大手の人たちは会社組織にしていくわけですよ。残った人は国保会計ですよ、全部。みんな厳しいですよ。その辺をもうちょっとですね、考えていただかないと。医療費が上がったから終わるといふもんじゃないですよ、これは。その辺をどう考えているかですよ。今後ですよ。

**○白澤芳輝健康課長** 今、医療費については、そういうふうにして支出、まあ、費用面で考えますと、そのほかにも後期高齢者支援金とか介護納付金が、これは、だんだん納付額が多くなってきておりますから、その部分について、被保険者の方に負担していただかないといけない税額との乖離が生じておりますので、その部分も赤字の要因にはなってますということと、それから、赤字の要因としては、もろもろのそういう長年、言えば、そういう生活習慣病に関して、ずっと長年の日々の努力が必要な部分と、あるいは、今回お願いしてありますのは、後期高齢者支援金、介護納付金分については、全国一律に国民の方が、介護納付金につきましては、2号被保険者の方が、後期高齢者支援金分については、全被保険者、国民の方が一律に負担していただいてもらっているというような制度上の仕組みがございますから、そこをちゃんと確保しないと、医療

費分に回せる税が確保できなくなるということで、今回は、その部分の改定をお願いしたということでございます。

日々、やはり、今回そういう前々からの反省を含めまして、私ども本年3月に健全化行動計画を立てましたので、その行動計画に沿って、やはり、さまざまな角度から健康づくりにしても、いろんな角度から取り組んでいかないといけないということで、今までの反省を含めて行動計画を立てたところでございます。

**○9番沢口光広議員** 市民は悲鳴を上げるかと思うんです。この国保、2億7,350万円のこの赤字をいつ、だれが、どのようなかたちで解消していくのか。もう抜本的な対策を立てて、責任を持って、いつまでに返すのか。医療の広域化までに私は返済する必要があるのと違うかなと思うんですけど、健康課長、ここ2年ぐらいの間にこの2億7,350万円の赤字解消をどのような方法でしていくのか、お尋ねいたします。

**○白澤芳輝健康課長** さきの臨時議会におきましては、ただいま申し上げました2億7,350万円という補正予算をお願いした、繰上充用をお願いしたところですけども、5月31日、そのときも申し上げましたが、これから国保税が入ってきますと。それを予算どおり確保したいということで、出納閉鎖、5月31日をもちまして国保税も予算を若干上回る額が確保できまして、総体的に最終的な24年度の赤字は、約2億6,500万程度になったところでございます。

その中で、2年ぐらい後までにめどをつけて赤字解消してほしいという御意見でございますけれども、行動計画の中でも申し上げておりますが、24年度までのこの2億6,500万円をふやさないようにすると。なぜかと申しますと、まず1点目が、平成27年度から予定されております全医療費の県での財政共同安定化事業の取り組みが始まります。もう1点は、平成26年度から、国の消費税増税に伴いまして、国保への支援分として全国で2,200億円が配分される予定です。ですから、その2,200億円がどのように枕崎国保に影響するか、今、わかりません。示されておられませんのでわかりません。ですので、そういうところを見ないといけません。あと行動計画が計画どおりに進捗するかどうか、そこも見ないといけません。

現在の2億6,500万円をそのまま、で、あともう一つ、県の広域化貸付金の返済が平成27年度で終了いたします。ですから、そこに28年度以降については、一般会計としては余裕が出てくるものと思っております。ですから、そういうもろもろのまだ不安定な要素が、国保会計にどのように影響を及ぼすかわからない要素というものがありますので、現在の時点ですすね、今の時点でいついつまでとか、そういうことは申し上げられないところございまして、その27年度を見まして、28年度以降また行動計画を立てて、その中で24年度までのそういう赤字部分について解消策も考えていきたいと、そういうふうに考えております。（「5番」と言う者あり）

**○立石幸徳議長** 清水議員は先ほどありましたので、繰り返しの質疑はできませんので。

**○6番新屋敷幸隆議員** 何て言うんですかね、乏しい一般財源の中からですね、国保に繰り出しているわけですけど、私は心配するのはですね、例えば、民生費はともかく、いわゆる農林水産費、土木費、商工費、教育費、いろんなものがあるんですけど、だからまあ、その辺がますます私は逼迫されるというかな、うまく回っていくのかなと心配しています。その辺をお尋ねしたいと思います。

**○本田親行財政課長** 御指摘のように、財源については限られております。

国保の繰り出しにつきましては民生費で措置しておりますけれども、極端な一つの費目に偏ると全体の中で調整せざるを得なくなるのは確かでございます。

**○12番沖園強議員** だれが悪いの云々のというような論議もあつたんですが、だれが悪いとは言いきれない部分であろうと私は思うんですけど、この国保会計についてはですね。

先般の南日本新聞等でも報道されておりましたモデル世帯の値上げ分が4万何がしかになるということだったんですけど、我々1人当たり、あるいは1世帯当たりの比較をしても始まらんと。

そのまちの経済情勢、所得情勢というものでいろんな分析ができるでしょうから。

ですから、我々がそれを比較するのはモデル世帯であるということになっていくんですけど、今回の改定部分でモデル世帯のその値上げされた部分が県下の保険者の中ではどういった位置づけになっていくのか、そこをお示しいただきたい。

**○山口英雄税務課長** モデル世帯についての税額の比較でございますけれども、まず、現在の税率でいきますと、モデル世帯、課税所得が200万円で、夫婦と子供2人の4人世帯、収入は夫の給与収入のみ、固定資産税額が4万円と、こういう条件で比べますと、現在の税額は38万7,700円で、県下の高いほうからしますと16位、下から3番目、4番目に位置しているところがございます。これが今回税率を、提案しております税率改定後におきましては、43万2,300円というふうになりまして、県内19市の中で、高いほうから8位という状況になると考えております。

**○神園征市長** 先ほど清水議員の質疑の中で、施政方針で、この健康保険財政について、国民健康保険財政について触れてないという発言がありましたが、今もう1回その施政方針の原稿を見直しますと、約1ページ、字数にすると400字以上にわたってふれてありますので、議員もお持ちのはずですから、もう1回お読みいただきたいと思います。

**○立石幸徳議長** ほかにありませんか。

**○7番禰占通男議員** 私もこの国保の税率改定について質疑しますが、そもそも税率改定の是非というのは、一般市民からの意見とか、そういうのを伺った上で、この税率になったのかどうかをお伺いしたいんですよ。

**○白澤芳輝健康課長** 一般市民から是非がということですが、私ども税率改定をお願いする場合については、国保財政が厳しいという中で、その中で被保険者の方に負担してもらう、言えば、国保会計原則上、やはり、歳入歳出でその財源不足が生じた場合については、原則は、国保税のほうでその財源不足を確保するというのが原則でございますので、それにのっとってやると。

言えば、地方税法上も毎年、そこに必要な医療費分に対して、必要な税を確保するようになっていくわけですので、そういう観点から、一般市民からの是非とか、そういう部分でお声をお聞きしてやるということにはございません。

**○7番禰占通男議員** それでは、審議会とか協議会とか、各項目ごとに相当ありますけど、やはり、その委員たちの意見に沿うことも必要と思うんですが、当局としては、どのようにお考えでしょうか。

**○山口英雄税務課長** 今回の税率改定に当たりましては、市のほうで改定素案を取りまとめまして、国保運営協議会に改定案を諮問し、5月29日だったんですけども、諮問いたしまして、全会一致で異議なしとの答申をいただいているところでございます。

**○7番禰占通男議員** その協議会の市民の代表といいますか、その構成員の職種はどのような方が参加しておられるのかをお尋ねいたします。

**○白澤芳輝健康課長** 条例にも載っておりますけれども、公益を代表する委員が4名、それから被保険者を代表する方が4名、それと医師会・歯科医師会・薬剤師会の代表から4名というふうになっております。計12名でございます。（「7番」と言う者あり）

[携帯電話が鳴る]

**○立石幸徳議長** 3回以内です。

ほかにありませんか。

**○8番城森史明議員** 私は、一般会計の113号について質問します。

その中で、枕崎駅周辺整備事業というのがあります。その中で予算が4,240万9,000円、一般財源から1,880万9,000円という……。

[携帯電話が鳴る]

○8番城森史明議員 すみません、申しわけないです。

まず、内訳をお願いしたいと思います。

○本田親行財政課長 お尋ねの枕崎駅周辺整備事業の事業費につきましては、4,240万9,000円となっているところでございます。その財源につきましては、指定寄附2,360万円を充当しまして、残りの1,880万9,000円が一般財源となっているところでございます。

○8番城森史明議員 その一般財源というのは、水産商工費からということですが、その内容というか、もっと具体的をお願いしたいのと、それと、この周辺整備の内容ですね、その辺をですね、ハード的にどういう設備が建つのか。それとソフト的には、どういう内容で使うのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○本田親行財政課長 一般財源につきましては、国庫補助金であるとか県補助金であるとか、そういう特定財源以外の財源、市税でありますとか、普通交付税のようなものでありますので、一般財源の中身をどう説明ということを求められても、特定財源以外のまあ、市税等の財源ということでございます。

○下山忠志水産商工課長 駅周辺整備のことにつきましては、5月10日の全員協議会でも申しましたが、県の魅力ある観光地づくり事業に25年度事業として提案をしております。その中では、今、24年度で整備をした周辺整備の出会いの広場からのアプローチ並びに下の広場の整備、そして、トイレの整備、なお、いろんなイベントのできる整備、施設の整備というふうなかたちで、県のほうには提案をしておりますけれども、これがそのまま、県のほうでそのまま整備されるというふうには、こちらのほうは要請しますけれども、今のところわからないところでございます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○立石幸徳議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、予算関係議案を付託することに決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時26分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、城森史明議員、吉松幸夫議員、今門求議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、牧信利議員、禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、畠野宏之議員、茅野勲議員、沖園強議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第11号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました議案第119号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員朝田栄子氏の任期が平成25年9月30日をもって満了となりますが、その後任として久木田米子氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○**立石幸徳議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○**立石幸徳議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○**15番 牧信利議員** 基本的な問題をお尋ねしておきますが、人権擁護委員というのは、何をやる仕事なのか教えてください。

今、さまざま人権問題が起こっていますが、それは人権擁護委員の方に相談されたらどうですかと言ったら、余り役に立たない。一体何のためにいるのかというのがわからない。そういう人権擁護委員の仕事ぶりをチェックするのは、どこがするのか。問題点があったときはどこで改善できるのか、教えていただきたい。

○**永留秀一総務課長** 人権擁護委員は、人権擁護委員法によりまして、法務大臣が各市町村の方に委嘱するものでありまして、市長が推薦した者の中から委嘱をするというふうになっております。

業務につきましては、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関すること、それから民間における人権擁護運動の助長に努めること、人権侵犯事件につき、その救済のため、適切な処置をとること、その他人権の擁護に努めることなどが掲げられておりまして、具体的には、法務省の管轄であります知覧の法務局と連携をとりながら、人権相談の特設人権相談を行うとか、あるいは、市民からの人権擁護委員への相談があった場合には、法務局と連絡をとりながら対応するとか、その他、研修会、地区部会を行ったりとか、そういった業務を行っております。

人権擁護委員につきましては、法務大臣が委嘱しますので、その業務内容、そういった指導につきましては、法務省のほうで行うということになっております。

○**15番 牧信利議員** 人権擁護委員に言ったら、法務局に行ってくださいと言われ、それで終わりだったと。それはだれでもできることじゃないですか。相談に来られる人たちは、まさにせつ詰まって、生きるか死ぬかという状態で相談に行かれるわけですよ。ただ事務的に法務局に行ってくださいと紹介することだったら、人権擁護委員はいらんわけですよ。市の相談室でもできることですよ。

なぜ、人権擁護委員というのはつくるのかと。そういう今の実態を見た場合、その必要性があるのかどうかと。この点をお尋ねしておきます。

○**永留秀一総務課長** 相談内容におきまして、人権擁護委員が法的な面などで判断できないという場合には、法務局のほうにつないで、そちらのほうに連絡をとっていくということは、そういう場合は結構あるところであります。

人権擁護委員が必要かということではありますが、法律によって人権擁護委員法を制定しておりまして、国の政策としても人権擁護についての政策を推し進めているところでもありますので、各市町村ごとに人権擁護委員を設置するというのは、必要なことではないかなと思っております。

**○15番 牧信利議員** 人権擁護委員になったらどんな勉強をするんですか。経験があるかどうかわかりませんが、何も知らない人がただなつて、わかりませんと、法務局に行ってくださいと言うだけでは、相談の相手にもなりません。市民の思いにもこたえることにならないと思いますね。

人権擁護委員の活動は、だれがチェックして、指導しているのか、教えてください。

**○永留秀一総務課長** 先ほども御答弁申し上げましたが、法務大臣が人権擁護委員を委嘱しますので、法務省管轄の枕崎で言えば知覧法務局が指導を行うということになっております。新人の人権擁護委員につきましては、知覧法務局のほうで研修会を行ったりして、啓発を行っているということは聞いております。

**○15番 牧信利議員** 学習会というのは、人権擁護委員にはあるものですか。

**○永留秀一総務課長** 知覧の法務局が行う研修会とは別に、枕崎市内に6人の人権擁護委員がおりますが、毎年その6名の人権擁護委員が集まって、研修会を行って、そこに知覧の法務局の職員が来て、勉強会をするというようなことは聞いております。

**○15番 牧信利議員** 実際、聞いておりますという、答弁にはなりませんよね。

一体、どんなことをしているのかと。まともな人権擁護委員としての役目が果たせるような学習が行われているのかどうか、市はつかんでいるんですか。

**○永留秀一総務課長** 市としては、研修会あるいは地区部会の中身までは把握しておりません。

**○15番 牧信利議員** こうして議会に提案してくるわけだから、一体、その人がまともに人権擁護委員の役目を果たすことができるかどうかというのは、つかんでないと提案もできないじゃないですか。それは、議会が決めることだと、私たちには関係ないという立場ですか。市のほうはどうなんですか。

**○永留秀一総務課長** ただいま把握していないと申し上げたのは、研修会の中身と地区部会の中身がどうなっているかということについて把握していないということでありまして、毎回、人権擁護委員に候補者としてお願いをする方については、市のほうで人格・識見、共にすぐれているということで、提案をしているところでもあります。

**○15番 牧信利議員** 一応、市のほうではチェックをするんだと言うんだが、一体、どんなことで評価をするのか教えてください。人権擁護委員に推薦しようとする人を決めるための評価基準、通知簿ですよ。それを教えてください。

**○永留秀一総務課長** 人権擁護委員を推薦するに当たっての評価基準というものは、つくっておりますが、その方を全体的に経歴、あるいは今までの活動している状況、そういったのを把握しておりますので、そういったのを勘案をして、推薦をしているところでもあります。

**○15番 牧信利議員** 答弁を聞けば聞くほどわからなくなりますが、今回出されている推薦者については、それらについて、チェックはきちんとなされているのかどうか。最後にお尋ねしておきます。

**○永留秀一総務課長** 先ほども申し上げましたが、今回推薦する方につきましても、人格・識見、共にすぐれていると判断をして推薦をしております。

**○9番 沢口光広議員** 参考までにお尋ねします。

本市に人権擁護委員6名いるということですけど、任期は何年で、報酬は有償なのか、無償なのか、お尋ねしておきます。

**○永留秀一総務課長** 人権委員の任期は、3年となっております。

それから報酬につきましては、人権擁護委員としての報酬は支払わないということになっておりますが、研修会とかそういった活動につきましては、実費を支給するというところで、法務局の

ほうからは聞いております。

○7番 禰占通男議員 確認のためにお尋ねしますが、この人権擁護委員は市民の相談を受けるということですね。法的なことの解決のために。それで一応、内容の把握はしてないと、そのことだったみたいなのですが、やはり、市民が擁護委員6人に、年間何件ぐらいの相談が寄せられて、それをどのように解決したのかって、事後報告でもいいからやはり、それはこれからの枕崎をよくするためには必要ではないかと思いますが、当局の考えをお伺いしたいです。

○永留秀一総務課長 市が委嘱する相談員もいるわけですが、そういった方については、市の業務ということで、相談件数などは把握はしているわけですがけれども、人権擁護委員につきましては、法務省が委嘱するというので、今まで相談件数とか、そういったものについては、しっかり把握はしてきておりませんが、市民会館で特設人権相談を行うときには、今回は何名の方が相談に来られましたとか、そういったかたちでは、聞いておりますが、全体的には把握はしておりませんので、今、議員が言われましたような件数の把握については、今後、努めていきたいと思っております。

○7番 禰占通男議員 もう一つつけ加えたとしたら、それがどのような内容のものということも私は必要ではなかろうかと思っておりますが、今後の取り組みは、どのようになさるつもりですかね。

○永留秀一総務課長 人権の相談に伴う内容につきましては、非常にデリケートなものが多いと思っておりますので、内容までについて、人権擁護委員にお伺いするというのはどうかと思っておりますので、件数だけにとどめたいと思っております。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第11号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの表決権を有する議員数は15人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

なお、牧信利議員は議席において、一番最後に投票することにいたしたいと思っておりますので、御了承を願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に8番城森史明議員、9番沢口光広議員、10番畠野宏之議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成14票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第119号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第12号農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、禰占通男議員の退席を求めます。

[禰占通男議員 退席]

○立石幸徳議長 議会の推薦する農業委員会委員に欠員が生じたことに伴い、市長から推薦依頼がありました。

お諮りいたします。

禰占通男議員を学識経験を有する農業委員会委員に推薦してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、禰占通男議員を学識経験を有する農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

禰占通男議員の着席を求めます。

[禰占通男議員 着席]

○立石幸徳議長 次に、日程第13号の繰越明許費繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項第2号繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

これは、3月定例会において議決をいただきました平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）第2条の繰越明許費及び平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 本日は、これをもって散会いたします。

午前10時53分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成25年6月10日)

平成25年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成25年6月10日 午前9時28分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	牧 信 利 議員 (20ページ～23ページ)
		沢 口 光 広 議員 (23ページ～33ページ)
		城 森 史 明 議員 (33ページ～43ページ)
		清 水 和 弘 議員 (43ページ～53ページ)
		豊 留 榮 子 議員 (53ページ～63ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11 番 吉 松 幸 夫 議員  
13 番 中 原 重 信 議員  
15 番 牧 信 利 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10 番 島 野 宏 之 議員  
12 番 沖 園 強 議員  
14 番 吉 嶺 周 作 議員  
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記  
宮 崎 元 氣 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時28分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おきください。

これから一般質問を行います。

質問は、1番牧信利議員、2番沢口光広議員、3番城森史明議員、4番清水和弘議員、5番豊留榮子議員、6番禰占通男議員、7番吉嶺周作議員の順に行います。

牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○15番牧信利議員 おはようございます。

いつも皆さんの配慮をいただき、議会活動をやっております。本日もよろしくお願ひいたします。日本共産党の牧信利です。

桜山東町の用水路用地買収にかかわる裁判について、市長の考え方をお尋ねいたします。

宮崎高裁の判決は、鹿児島地裁に続いて、市の請求は棄却されました。市の請求は、裁判所では認められなかったわけでありまして。これに対して市は、上告をしなかったということでありまして、このことによって、判決は確定されたのだと思います。この判決によって桜山東町499番の1にある水路部分は、市は、訴訟相手である\_\_\_\_\_さんのものと確定をしたことになるのではないかと思います。

市長は、この判決を受けて、この問題についてどのような対処をしていくのか。その考え方をお尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 裁判で時効取得が認められなかった部分、これは桜山東町499番1の一部、4.37平方メートルでありました。この部分にいわゆる内水路が1.86平方メートル通っているようであります。

この水路は、地域の水田になくてはならないものだと考えますので、解決策としまして、相手方に売っていただくのが一番の解決策と思っておりますので、その線に沿って相談してみたいと思っております。

[傍聴席で「無理じゃ」と言う者あり]

○立石幸徳議長 傍聴席は静粛にお願いいたします。

○15番牧信利議員 ただいま市長のほうからこの土地の、売っていただきたい、相談したいということでありまして。それはそれで結構ですが、大体いつごろをめどに解決を図ろうと考えておられるのか、お尋ねします。

○真茅学農政課長 早い時期に相手の方に相談に行ってみたいと考えております。

○15番牧信利議員 その時期については、相手方と相談をしたいということですが、この裁判問題が起きたときに、裁判を起すよりも、相手ときちんと話をしたらどうか。そのほうが簡単に解決するんじゃないのかということをお申し上げました。しかし、市長は、この話し合いを拒否されました。裁判の結果によって、今度は相談したいと。それはそれで結構ですが、この裁判によって、被告である\_\_\_\_\_さん一家の受けた大変な被害について、どのように考えておられるのか。この点について、お尋ねして終わります。

○真茅学農政課長 いろいろこの訴訟を起す前に、相手方に御相談に行って、うまく交渉がまとまらなかったと、そういうことで訴訟になったわけでございますけど、訴訟に係る期間中については、相手にもそういういろいろ御苦勞をかけたんじゃないかと考えております。

○15番牧信利議員 話し合いをするということは、当然、市がどういう立場であるのか、こういうものについても、きちんとしておく必要があるのではないかと思います。

そういう\_\_\_\_\_さん一家が受けた裁判による精神的、また物質的な大きな損害に対して、それら

についての補償をする考えはあるのかどうか、お尋ねしておきます。

○真茅学農政課長 現時点で、今の件につきましては、何も検討はされてないところでございます。

○15番牧信利議員 それは、相手と話してみないとわからないわけですが、実際は、これまでの市は、この問題でさまざまな対応をしてこられました。里道を換えん地としてやるんじゃないか。また、そういうことを言いながら一方では、裁判になるとそんなことは言っていないと、全く反対のことを裁判で言っています。

そういう市の行ってきた行為に対して、被告人は極めて大きな不信を持っていると。市の言っていることは、信用できるのかどうか。ここにあるわけですね。

それでは、お尋ねしておきますが、相手と相談をしたいというわけですが、いつごろまでに解決を目指しているのか、これをお聞かせください。

○真茅学農政課長 先ほども答弁いたしましたけれども、早急に解決したら、できたらありがたいと考えているところでございます。

○15番牧信利議員 この裁判が起きたときに、被告に対しては、多くの方々からもいろんな心配の声が寄せられました。お客さんが減るんですよ。裁判やめたほうがいいんじゃないですか。こんなことも言っている。それは、心配して言ってくれるんですが、世間の人、市と相手と裁判で闘うことは、被害を受けるんですよ、十分わかっているわけです。そういう中で、崩れることなく一貫して頑張ってきて、その結果が今回の判決となっているわけでありまして。

であれば、市は、自分たちがやってきたこれまでの被告に対する対応を具体的に反省して、それらにどう補っていか。こういうものもきちっとしていくべきだと考えます。そういう点の検討する考えはあるのかどうか、お尋ねしておきます。

○真茅学農政課長 先ほども答弁いたしましたけれども、今回の裁判の訴訟の中で、相手には大変な御苦勞はかけたと考えております。ただ、今後、相手方と相談させていただきたいと思っておりますので、いろんなことはその経緯の中で検討されていくものと考えております。

○15番牧信利議員 先ほど市長は、この地域には必要な水路だというふうにお答えされました。この水路を受けて、米づくりをしている状況をお聞かせください。水田面積とそれにかかわる農家戸数、どうなっていますか。

○真茅学農政課長 今回の水路にかかわる受益農家数は145戸、受益面積が19.5ヘクタールとなっております。

○15番牧信利議員 今、梅雨に入っていますが、今、全国的には、ことしの梅雨は、降水量が少ないと言われていています。米づくりにおいて、水の必要な時期はどういう時期か。これらについて、ちょっと農業の専門家である農政課長に教えていただきたいと思います。

○真茅学農政課長 基本的には、作付全般にわたって水は必要なわけでございますけれども、特に、作付前から生育期、その期間が水は特に必要と考えております。

○15番牧信利議員 田植えのときには、もちろん水を必要ですが、稲刈りになるまでの間に、水の必要な時期はどういう時期か。そのことは、どうなっていますか。

○真茅学農政課長 細かくは私もよくわかりませんが、先ほど言いましたように、作付前から水を引かして、そして作付、その後、ずっと生育過程がございますので、その期間が特に、水は必要だと。あと、刈り取り前になりますと、逆に水が入っていると不都合が生じますので、その時期は水を落とすと。そういう、詳細にはちょっとわかりませんが、そういうことだと思っております。

○15番牧信利議員 農家の人が必要な時期に水の確保ができることをきちんとしておくべきだと思うんですね。ただ、今の現状を見ますと、判決にもありますように、この\_\_\_\_\_氏の所有となっている桜山東499の1、ここにある水路は、当然、使用できなくなると考えていますが、

この点についてどう思いますか。

○真茅学農政課長 使用できなくなるとすれば、これはもう農家の方々に大変な影響が及ぶということでございますので、先ほども言いましたように、何とか相手に売っていただけないか、相談してみたいと思います。

○15番牧信利議員 個人の所有する土地の上に公共施設である水路が設置されている。こういうのは、まさに違法な状態だと思います。そういう状態を早く解決することこそが、この問題の根本的な解決につながっていくと思います。

そういう点からいけば、現在の水路の状況は、市としては、違法状態だと認めているのかどうか。改めてこの点をお尋ねしておきます。

○真茅学農政課長 違法状態かどうかというのは、この場では答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○15番牧信利議員 個人有地に市道をつくる、勝手につくる、そんなことは違法状態じゃないんですか。当然、地主の承諾があれば別ですが、承諾なしにそういうことをやったら、これは、行政が不法行為をやっているということと同じではないかと思えます。

こういう不法な状態を早く解消する、これが今、市がとるべき立場であると思いますが、それについてどう思いますか。

○真茅学農政課長 先ほども申しましたけれども、早急に問題解決が図られるよう、努力・相談させていただきたいと思っております。

○15番牧信利議員 課長の答弁どおりだと思います。そこで、いつまでに解決しますか。お尋ねします。

○真茅学農政課長 いつまでというのは答弁できないわけでございますけれども、早急にできたらありがたいと思っております。

○15番牧信利議員 最後に市長にその考えをお尋ねしておきます。

早急な解決が必要だと、今お尋ねしましたが、市長自身は、この問題の解決にどう取り組んでいくとお考えか。最後にお尋ねしておきます。

○神園征市長 この水を通すとか、あるいは囲繞地において、そこを通れないと通行できないといったようなところでのいわゆる通行権、これについては、特別な定め等があるようでございますので、弁護士ともよく相談しながら、いつときも早く解決できるようにお願いをしていきたいと思っております。

○15番牧信利議員 特別なこととは、どういうことを言うんですか。

○神園征市長 いわゆる特別なことでして、ここに法律書を持っておりませんし、通水権とか通行権について、私が詳しい専門家でもありませんので、ここでは答弁はいたしかねますが、弁護士からは、そのような話を伺っております。

○15番牧信利議員 特別なことということをお答弁されました。これ、はっきり言えば、事態の解決を長引かせることになるんじゃないですか。

特別なことと、具体的にどういう事例を言うのか、具体的に挙げていただいて、答弁ください。

○神園征市長 先ほどもお答えしたように、私は法律の専門家でもありません。法律でもまたかなり難しい、込み入ったいろいろなことがあるようですので、そのことについての答弁は差し控えたいと思います。

○15番牧信利議員 いろんな問題について、裁判でやってきたわけでしょ。それが認められなかったわけですよ。裁判が判決が出た。今になって、またいろいろなことがありますからと言いつつ始めることは、はっきり言ったら、事態の解決を先送りするということになるんじゃないですか。もう少し、きちんと解決に向けた市長の決意を明らかにしてください。

○神園征市長 何回も申し上げているとおり、相手方をお願いして、理解をいただきたいと思っ

ています。

○15番牧信利議員 はっきりしませんね。市長が今、答弁されていることは、これまでの裁判の中でやってきた話ですよ。それが認められなくて、判決が出たんですよ。

判決が出た今になっても、またいろいろなことがあります、複雑なことがありますと言いだめると、何で上告しなかったのかということになりますよ。そんなに文句があるんだったら、上告をして、裁判をやればよくなかったですか。なぜやらなかったんですか。

○真茅学農政課長 上告しなかったのは、いろいろな総合的に判断して、しなかったとございます。

○15番牧信利議員 当局の考え方は、何とかごまかして、先送りしたいという考えしか受け取れません。

判決が出て、この判決を守って取り組む考えがあるのかどうか、市長にお尋ねします。

○神園征市長 さきの裁判では、所有権の問題を争ったわけで、その中で時効取得も主張したわけでありまして、今度の水を通すとか、そういったことは、裁判の中では争われていないのではないかと、こう思います。

何度も申し上げますが、相手方に御理解いただくように、お願いをしていきたいと思えます。

○15番牧信利議員 お願いをしていきたいということだけわかりました。

ただ、どうしてもわからないのが、裁判を自分でやっておきながら、判決が出たら別なことを言い出すと。こんなのは全く卑劣な行為ですよ。

総務課長にお尋ねしますが、判決に対して、国民がどういう対応をすべきかと考えますか。

○永留秀一総務課長 私も法律の専門家ではないので、よくわかりません。

○15番牧信利議員 基本的なことを聞いただけですから、あなたの個人的な見解を聞く必要はないんです。

裁判所に訴えて、裁判所が判断を下した場合、国民としての判決に対する対応はどうすべきなんですか。これ、初歩的な話ですから。これ、総務課長がそんなくらのことを答えられんで、どうしようもないじゃないですか。裁判をして負けても構いませんよと、ほっとけばいいですよと、こういうことですか。

○永留秀一総務課長 先ほどの答弁のとおりでございます。

○15番牧信利議員 昔、私は、助役から聞いたことがあります。議会というのは、滑った、転んだと言っとれば終つとよと、そういう話を聞いたことがあります。今の皆さんの答弁は、まさにそのとおり。あっち行って転んだ、こっち行って滑ったと言っておれば、結局、議会は済むんですよ。しかし、そういう皆さんの態度が、市民に大きな被害を与えている。そのことは許すことができないわけですよ。

市長が最初言われたように、誠意を持って、この問題解決に当たるかどうか、最後にお尋ねしておきます。以上です。

○神園征市長 今回は、お願いする立場ですから、当然、誠意を持ってお願いをしたいと思えます。

○15番牧信利議員 私は、市民に対して対応は、誠意を持って、きちんと対応していただくことを最後に強く求めて、質問を終わります。以上です。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前10時1分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9 番沢口光広議員 皆さん、おはようございます。沢口光広です。

6月に入り、いよいよ梅雨本番を迎えようとしております。市内のいろんなところで、色鮮やかなアジサイの花を見かけるきょうこのごろですが、心洗われる思いがするから不思議なものです。

話は変わり、私は、枕崎市の繁栄・発展のためには、広報のあり方が最重要であると思い、秘書広報係で仕事をしてきた桑原英樹さんには、常日ごろから激励の声をおかけしてきました。

そのような中、「広報まくらざき」が2013年全国広報コンクールで、見事に入賞しました。この受賞は、秘書広報係で取材・編集を担当した桑原英樹さんはもちろんのこと、広報係関係者の平素からの地道な取り組みが、荣誉ある受賞につながったものと思います。まことにおめでとうございました。

今後とも、南日本新聞の有馬記者や、テレビ局の関係者と緊密な連携を図り、枕崎市のあらゆる行事などの取り組み状況を掲載していただき、枕崎市民に希望と活力を与えていってほしいと思います。

それでは、私から見た枕崎の当面の諸問題4点について、通告書に基づき、質問させていただきます。

市長にお尋ねします。4月28日、JR最南端の始発駅・終着駅である枕崎駅舎が完成いたしました。枕崎駅は、本市の表玄関であり、観光面等において、起爆剤にならないといけないと思いますが、市長は今後、どのような全体構想をもって取り組んでいかれる予定なのか、お伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 枕崎駅に関する件につきましては、これまでも、るるお話し申し上げてきたかと思えます。

幸いに乗客や、それから駅の見物に訪れるお客さんも、以前よりは、うんと増したと思っておりますので、ああいう方々を枕崎市の観光、産業等の見学、そういったものに生かせるように取り組みをしたいと思っております。これも前、発表しましたけれども、以前、鹿児島交通のバス置き場になっていた土地を利用して、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業、それをやっていただけるということですから、そういったものと相まって、もっと魅力のある駅、あるいは駅周辺にしたいと思えますし、そのことが、枕崎の先ほど申し上げたような観光とか産業の見学とか、そういったものにつながっていくように、頑張りたいと思っております。

○9 番沢口光広議員 市長とは、駅舎で何回もお会いしまして、やっぱり駅舎のことを真剣に考えてくれているんだなど、常日ごろ感じております。

私は、市議会だより6月号の編集後記にも書いたのですが、駅舎のオープンが4月28日で、S-1グランプリ2連覇達成等が、追い風になっているのかどうか、最近、県内外から多くの観光客が枕崎の地に訪れている光景をよく目にします。

私は、駅舎、明治蔵、火之神公園はもちろんのこと、枕崎市のホテル駐車場、お魚センター駐車場等も毎日見に行っているのですが、県外のナンバープレートをつけた車、また、ひらがな「わ」ナンバーのレンタカー、これが相当数、枕崎の地に来てくれているのです。

そして、枕崎鯉船人めしを取り扱っている店に行けば、10人ぐらいが行列をつくっている店もあり、先日は昼12時ごろ、あるお店に行ったところ、もう御飯が底をついて、今、御飯を炊いているところだと、一、二時間後に来ていただけませんかというお店もありました。

そのような意味において、本市に着実に経済効果が生まれようとしております。

私は今後、枕崎を観光面を中心として経済活性化を図っていくには、今後の取り組み方が非常に大事だと思っております。

抽象的な質問かもしれませんが、本市の表玄関である枕崎駅を中心として、多くの観光客を枕

崎の地に呼び寄せるためには、当面どのような点に力を入れていったらいいのか、当局にお尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 4月28日に枕崎駅舎が完成いたしました。

今後は、この駅舎及び駅周辺施設を本市の観光拠点施設として位置づけ、風の芸術展の立体作品が立ち並ぶアートストリーートのまち歩き、船人めしやかつおラーメンを初めとした食べ歩き、お魚センター、かつお公社、明治蔵、火之神公園等の観光スポットめぐり、山幸彦伝説や黒島流れ、西郷隆盛の島流し帰途の寄港場所等、神話や史実を活用した観光ルートの開発、空港跡地に建設される天文観測所の活用など、周遊性の高い観光振興策に取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、指宿市や南九州市、南さつま市などとの南薩地域の広域観光ルートの構築を図りながら、観光客の誘致を促進する取り組みに努めますとともに、枕崎駅から本土最北端始発・終着駅「稚内駅」までの最南端と最北端を鉄道で結ぶ旅行企画の誘致、枕崎のかつおぶしやカツオと稚内の昆布を使った新商品開発など、新たな展開を目指して観光や産業振興、地域経済の活性化に努めていきたいと考えております。

**○9番沢口光広議員** 枕崎に多くの観光客を呼び寄せるためには、数多くの広報媒体を積極的に活用することじゃないかと思うんです。

今の時代、情報提供、情報収集する、風光明媚、食のまちの枕崎を全国にPRすることが大事だと思います。例えば先日、木村庄之助さんがテレビや新聞で枕崎駅舎や火之神岩を紹介してくれましたが、すごい宣伝効果があったと思うのです。

今後、全国のJR主要駅、緑の窓口や交通公社に、「JR最南端の始発駅・終着駅枕崎によるこそ」のポスターをつくり、掲示していく考えはないのか、お尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 情報発信につきましては、枕崎市を初め、観光協会、お魚センター等、ホームページを立ち上げておりまして、今後その中身についても詳しく検討を図り、改訂をしながら情報発信をしようとしておりまして、その駅に対してのパンフレット等に新たなパンフレットの取り組みについては、今のところ計画はございません。

**○神園信二企画調整課長** 広報媒体への働きかけでございますが、4月28日の駅舎のオープンの前には、JTBの時刻表、それと鉄道ジャーナルという鉄道マニアの機関紙、それと旅の手帳という古くから発行されている旅行誌がございますが、こちらの編集部まで、ちょうど東京に出張する予定がございましたので、足を運びまして、このような駅舎が新しくできますと。市民の力でできますということで、PRをいたしまして、取り上げていただいた経過がございます。

また、こういう取り組みにつきましては、それぞれ担当におきまして、いろいろなところに出張する機会がございますので、その機会をうまく利用をして、また努力を重ねていきたいというふうに考えております。

**○9番沢口光広議員** さすが、企画調整課長です。

JR期成会等を通じて、JRの時刻表や日本鉄道の旅の本に枕崎駅舎や枕崎から見た薩摩富士を無料で掲載していただけるように、十分依頼していただきたいと思います。

また、さつま白波は、テレビコマーシャルでは日本でもトップクラスの会社です。JR最南端の枕崎駅舎を1秒でもいいから放映していただけないか、白波本社に相談、依頼等をしてみてはいかがでしょうかと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 白波さんにつきましては、一企業でもございます。私たちは、そこに出向いてお話はしてみたいと思いますけれども、取り上げていただけるかというのは、まだわからないところでございます。

**○9番沢口光広議員** 次に、観光ルートと交通アクセスの整備・充実について、お尋ねいたします。

私は、枕崎の観光ルートは現状では、枕崎駅、お魚センター、明治蔵、火之神公園が観光ルートとっております。

しかし、こうして駅を見に行けばですね、関東・関西から、JR枕崎駅を見に来てくれているんですが、観光客は、明治蔵や火之神公園に行くにはバスがない、タクシー代が高い、ということですね、結論はもう駅周辺を1時間ぐらいうろうろして、次のJRの列車の便で指宿や鹿児島にトンボ返りしている光景を何回も見ております。

今後、お魚センター・明治蔵・火之神公園行きのバスを走らせることや、レンタサイクルの検討はしていかないのか、当局にお尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 公共交通機関を利用して来られた観光客、特にJRの利用者は、折り返しの発車時間等を有効に利用できていないのが実情でございますけれども、25年度で、駅舎西側を整備し、レンタサイクルでアトストリートや地場センター、お魚センター、明治蔵など観光スポットを散策しながら、火之神公園までのルートを観光案内所にて案内をしていくように考えているところでございます。

現在におきましても、観光案内所のほうではレンタサイクルの御案内をしているところでございます。また、駅から直接火之神公園までは、今のところタクシーかレンタサイクルしかない状況でございます。

以前は、火之神公園と枕崎を結ぶバス路線がありましたが、その後、夏休みだけの運行の期間を経て、現在は廃線となっているところであります。

枕崎駅から直接火之神公園へ移動するための利便性の向上は、ただいま課題となっているところでございますので、関係機関とも話し合いを続けていきたいと思っております。

**○9番沢口光広議員** すぐは無理かもしれませんが、火之神公園行きのバス、夏休み期間中でもいいから試験実施、難しいんでしょうけど、鹿児島交通等とも相談して、近い将来、3年後、5年後、10年後か知りませんが、やっぱりそういう時代が来て、初めて枕崎のこの観光ルートと言うんですか、活性化が図られると思いますので、一度検討していただきたいと思っております。

それと、以前にも話しましたが、知覧特攻基地、年間60万人ぐらい観光客が来てくれるわけなんですよ。

ところがどっこい、枕崎に来るバスは夕方5時半、6時20分しかない。これを昼間に、鹿児島中央駅から知覧までは1時間に1本ずつ走っているんですけど、昼間帯、枕崎に2本ぐらい走らせてくれるような、そういうのも一度、どれぐらいお金がかかるんか知りませんが、それも一度、鹿児島交通等に相談というんですか、一度また検討していただければなと思っております。

とにかく、知覧に来た多くの観光客をですね、せっかくだから枕崎の地まで呼び寄せる努力を、やっぱりしていくべきだと思います。

**○神園信二企画調整課長** 議員のおっしゃいますとおり、知覧の特攻基地のほうには多くのお客様がお見えでございますが、そのほとんどが、観光バスの団体のお客様ということでございまして、ほとんど、その交通の手段は観光バス、団体バスというかたちでございまして。

このほかにも、それぞれの公共交通等を使っていらっしゃるお客様もいらっしゃるかと思っております。

議員御指摘のとおり、今、知覧から枕崎に向かってまいりますバスの時刻が、知覧を6時40分、13時、16時20分、18時10分という時間帯の、いわゆるこれは生活路線、知覧から枕崎方面に買い物・病院というふうな生活上の理由での交通移動というふうな状況でございます。

こちらの路線の赤字の状況でございますが、大きな赤字が出ておまして、国のほうから約300万円、県のほうから約300万円、それと事業者である鹿児島交通さんが150万円と。合わせますと750万円の年間の赤字、行政の負担としましては、県と国で600万円程度、年間この路線だけで出しているというふうな状況でございます。

この路線を本数をふやしまして、さらに、もし赤字が出るというふうな状況でございますと、本市だけのこの赤字の負担ではございませんで、南九州市のほうにも、この赤字の負担を求めなければならぬというふうな問題等もございますので、慎重にこの辺の検討につきましては、慎重な検討が必要ではなかろうかと。南九州市が了解するのかどうかというところも含めまして、検討していきたいというふうに思います。

**○9 番沢口光広議員** 今のはちょっと、私と考え方がちょっと違うですけども、時代は変わってきているんです。枕崎に多くの観光客を呼び寄せるには、今一步踏み込んでいく必要があるかと思っておりますので、また、前向きに検討・研究していただきたいと思います。

続いて、今後JR指宿枕崎線の乗車率を高めていく必要があるかと思われませんが、当局はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

**○神園信二企画調整課長** さきの全員協議会でも、同じような御質問をお受けしております。

JR指宿枕崎線の乗降客の増加対策としましては、従前から市内の幼稚園、小・中学校のほうに対しまして、遠足などの学校行事に、ぜひJR指宿枕崎線も使っていただきたいというふうなお願いもしておりますが、運行便数の関係、さらには、運行時刻が学校行事等に使用するにはマッチしないというふうな事情もありまして、なかなか利用が進まない状況でございます。

そこで、運行便数の増加、それと運行時刻の変更等につきましては、毎年行われておりますJRへの要望活動のたびごとに、具体的な時刻を示して要望も繰り返しております。

今回の駅舎及び駅舎周辺整備によりまして、本市観光の出発点・起点が確立したところでございますので、これらを観光振興の起爆剤ということで、市外からの入り込み客数をふやすことによりまして、JR指宿枕崎線の乗降客も増加するものと期待をしているところでございます。

**○9 番沢口光広議員** やっぱり、この乗車率を高めていくためにはですね、小学生・中学生の一日遠足、例えば枕崎からJRを使って開聞岳登山、長崎鼻、フラワーパークへの見学、また、指宿からはJRを使って枕崎のほうに来ていただき、火之神公園、明治蔵、今度天文台もできるみたいですけど、そのような見学。それと、いで小屋、かつおぶし製造のつくる、そういう見学。

お互いがこの相互交流を図る話し合い、これを教育委員会にはですね、指宿のほうと、一度前向きに、腹を割って話し合ってもらいたいと思います。

それでは、現実的な質問をいたします。

私は3月議会で、本市は南国情緒豊かな花や木が極めて少ないので、植樹をする必要があるのではないかと質問しましたが、国道や県道は南薩振興局が窓口だと思いますが、本市の幹線道路の要所要所に、ソテツやハイビスカス等を植樹するような話し合いは行ったのかどうか。また今後、行っていくのかどうか、建設課長にお伺いいたします。

**○俵積田清文建設課長** 要所要所に、そういうソテツ、ハイビスカスの植栽についての依頼というかたちで、県道・国道と協議をしたことはございません。

**○9 番沢口光広議員** 私、一度、南薩振興局に行ったらですね、ああ、いいことですねと言うてました。だから、一度ぜひとも検討を、南薩振興局と一度話し合っていただきたいと思います。

それから、枕崎駅が完成し、今後、観光客が数多く枕崎のまちを訪れ、散策等してくれると思いますが、ロッカーをどうして設置しないのか。私以外にも、ほかの市議会議員でも、何回も同じようなことを言うてんですけど、結論はロッカーを設置してくれない。

我々、旅行に行ったら旅行かばんを持って行って、ロッカーに預けてから散策するでしょう。どうして、枕崎はそれができないのか、当局の見解をお伺いいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 観光案内につきましては、ただいまのところ、駅前の観光案内所で案内をしておりますけれども、観光案内所を利用する観光客の皆さんの荷物の預かり業務は、現在は無料で観光案内所の職員が対応しております。

荷物の預かりの利用は、平均して月に現在のところ約40件弱で、荷物を無料で預かりながら、

職員がお客様と観光情報の対話をすることでお客様にも喜ばれ、それが、観光案内の目的の一つでもあり、お土産を買っていただいたりする場合もあるようで、今のところ、コインロッカーを急いで設置しなければならないほど、お客様に大きな支障は来していないようでございますけれども、4月28日に枕崎駅舎が完成しておりますことから、今後、状況を注視しながら、緊急性や費用対効果、設置場所や案内所の開館時間等を考慮しながら、指定管理者である枕崎市観光協会とも連携して検討していきたいと考えます。

○9番沢口光広議員 私は正直言ってですね、今の話を聞いて情けない。どうですか、皆さん、消極的でしょう、あまりにも。ロッカーぐらい、設置していきましょうよ。そういう受け皿の準備をすることが大事なんです。そうしないと、観光客なんか来ませんよ、後ろ向きな発言では。以上です。だから、ロッカーの設置を前向きに検討していつてもらいたいと思います。

それから、駅舎の維持管理にはお金、費用が生じるかと思うんですけど、駅前に有料広告看板の設置、年間契約等は考えてはいないのか、お尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 現在のところ、計画はいたしておりません。

○9番沢口光広議員 都会に行ったら、駅に有料広告看板あります。結構、お金が入ってくるかと思えますんで、一事例を言うならば、小原病院、サザン・リージョン、光タクシー、南興タクシー、ステーションホテル、いっぱいね、そういう看板を立てたら、年間契約したら、ある程度駅舎の維持管理の費用も少しは生まれるかと思えますんで、また、検討していつてもらいたいと思います。

それから、以前、皆さん御存じかと思うんですけど、以前、北海道の愛国駅・幸福駅間の切符を欲しがらる鉄道ファンが北海道を訪れる、そういう光景を見たことがあるかと思うんですけど、JR最南端の終着・始発駅である枕崎駅記念切符を発売するのも、観光客を呼び寄せる一つの作戦だと思いますが、JR九州等に相談する考えはないのか、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 4月28日の駅舎の落成に合わせまして、落成記念の駅舎の入場券というものは期成会のほうでつくって発行をいたしました。

で、その後、継続してというところのお話ではございますが、これに関しましては、駅舎建設期成会のほうで、今度は落成記念の記念切手を作成をしたいという計画を持っております。

枕崎駅を訪れていただいたお客様が、せっかく最南端のJRの始発・終着駅まで来たのに、何か記念になるものが欲しいという声がありましたので、期成会のほうで、そのような計画をしているところでございます。

○9番沢口光広議員 今後とも、行政は期成会、各ホテル、タクシー会社、飲食店、お土産屋、商工会議所等と観光面全般について緊密な連携を図っていき、相乗効果が生まれていくことを期待しております。

続いて、教育関係について質問いたします。

教育は、人が人として社会生活をしている上において、極めて大事な問題だと思います。今春、大隅半島で高校の統廃合が行われました。

そのような中、5月30日付南日本新聞で、山川高校は7月に行う中学生進学希望調査の結果次第では、早ければ来年度から、募集停止を検討しているということが報道されました。

このことについて、当局は把握されておられるかお尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 御指摘の件につきましては、承知しております。

○9番沢口光広議員 昨年も同じような質問したんですけど、一つの高校が廃校になるということは、そのまわりの経済面だけでなく社会全体が活力なり、衰退していくものと思われれます。廃校になってから、ああしとけばよかったな、こうしとけばよかったなと言っても、後の祭りです。

私たちは、やっぱり枕崎の将来の子供たちのことを考えて、通学等に支障を来さないように、今のうちから高校存続に最善を尽くしておく必要があるかと思えます。

続いて、ことしの枕崎高校の入学者は、定員120名のところを103名しか入学しておらず、昨年に引き続き、定員割れ、入学率86%になったことについて、当局は把握しておられるかをお尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 定員割れの状況であることは、承知しております。

○9番沢口光広議員 枕崎高校は、入学率86%であったものの、少子化の今日、加世田高校、川辺高校、穎娃高校、薩南工業、いずれも定員割れを起こしているんです。枕崎は、入学率86%だったけど、まだ被害を最小限に食いとめたと言えます。

本市中学校から何名の生徒が枕崎高校に進学しているかを、当局にお尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 現在、枕崎高校には、本市4中学校から1年生53人、2年生44人、3年生49人の合計146人が在学しております。

平成24年度末の進学状況であります。枕崎中学校から21人、桜山中学校から12人、別府中学校から4人、立神中学校からは16人の合計53人です。

○9番沢口光広議員 本市4中学校から加世田高校、川辺高校に通学している生徒が、何名であったのかをお尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 平成24年度の各学年の通学状況であります。加世田高校につきましては、1年生28名、2年生39名、3年生45名の計112名です。

川辺高校につきましては、1年生22名、2年生14名、3年生17名の計53名です。

○9番沢口光広議員 南九州市及び南さつま市から、何名の生徒が枕崎高校に進学しているかをお尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 南九州市の生徒は、1年生26人、2年生39人、3年生28人の合計93人です。

南さつま市の生徒は1年生22人、2年生13人、3年生21人の合計56人です。

○9番沢口光広議員 今、質問していきましても、簡単に言うたら去年よりはだいぶましになったんですけど、いまだに枕崎高校の生徒、半数よりやや多めに、南九州と南さつま市のほうから来てるんです。枕崎高校の生徒、簡単に言うたら地元の子より、まだまだ南九州、南さつま市から来てる生徒が多いということを知っていただきたいなど。

それと、枕崎から、その加世田高校、川辺高校に行ってるのが165名おるんです。ということで、まだまだこちらから向こうのほうに知的財産が流れてるということ、市長は知っておいていただきたいなと思います。

それとですね、参考としまして、鹿児島水産高校にも私は行って、教頭先生と会ってきました。

教頭先生がですね、鹿児島水産高校には、枕崎から102名の生徒が現在、在学してくれておると。

水産高校は専門的・特殊な学校であり、県全体から、ほかの市町村から入学してくれているが、やはり、水産のまち枕崎市から102名の生徒が入学していることに、非常に感謝しておりますという教頭先生のお話でした。

そして、水産高校では現在、育てる漁業、チョウザメ、ヒラメ、クエ等の養殖漁業に力を入れております。また、市議会議員、市役所の関係者の皆様、視察・見学に来ていただければ、大歓迎するとのことだったので、報告しておきます。

続いて、今春、枕崎高校から大学等に合格したのは、何名であるかを把握しておられるか、お尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 今春の大学進学状況につきましては、国立大学3人、私立大学21人、公立短期大学2人、私立短期大学等8人の合計34人です。

○9番沢口光広議員 昨年はですね、国立大学1名、私立大学8名しか行ってなかったんです。私もびっくりしました。

校長先生、教頭先生の頑張りがあってですね、ことしは国立大学3名、県立短大2名、それから私立大学が、ええと……、何名かな。私立大学が29名、専門学校に64名が進学したということです。そして、高校にあってはですね、今後、就職のほうも、一流企業、一流デパート等に就職できるように頑張ると。そして、大学受験を受けたい方には、センター試験、個々の大学受験等に向けて、補習授業等を強化していくということでした。魅力ある高校づくりに頑張っていくので、よろしくお祈りしますという回答でした。

続いて、本市の現在の小学生の生徒数は217名であるが、現在の生徒数は165名なんですけど、数年後、どのような現象が生じると予測されているのか、教育委員会にお尋ねいたします。

**○木之下浩一学校教育課長** 平成25年度の6年生の児童数は217名であり、現在の5年生、4年生、3年生、2年生、1年生は、それぞれ、166名、186名、179名、162名、165名と、少しずつ減少する傾向にあります。

また、平成26年度から平成30年度までの新入学予定児童数は、それぞれ142名、173名、151名、154名、126名と、減少傾向にあり、総体的に小学校の児童数は減少することになります。

**○9番沢口光広議員** 私が何を言いたいかと言えそうですね、数年後には生徒数が極めて少なくなり、県内高校等の統廃合は必ず行われ、私立高校にあっては、倒産する高校や廃校に追いやられる高校が生じることが予測されるのです。

だから、我が枕崎市は、枕崎高校が統廃合されないように、今のうちから危機感を持って対策を立てておく必要があるかなと言いたいのです。

最後に、教育委員会はもちろんのこと、我々はあらゆる会議・会合等を通じて、原則として、地元の子供たちは地元の高校に進学させるように努めるべきではないかと思うんですが、当局の見解をお伺いいたします。

**○木之下浩一学校教育課長** 教育委員会では、市の管理職研修会、進路指導主任等研修会等の機会を活用し、地元高校のことについて、理解を深めるように努めております。

また、県立高校は、市教育委員会の所管する学校ではないため、強制的に進学を勧めることはできない状況にありますが、各中学校においては、地元高校の入学説明会の実施や、体験入学への参加を通して、地元高校に興味・関心を持たせる取り組みをしております。

**○9番沢口光広議員** 確かに、この進路、高校でもそうですし、大学でもそうですけど、進路を決めるのは学問の自由ではないですけど、受験生本人や、その家族等が決めるものかもしれません。ただし、今私がお話ししてきたように、教育委員会、枕崎高校の学校関係者、市長及びここにおける我々は、地元高校の実情と今後枕崎を背負っていく子供たちの将来のことを考えて、統廃合等の危機意識を持ち、今のうちから最善の対策を立てて取り組んでいく必要があるかということ、この場をかりて提言しておきます。

続いて、商圈復活について質問いたします。

鹿児島県が実施した2012年度消費者購買動向調査では、枕崎商圈は、県が最小規模と定める購買人口2万人以上を下回り、本市は、県内の商圈地域から除外されました。

いろいろな要因等が考えられますが、今後、この商圈復活に向けて、どのような取り組みを行っていくべきか、当局にお尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 消費者購買動向調査は、県内全域における消費者の購買動向を把握し、消費者志向に沿った商業振興施策や中小企業及び地域商店街の育成・助言等を目的として、鹿児島県が3年ごとに実施するもので、調査の方法は、鹿児島市が4,500世帯、その他の市町村においては、合併前の市町村ごとに全世帯数の5%を抽出して、アンケート調査を行うものでございます。

購買人口の積算は、商圈核市町村の行政人口に地元購買率を乗じた数値と、商圈内市町村の行政人口に商圈核市町村への流入率を乗じた数値の合計でありまして、枕崎は、平成21年度調査

では2万0,709人で、地区型商圈に設定されていましたが、今回の調査では1万8,229人となり、商圈を外れました。

要因は、地元購買人口が2,098人減少したことが大きいですが、その積算基礎となる行政人口が923人減少したこと、地元購買率が6ポイント減少したことでありまして、また、流出の増加は、鹿児島市への流出と通販や訪問移動販売の割合が増加したことが要因となっております。

商品別では、食料品、日用雑貨品、実用衣料品など、最寄品の地元購買率は、大きな格差はありませんが、高級衣料品や文化品、贈答用品など買回り品の地元購買率において10ポイント減少し、その多くは鹿児島市に流出したこと、通販や訪問移動販売へと購買形式が移行してきていると分析されます。

鹿児島市で買い物をする理由としては、ドライブ、遊びのついでや買い物が目的及び飲食のついでとなっております。

今後は、地元購買率と流入率を高めることが課題となりますが、顧客が、商品が豊富であること、値段が安いこと、駐車場があることなどを重視しており、魅力ある商店街づくりを進める必要があります。

そのためには、枕崎商工会議所と連携しながら、空き地空き店舗対策事業やチャレンジショップ支援事業で魅力ある店舗を支援するとともに、地元購買率を高める必要があります。また、流入率を高めるためには、枕崎市通り会連合会と協力しながら、2年連続でShow-1グランプリとなった枕崎鯉船人めしに代表されるように、目玉商品を開発するとともに、イベントにおいて活用するなど、購買人口の増加対策を図っていくことが必要であると考えています。

**○9番沢口光広議員** 枕崎の駅前商店街、枕崎には11の商店街があるということですが、シャッター商店街になった理由、これやっばり、経営者の自助努力の欠如、品物の種類が少ない、値段が高い、それと市民一人一人が、枕崎市内で買い物や食事をしようとする努力の欠如が、シャッター商店街に拍車をかけていると思うんです。

私は以前から気にしていたんですが、枕崎市民が安易に、きょうは鹿児島のダイエー、イオン、川辺のA-Z、指宿のユニクロ等に行き物に行ったとか、きょうは加世田、鹿児島、知覧、指宿等に食事に行ったという話をね、よく聞くんですよ。これらの結果が、結論は商圈から除外、削除になった一番最大の原因だと思います。だから、今後どうしていったらいいか言うたら、一つの事例を挙げるならば、たばこ、ガソリン給油、自動販売機のジュースなど、極力地元枕崎で買いたいという、機運を盛り上げる必要があるかと思っています。

それを市民に周知徹底を図ることも、行政の重要な責務の一つであると思っています。

私個人は、枕崎商圈が商圈地域から除外されたことについて、枕崎経済に非常な危機感を持っております。個人的には、枕崎市経済再生活活性化特別委員会を、すぐにでも設置する必要があると思われませんが、当局の見解をお尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 商店街のシャッター通りとか、そういうものにつきましては現在、市のほうで空き地空き店舗の支援事業、あるいはチャレンジショップ事業をとり行っておりまして、それと同時に先ほど委員がおっしゃられたように、指宿ですとか、川辺、そういうところに流出して行って、食べ物をついでとか、遊びのついでに買ってくるということを御指摘してございますとおり、枕崎にとりましても先ほどから申し上げているように、目玉商品を開発をして、イベントをして人を寄せて、その中で購買率を上げていくと、流入率を上げていくと、というふうなかたちのことを考えているところでございます。

**○9番沢口光広議員** 指宿市は、9年ぐらい前に、今回の枕崎と同じように、商圈から除外されたという経緯があります。

しかし、行政や商工会議所等が一致団結して地域経済の活性化に努め、にぎわいを取り戻し、商圈復活を果たしたということです。

私は先日、枕崎市内の建設業関係者と話をしたのですが、建設業界は今、冬の時代が続いており、従業員等に払う金も底をつき、仕事も少なくなり、大変であり、どうにかならないかと嘆いておられました。

また、かつおぶし製造業関係者も、カツオは少なくなり、カツオは値が上がる一方で、このままの状態が続けば、倒産しかねないという話も聞いております。

本市は、農業・漁業・畜産等の地場産業、6次産業で成り立っているまちであります。TPP参加等で、今後、いろんな難しい問題が生じるかと思っております。

行政、水産商工課・農政課・建設課・税務課・企画調整課は、商工会議所、各業界の経営者等と一堂に集まり、いろんなことを話し合い、国や県に陳情・要望を行うなど、支援体制や優遇措置等を検討していく必要もあるかと思っておりますので、前向きに検討していただけないでしょうか。

それでは最後、ふるさと枕崎会の会員募集の協力依頼について、質問いたします。

東京、大阪、名古屋等には、本市出身者が数多く居住しており、それぞれにふるさと枕崎会が存在しております。都会と枕崎を結ぶ、心のよりどころともなっております。

私も大阪におったんですけど、近畿枕崎会を例に挙げるならば、昭和60年ごろは、会員3,000名ぐらいがおり、総会参加者は、当時500名から600名ぐらいが総会に出席して、相当盛り上がったものです。

しかし、平成8年ごろ、個人情報保護条例等が制定され、人権意識は極めて高まったことなどが原因で、本市出身者の氏名、住所等の把握が極めて困難となり、現在の近畿の場合、総会参加者は、市長も御存じかと思うんですけど、100名ぐらいに減少しております。このままの状態が数年続けば、ふるさと枕崎会は壊滅状態に陥ることが予想されます。正直言って、現在の60歳以下の都会に住んでいる人の住所や氏名が、わからないのが現状なのです。

行政も各地のふるさと枕崎会と連絡を図り、存続維持のため、会員増加に寄与すべきではないかと思われませんが、当局の見解をお尋ねいたします。

**○永留秀一総務課長** ふるさと枕崎会の会員の増加の協力の件ですが、議員からもありましたように、個人情報保護法が制定されてから、同窓会名簿を提供するなどというのは、非常に問題になっておりまして、そういった面の協力も、なかなかできないところであります。

現在、行政においてはホームページにおきまして、ふるさと枕崎会の紹介を行いまして、関東、それから、東海、近畿、それぞれの会長さんの連絡先を記載をしまして、会員を募集するページを掲載するというかたちで協力を行っております。

**○9番沢口光広議員** この枕崎でよく、40歳会、50歳会、55歳会、60歳会等の同総会が開催されております。

私は、幹事ですか、幹事に、悪いけど、高校同窓会の名簿をいただけないかと相談するんですけど、幹事にあつては個人情報がネックとなっている関係でですね、その一覧表を渡すわけにはいかないということで、断られている状況なんですよ。

そこで、私なりに考えてみたんですけど、個人情報に抵触せず、本市出身者の住所、氏名を知る、ふるさと枕崎会会員をふやす方法はですね、1年に二、三回でいいから、広報まくらざきと公民館だよりを有効活用していただきたいんです。

例えば、東京、大阪、名古屋に、皆さん方の子供や兄弟等が住んでおるのであれば、ふるさと枕崎会があるんですよ。あれやったら、加入していただけないかと。そういうことを広報まくらざき、公民館だよりで広報をしていただければ、ありがたいかなと思います。

それともう1点ですね、前副市長が東京鹿児島県人会の次長、枕崎市出身の県庁におられる大工園さん、この方が関西鹿児島県人会の次長をされてるわけなんですけど、幸いにも、この二人が枕崎出身者、枕崎と関係があるということで、県庁のほうにも言うてですね、一度この新聞、

というのは指宿でも出水でも川内でも、どこでも、この会員が高齢化して減少してきてるんです。

そのような中、個人情報ネックになっており、会員が極めて少なくなっているということで、先ほど言うたお二人を通じてですね、県のほうも南日本新聞なり、テレビなり、やっぱり県庁のほうも、やっぱり真剣に考えていく時代じゃないかなと思っております。

それでは最後に、ふるさと納税制度が導入されてから5年が経過しました。

先日、新聞報道で、ふるさと納税件数が多い自治体5市町村が公表されましたが、本市の過去5年のふるさと納税件数と金額の推移はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 御答弁を申し上げます前に、先ほど、前副市長が関東県人会の次長ということでしたけれども、県の東京事務所長ということ……、事務次長ですね、すみません、事務所の次長。で、大阪のほうの枕崎出身の方も大阪事務所の次長ということでございます。

それでは、お尋ねのふるさと応援寄附の件数と金額につきまして、年度ごとに申し上げたいと思います。

平成20年度、本市に直接寄せられました寄附が32件、276万5,000円。それと、かごしま応援寄附を通じて本市に寄せられました寄附が12件、66万8,400円、合計44件で343万3,400円。

平成21年度でございます。本市に直接寄せられました寄附が15件、279万8,053円、かごしま応援寄附を通じて本市に寄せられました寄附10件、53万0,400円、合計25件、332万8,453円。

平成22年度であります。本市に直接寄せられました寄附が11件、147万円、かごしま応援寄附を通じて本市に寄せられました寄附が10件、19万6,200円、合計21件の166万6,200円。

23年度であります。本市に直接寄せられました寄附が10件、153万円、かごしま応援寄附を通じて本市に寄せられました件数が9件、20万5,200円、合計の19件、173万5,200円。

24年度です。本市に寄せられました寄附が134件、676万4,000円、かごしま応援寄附を通じて本市に寄せられました件数が11件、30万2,100円、合計の145件、706万6,100円となっております。

なお、平成24年度分が急増しましたのは、駅舎建設に係る寄附分の増加が要因でございます。以上でございます。

○9番沢口光広議員 東京、大阪、名古屋、ふるさと枕崎会の会員がふえれば、こうして寄附ですか、ふるさと納税いっぱいしてくれますんで、会員をふやすように協力依頼をお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○立石幸徳議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午後1時8分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

牧議員は、本日、午後から欠席であります。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番城森史明議員 皆様、こんにちは。昼食後で眠たい時間帯だと思いますが、通告いたしました内容に従って、一般質問を行いたいと思います。

私が市議会議員になり、2年が経過しました。3年目を迎えますが、一般質問は今回で9回目になります。最初に、最も重要な項目を質問するわけですが、9回の中で5回は財政問題でした。一般会計と同様、国保財政においても、県下19市の中で非常に悪い財政状況となっています。被保険者数の近い12市の中で、平成22年、23年度、2年連続で赤字なのは、枕崎市と指宿市だけです。

先日、議員有志で1人当たりの医療費が県下で最も少ない志布志市へ行政調査へ行ってきまし

た。市長をリーダーとして、市職員全員が健康問題に対し一丸となって一生懸命取り組んでいる様子がよくわかりました。本田市長は、みずからも長野県の川上村に視察に行き、そして、市民へ事あるごとに、真っ先に特定健康診断受診率等の問題など、健康づくりについて話しているとのこと。

国保の問題は、非常に難しい問題であり、市全体が一丸とならないと解決できない問題だと私は思います。このような苦しい国保財政において、どのようにリーダーシップを発揮し、赤字を改善していくのか。まず、神園市長にお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

**○神園征市長** 本市の国保財政の状況は、1人当たり医療費や後期高齢者支援金、介護納付金はふえ続ける一方で、厳しい経済・雇用情勢を背景に、保険税収入の確保は一段と厳しさを増し、結果として、平成22年度から3年連続の赤字決算となり、さきの臨時議会において、繰上充用の措置をお願いしたところ。

このような深刻な国保財政の現状を踏まえ、本市の国民健康保険を将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくために、国民健康保険財政健全化行動計画を策定し、その目標達成に向けて、さまざまな対策に取り組むものであります。

行動計画においては、早期に国保財政の単年度収支の均衡を図り、安定的な財政基盤を確立することを基本方針とし、財政健全化の取り組みとして、一つ、国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上、二つ、医療費適正化の推進、これをもうちょっと具体的に言いますと、特定健診、あるいは特定保健指導の実施率の向上、三つ、保健事業の推進を大きな柱として、具体的な取り組みを行い、その目標効果額を3年間で4億7,200万円としているところですが、それでもなお、不足する額については、一般会計からの法定外繰り入れで措置していきたいと考えています。

先ほど医療費適正化の推進のところ、特定健診、特定保健指導については言及しましたが、もう一つ、後発医薬品の使用促進なども含まれております。

**○8番城森史明議員** 市長会等で国への要望としてですね、国保における国庫負担の増額等の要望等が取り上げられていますが、市長は具体的にその辺の、要は、国庫負担の増額というところをですね、どのような、具体的にはどのようなところを増額してほしいということで考えておられますか。

**○神園征市長** 市長会では、統一した意見を全会一致で決定して、国庫負担の増についてはお願いしておりますので、枕崎だけが特別にどうこうということはありません。

**○8番城森史明議員** 市長としてはどう考えられますか、その辺。

**○神園征市長** 今、答弁したとおりです。

**○8番城森史明議員** 次にですね、平成20年度及び平成23年における被保険者1人当たりの収入支出を比較するとですね、本市の赤字の原因がどこにあるのかというのがわかってきています。最大の原因はですね、支出の多いことであり、特に平成20年度は12市の中でも2番目、平成23年度には12市の中でも最も多い。その支出の中で、67%のところを医療保険給付費が占めていますので、この保険給付費についても12市中、22年度は4番目、平成23年度は3番目になるわけですね。そういうことで、この辺の対策をいかにやっていくかということ、その辺が一番大きな問題かと思えます。

そういう意味で、保健事業等提案されておられますが、その中で、やっぱり、枕崎市の保険給付費の中身を知ることが一番大事じゃないかと思えます。そういう意味で疾病分類ごとの23年度における経費比率は、どのようになっているのでしょうか。

**○白澤芳輝健康課長** 最後の言葉が若干、聞き取りにくかったんですけども、質問通告書でお尋ねの疾病分類ごとの費用及び比率ということでよろしいのでしょうか。

**○8番城森史明議員** ちょっと時間がないので、費用はいいですので、比率だけお願いいたしま

す。

○白澤芳輝健康課長 平成23年度の疾病分類ごとの比率のみ、これにつきましては、データといたしまして平成23年5月の単独だけの診療分でございますので、そういうことで答弁いたします。

平成23年5月診療分における疾病分類のうち新生物が13.9%、精神及び行動の障害が18.5%、循環器系の疾患が17.0%、消化器系の疾患が9.5%、筋骨格系及び結合組織の疾患で9.7%、その他の疾病で31.2%となっています。

○8番城森史明議員 5月だけの診療実績ということですが、これは1カ月間の実績ということですか。

○白澤芳輝健康課長 このデータにつきましては、県の国保連合会に委託して、国保連合会にレセプトが集中いたしますので、そこで、国保連合会にあるデータで行っております。

現在、国保連合会とのデータのやりとりにつきましては、10月から国保連合会と全国的なデータベース化が進み、10月以降については、すべての月においてのそういうデータが把握できるようになりますけれども、現在の時点では、国保連合会が出しています5月分あるいは10月、その今では年2回だけの診療月の部分となっておりますので、今申し上げたのは23年5月の1月分でございます。

○8番城森史明議員 一月だけじゃ全体的な約30億近い医療費がですね、これに該当するののかということになると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○白澤芳輝健康課長 ただいま申し上げましたが、レセプトにつきましては、鹿児島県の国保団体連合会のほうに委託して、レセプト、診療報酬等の支払いを行っているわけでございまして、本市については、その毎月ごとのこういう疾病分類ごとの部分についても、本年10月からデータベース化ができますので、本年10月以降については、こういう疾病分類ごとの詳しい分析ができるようになるということでございます。

○8番城森史明議員 これからしますと、一番多いのが精神・行動ということになります。そういうことで、枕崎の場合は、これ見ればですね、脳卒中の1.6倍というのがひとり歩きということですね、分析してみるとやはり、循環器系は17%ですし、そこも2番目に多いわけですが、そういう意味で、やはり、この精神・行動含めて、この数値を見ながらですね、対応策をやはり考えていかなきゃならんのではないかと思います。

次にですね、本市のですね、このデータで構いませんけれども、やはり、校区ごとにですね、この病気の種類がどのような経費がかかっているのかっていうのも、非常に枕崎市の保険医療費を考えたときには、大事なことじゃないかと思います。というのは、やっぱり校区ごとによって、生活状態、産業状態が枕崎は異なるんで、その辺がどうなっているのか。その特徴はどうなっているのか。それと、この前、特定健診の受診率のデータを見ますと、校区ごとに偏りがあります。そういう意味で、その辺の関連性はないのか。その辺を質問いたします。

○白澤芳輝健康課長 疾病分類のデータにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、国保連合会から提供されるデータは年2回分の2月分しかございません。ですから、その2月分で校区ごとの特徴を把握するというのは、大変危険なというか、ある月、そういう特に、心臓疾患系の手術等が入りますと、その1件当たりだけでも多額な費用になりますから、その部分だけがもし、そのデータが出る23年5月とか、そこだけにありますと、そこだけが極端に率が高くなるというようなことで、そこをもってその校区ごとの特徴というのは、分析しにくいというふうに考えております。

また、ある面で先ほど精神疾患の面が出ましたけれども、本市にある病院でですね、病院の近くにアパートを持っておりまして、そこに市外の方が入居されて、それで国保を取得して、その関係で精神関係の医療費が多くなると。で、その校区の医療費が極端に多くなってしまうという

こともございます。そういうことから、その5月だけ、あるいはそこだけをもって判断するのはなかなか難しいというふうに考えます。

また、特定健診の受診率との関係で言いますと、平成23年度の特定健診受診率、金山校区29.3%、桜山校区38.2%、立神校区30.3%、枕崎校区27.1%、別府校区28.5%、全体で29.8%となっているところですが、これが極端に20%、30%の開きがあればですね、特徴、そういう費用との関係も出てくるかと思えますけども、なかなか今のところでそういう費用額との相関がどうなってるかということについては、データも少なくて有意な関連性というのは認められないところです。

しかしながら、厚生労働省が全国の前期高齢者を対象とした調査結果によりますと、特定健診の受診率が高い市町村国保ほど、前期高齢者1人当たりの診療費は低いという結果は出ています。

**○8番城森史明議員** 校区ごとにすることが有意性がないということですけども、そういうデータはですよ、要は、何年も積み重ねてデータをとって、それで初めてわかることであって、しなければですね、データをとらなかつたら、いつまでもわからないと思えますよ。だから、これはやはり、そういうデータを、それは何が出るかわからないと思えます。だけど、それをすることによって、何かが見つかるかもしれないわけですよ。ですから、まず、保険医療が高いのであったら、市内のですね、そういう病気の状況をしっかり把握するということが、まず大事になってくると思えます。

次に移ります。

今度、値上げの議案が上がってますけども、平成23年における1人当たりの保険税額はですね、県下で、19市の中で3番目に高いんですよ。高い上に、さらにこの2年前の値上げをして、さらに2年後に実施するということは、国保被保険者のですね、大きな負担になるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

**○山口英雄税務課長** 県が発行いたします国民健康保険事業状況によりますと、平成23年度におけます本市の国保税の1人当たり調定額は8万4,473円で、今、議員が言われるとおり、県下19市中3番目に高くなっていると、こういった状況でございます。

ただ、平成23年度の各市の国保税全体の税率を比較してみました場合、本市は所得割が13位、資産割が11位、均等割が6位、平等割が11位というふうに、他の18市と比較して、決して高い税率とはなっていないところでございまして、そのような中で、1人当たり調定額が第3位と高くなっていることにつきましては、被保険者1人当たりの所得が課税対象所得で見ますと19市中第2位となっておりますので、この被保険者1人当たりの所得が高いということが1人当たり調定額を押し上げている大きな要因であるというふうに思っているところでございます。

**○8番城森史明議員** 要は、19市の中で3番目に多いということも事実ですから、その辺を含めてですね、税率・税額の条件を決めていただきたいと思えます。

次にですね、2年前に増税をしたんですけども、1年目は8,700万という増収になっていて、2年後たつと、22年度に比べて5,600万の増収になって、約36%減少しているわけですね。ですから、この辺の理由は何なんでしょうか。

**○山口英雄税務課長** 国保税の収納額につきましてはの御質問ですけども、平成24年度における国保税の収納額につきましては、最終的に現年分、滞納繰越分合計で実績といたしまして、約6億0,434万円となりまして、平成23年度に比較しまして、2,325万円程度の減収というふうになっております。

そのうち現年度分について見ますと、国保税の本賦課時点で比較した場合、平成24年度は、国保全体の被保険者数及び世帯数の減少、それから1人当たりの課税所得も減少しておりますので、これに伴いまして、調定額自体が2,800万円程度は減少しておりますので、それに伴う減収

分が約2,670万円。それから、現年度分の収納率につきましては、23年度に比べて0.2ポイント程度低下しておりますので、これに伴う減収分が約150万円程度、現年度分で計2,820万円程度の減収というふうになっているところです。

一方、滞納繰越分につきましては、調定額が増加しておりますので、この調定額の増に伴いまして、255万円程度増収、それから収納率が23年度に比べまして2.6ポイント向上しておりますので、これに伴いまして、増収分が約240万円程度、滞納繰越分合計では約490万円程度が増収となっているところでございます。

**○8番城森史明議員** 今回、増税額が3,400万ということですが、そうすると、このように減少しますと、1年目は3,400万は見込めると思いますが、2年後、3年後はどういう見込みをしているのでしょうか。

**○山口英雄税務課長** 今議会に提案してございます国保税の税率改定につきましては、さきにお示しいたしました平成25年度から27年度までの3年間の国保財政健全化行動計画の考え方に基つきまして、税率の設定等をしたところでございます。

なお、被保険者につきましては、25年度から27年度までの間、年々減少していくというふうに見込んでおりますけれども、そのうち、25年度分につきましては、税率につきましては、この計画期間の3年間の平均値をもとに、その上で今回の補正予算等につきましては、25年度に本市が予想しております被保険者数、世帯数、そういったものを見込んで予算計上しているところでございます。

**○8番城森史明議員** 要は、聞きたいのは、3,400万の増収するわけですが、これが前回の値上げでは、2年後で36%減少したわけですよ。そういう減少額が、今回の値上げに関しても起こらないかということです。

**○山口英雄税務課長** 先ほども答弁いたしましたけれども、今回の税率改定に当たりましては、3年間におけます後期高齢者支援金分、それから介護納付金分の財源不足見込み額を3年トータルで賄うと、3年合計で1億0,200万だったかと思っておりますけれども、その所要額を3年間で収入増を図ると、こういった計画になっております。

**○8番城森史明議員** 次にですけど、税を値上げすることによって、払えない人たちが多くなるということが言われるんですけども、税の軽減額がありますよね。それは当然、国から県から支援金等で、その代替として市に入ると、収入として入ると思うんですけども、その軽減額と国、県、市からの支援金・納付金との関係は、どういう関係になっているのでしょうか。具体的に23年度は。

**○白澤芳輝健康課長** まず、保険基盤安定繰入金の中の保険税軽減分の繰り入れ額についてですけども、この算定につきましては、各年度の10月20日までに軽減世帯であることが明らかになった世帯に係る保険税軽減総額とされております。この方たちが4月1日賦課期日現在にいたと仮定して、この繰入金に対しまして、都道府県は市町村の繰入金の4分の3に相当する額を負担するとされているところでして、お尋ねの実際の税の軽減額については、被保険者それぞれ移動がございまして、4月に加入された方が社会保険に10月で脱退されるとか、あるいは逆のケースもその月々によって異動が多数ございまして、実際の軽減額は、そういう月割り増減額が発生いたしますから、把握が困難でございまして、そういうところを御理解いただきたいと思います。

繰入額につきましては、平成22年度で8,943万9,710円、平成23年度で9,523万6,260円、平成24年度で9,362万1,580円となっているところです。

また、もう一つの保険者支援分の繰入額につきましては、1人当たりの平均保険税収納額に、保険料軽減世帯に属する一般被保険者数を乗じた額に7割軽減世帯では12%を、5割軽減世帯では6%の割合で算定された額を繰り入れるとされております。この繰入金に対しまして、国が2分の1、県が4分の1を負担することとなっているところです。

繰入額につきましては、平成22年度で1,989万3,768円、平成23年度で1,764万3,760円、平成24年度で2,069万2,509円となっております。

○8番城森史明議員 要は、ちょっと聞きたいのは、単純に考えて、軽減額が5,000万としたら、それだけの、5,000万の支援金、補助金が得られているかということを知っているわけですので、その辺をどうなのか。

○白澤芳輝健康課長 保険税軽減分につきましては、軽減額相当額は確保されていると考えております。

また、支援分につきましては、これは純然にこの保険者の支援ですから、軽減額というよりも、そういう低所得者が多いところに多く配分しますよということで、先ほどの軽減分で全体の軽減された額は確保して、それに上乗せして支援分が入ってくると。そういうところは、純然に国保会計にとっては、国保会計の安定支援のために役立っているというふうに考えております。

○8番城森史明議員 国保税を知ることも同様ですね、他の保険もやはり、十分知る必要があると思うんですね。やはり、相関関係というか、客観的に見た場合。

ほかに健保組合と協会けんぽ、共済組合があるわけですが、保険税額をですね、同一条件で比較すると、どのような額になっているのでしょうか。標準世帯の所得200万世帯と夫婦2人、子供2人の世帯でお願いしたいと思います。

○山口英雄税務課長 夫婦2人と子供2人、夫婦は40歳以上の4人世帯で、収入は夫の給与収入のみで課税所得200万円、固定資産税額は年4万円ということで、モデルケースとして試算してみますと、まず、本市におきます国保税につきましては、改定前が年額38万7,700円、今回提案してあります改定が実施されたとした場合には、年額43万2,300円となります。

次に、協会けんぽでございますけれども、協会けんぽにつきましては、各都道府県ごとに保険料率が設定されますが、鹿児島県の協会けんぽの場合で申しますと、協会けんぽは、本人と事業主と折半いたしますが、本人負担額のみで申しますと、年額20万5,000円程度となります。

それから、共済組合の場合も事業所の負担がございますが、基本的に折半というか、そんな感じになってますけれども、共済組合の場合の本人の自己負担額ですね、本人負担額は23万1,000円程度になるようでございます。

なお、国保の場合につきましては、高齢者など比較的所得の低い方たちを被保険者としておりまして、課税方式も応能割のほかに応益割といったことで課税するのに対しまして、協会けんぽや共済組合等の場合には、被保険者が所得の高い働き盛りの現役世代を対象としておりまして、課税方式も所得に対してのみ課税するというふうになっておりますので、制度そのものが大きく異なっておりますことから、一概には比較はできないのではないかと考えております。

なお、健保組合についてもお尋ねでございますが、健保組合につきましては、主に大企業あるいはグループ企業が設立するものでございまして、本年4月1日現在では、全国に1,400程度存在するというふうには承知しておりますが、その保険料率につきましては、それぞれの組合の事情によりまして任意に設定するものでありまして、私どものほうでその保険料率を把握することは困難でございますので、御了承のほどをお願いいたします。

○8番城森史明議員 これ見ますと、本当に国保の税が高いというのがよくわかると思います。国保は子供に対しても課税するわけですね、平等割で。だから、その辺の非常に矛盾、何で子供に課税するのかという矛盾も非常にあると思うんですけども、市長、この辺は、どのようにお考えですか。

○神園征市長 現在もずっとそういうかたちでやっておりますし、特段矛盾するとか、何とかは思っておりません。

○8番城森史明議員 そうすることで、この辺も考慮してですね、なるべくやっぱり、被保険者に負担をかけないようなかたちでやっていかなきゃいけないと思います。

次にですね、この前、ですから、志布志市へ有志で行政調査に行ってきたわけです。その中で、一番感じたのは、要は、保健事業が非常にたくさんの保健事業をやっているなということを感じました。その中で、特定健診受診率向上対策自治会報償金制度というのがあるんですね。これは、要は、どういう内容かといいますと、受診率に対して、報奨金が自治会に振り込まれるわけです。例えば、70から100%の人たちがどういうかたちで報奨金をもらっているかということ、ある計算式があって、その受診率に対して、多く振り込まれるとなっております。

そういう意味でですね、やはり、さっきありましたように、受診率の向上したところは、保険医療費が少ないということなんで、この辺は財政的に幾らかかかってるかといったら370万ほどでした。そういうことで、この制度は、非常に効果があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

**○白澤芳輝健康課長** 志布志市にお尋ねしましたら、そういう制度を設けて、受診率の向上にはなったということで、お伺いいたしております。

本市でどうか、そういうことですが、371万程度の新たな財政支出が生じるということで、現在3年連続して赤字である本市の国民健康保険特別会計でそういう助成制度を創設するということは、難しいかなというふうに考えております。

そういうことでありますけども、受診率の高い公民館や、前年度と比較して格段に受診率が向上した公民館を表彰する制度とか、そういう部分については、また、これらの公民館を市民の皆様にお知らせする取り組みというのは、やっていかないといけないかなというふうに考えております。

**○8番城森史明議員** ことしから特定健診の受診料というのが、無料になったわけですね。ですから、今回、一つの進歩、進歩というか、そういう体制でやっていくわけですから、次に、やはりこの自治会報奨制度というのも考えてもらってですね、その辺の受診率のアップに頑張っていたきたいと思います。

そして、高齢者元気度アップ・ポイント事業というのをことしから始められるということなんですけども、私は予算委員会でも言ったんですけど、グラウンドゴルフにはどうかということと言ったんですけど、実際、志布志市もやっておられます。年に1回、グラウンドゴルフの市の大会にのみですね、市が主催する大会のみにポイントはやるということになっているそうです。

ですから、確かにグラウンドゴルフは、今、高齢者では一番、最も人気のある、人気というか、参加者のスポーツですから、やはり、このポイント・アップ事業を広める意味においてもですね、やはり、そういうふうにグラウンドゴルフにも1回だけでいいですから、ポイントが渡るようにしてほしいと思うんですけど、その辺についての考えはどうでしょうか。

**○佐藤祐司福祉課長** 高齢者元気度アップ・ポイント事業は、福祉課の所管事業でありますので、私のほうから答弁させていただきます。

事業の内容につきましては、さきの議会でも答弁しておりますので、現在の状況を申し上げますと、4月からは、健康課が実施いたします筋トレ教室や料理教室、各種健診の受診などを対象として事業を始めております。これまでに筋トレ教室などの参加者を中心に300人以上の登録をいただいているところでございます。

対象事業の拡充につきましては、4月に市内の各課に市が関係する高齢者が集う公的な活動を対象事業として募集して、このほど、高齢者交通安全教室や高齢者学級、コミュニティスポーツフェスタのグラウンドゴルフ大会やラージボール卓球大会など、3課の8事業を新たに対象事業として選定したところでございます。5月30日以降に実施するものにつきまして、対象とすることにしております。このことにつきましては、6月のお知らせ版で市民にお知らせする予定としております。

お尋ねのグラウンドゴルフ大会につきましては、ただいま申しましたとおり、コミュニティス

ポーツフェスタで開催する大会を対象として選定しております。そして、市民運動会で開催する予定のグラウンドゴルフ競技につきましても、市民運動会運営委員会で実施が決定しましたら、対象とするよう協議が整ったところでございます。

**○8番城森史明議員** 前向きに考えていただいて、ありがとうございます。

次にですね、それとウォーキングコースの件なんですけども、これは、市がボランティアでですね、市民にその健康づくりの会をつくってですね、その中で出たアイデアらしいんですけども、実際、24のウォーキングコースを策定し、さらにですね、その健康体操もしてですね、志布志市は光ファイバーで、各家庭が非常にすべて末端で市のあれを傍受できるようになっているんですよ。カメラもつけられるわけです。その中で、光ファイバーの中で、ネット中で、健康体操を放送してやっているということでした。

そういう意味で、枕崎もですね、ウォーキングコースをやったり、景観のいいところ、史跡のあるところ、青空美術館のあるところ等、いろいろコースがあるわけですから、その辺を設定すれば、なお意欲が出るんじゃないかと思います。例えば、今のところ、桜山の人は桜山の地域の周りをしているわけなんですけども、桜山の人が別府をウォーキングするというケースも出てくると思うんです、その辺はウォーキングコースの設定という件では、どうなんでしょうか。

**○白澤芳輝健康課長** 私どものPR不足だと思うんですけども、本市においても、数年前にですね、企画調整課のほうで食と健康体験マップということで六つのウォーキングコース、別府、桜山、立神、金山、田布川、それから、そういう合わせて六つのウォーキングコースを設定いたしております。そこには、史跡やそういう景観のいいところとか、そういうところですね、設定はしてございまして、また、新たにそういう24とまではいかないでしょうけども、アートのストリートをめぐるウォーキングコースとか、そういうことができないか、また、課内の中でも検討していきたいというふうに考えます。

**○8番城森史明議員** このほかにも健康マイレージ制度とか、健康づくり推進大会における講演とか、全市民を対象とした健康づくり推進作文・標語・図面・ポスター募集等の事業とかですね、かなりやっていますので、その辺も受け入れながらお願いをしたいと思います。

最後に今度の値上げにおいてですね、やはり、市民に対する説明というのは、やはり絶対必要じゃないかと思います。例えば、日置市なんかでも、国保税を値上げしたときにはですね、やはり、自治会を回って、全自治に説明をした上で、値上げをしたということを聞いております。志布志市においても、介護保険を上げるときにですね、市職員で400の自治会を回ったということも聞いています。

そういうことで、残念ながら、前回はですね、そういう説明会が開かれなかったわけですね。そういう意味で、自治会に対する説明が行われずに、確か市報だけだったと思うんですね。ですから、その辺を、市長の、市長と語る会も最近は行われていないみたいなんです、その辺を含めて、その説明会については、どう考えておられますか。市長、これはお願いします。

**○神園征市長** 前回、説明がなかったと言いますが、説明会はやっております。

最近、どうもその辺の事実と違うことを平気で言う場合が多いので、確認してから言ってもらいたいと思います。今回もその説明会は行う予定であります。

**○8番城森史明議員** 私が言っているのは、自治会に対する説明なんで、全自治会をやったかということですよ。それは、自治会までもいかんけど、例えば、宝寿庵区とか、桜馬場区とかですね、最低それぐらいの説明は確かに行われなかったと思いますが、その辺はどうですか。

**○久木田敏副市長** ちょっと、記憶が不確かでありますので、その点については、また調べてはみますけれども、仰せのとおり、今回のこの件につきましては、住民説明会を市長みずから出向いて、ただいま城森議員がおっしゃったように、市政のことも含めましてですね、中心はこの国保税の値上げに関することが中心になりますけれども、十分説明会をしてまいりたいというふう

に計画を今、立てているところでございます。

○8番城森史明議員 はい、わかりました。

次に、質問を移りたいと思います。

ふるさと納税についてですけれども、一応、先月の新聞において、ふるさと納税の実情が掲載されました。その中でですね、納税額は沢口議員の質問の中で出ましたので、その中で、やはり、19市の中で大半の地区が特産品とか、その辺をですね、税額に応じてですよ、当然それは、5%以内とか、3%以内とかあると思うんですけれども、そういうことで、その辺のところかどのようなかたちで枕崎は、残念ながらお礼状のみということになっております。そういうことで、どのようなかたちでそれが決まったのか、質問したいと思います。

○神園信二企画調整課長 お尋ねのふるさと寄附の制度発足のときに、条例制定を含め、お礼の内容について庁内で検討を行っております。この検討が行われましたのは、制度の始まる20年8月という時期でございますが、この検討におきましては、寄附のお礼として特産品を送るのか、送らないのかというところまで議論を行っております。

ただ当時、このふるさと納税制度の制度設計、それと研究に当たっておりました総務省のふるさと納税研究会という研究会がございますが、これが平成19年10月にまとめました報告書に「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品の贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を行うなど、ふるさと納税制度を濫用するおそれへの懸念もある。過度な濫用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要があるとの意見もあった。しかしながら、このような事態は、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の規定が必要ということにはならないと考える。ただ、各地方団体の良識ある行動を強く期待するものである」という報告書がまとめられてございます。

本市におきましては、ふるさと納税制度自体が税制の根幹にもかかわる問題を含む制度であるということ等も考慮し、お礼状の送付にとどめるということを20年8月の庁内会議で決定をしているところであります。

○8番城森史明議員 そういう決定ですけれども、19市中11市が特産品を送っていて、5市が広報紙ですね、広報紙、その他。3市がお礼状のみということですが、そういう意味からしたら、時代の流れるには、もうそういうのは変更する必要があるんじゃないでしょうか。

○神園信二企画調整課長 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、この制度は、税の公平負担という税制の原理・原則にも大きな影響を与えるものでございまして、先ほど紹介しましたように、制度設計に携わった総務省ふるさと納税研究会の報告書でも特産品の贈呈等については、各地方団体の強い自制を求められておるところであります。

また、今年度の総務省のふるさと応援寄附に関する調査には、近年、華美・過大となる傾向の特産品等の送付状況について、各団体の状況とその考え方を調査する項目も新設されておりました。総務省においても、現下の華美・過大となる傾向の特産品の送付状況については、問題意識を持っているものと考えております。

ふるさと寄附も発足から5年を経過しまして、年ごとに特産品などのお礼の品を寄附者に送る市町村がふえておりますけれども、制度発足時にふるさと納税研究会が、各地方団体の自制を強く求めるという意見がついたこと、また、制度の根幹にかかわる税の公平負担の問題等にかんがみて、特産品の送付は行わないとする20年8月の方針を維持したいと考えております。

なお、本市としては、ふるさと応援寄附をくださった方の御意向をしっかりと酌み取り、その御意向を最大限に生かして、寄附者が指定した用途に充当をして、しっかりとした事業を行うことが第一であるというふうに考えてございまして、ふるさと応援基金から取り崩しを行いまして、事業実施の財源に充当した場合は、寄附金がどのような使われ方をしたのか、寄附をいただいた

方々には逐一御報告しております。さらに、本市においては、お礼状のほか、お中元・お歳暮の時期には、県が取りまとめましたふるさと出身者に送付しております鹿児島県特産品の紹介チラシを送付しておりますが、このチラシを利用して特産品の購入いただくと、市場価格より割安で購入いただけることになっているようでございます。

私どももふるさと応援寄附をしていただいた方々のふるさとを応援したいという気持ちは大変にありがたいと考えておまして、これにこたえるには、ふるさと枕崎の近況を逐次、御報告することが一番の御恩返しであると。それと、寄附をいただいた方と、本市をつなぐ一番の方法と考えておりますので、今後、広報紙をお届けすることを検討したいというふうに考えております。

**○8番城森史明議員** ふるさと納税がやはり、特殊っていうかですね、普通の税とは、当然、横一列に並べるものではないと思います、実際。それはやっぱり、その本人の気持ちが当然それは、大阪府とかそこにすべきものをこっちにわざわざするわけですから、そういう意味では、やはりほかの税と横一列に並べるべきじゃないだろうし、やはり、別な面からすれば、観光大使という面も非常にあるわけですね。当然、特産品が送られてきたら、それをまた近所にPRして、それも微々たる力ですけども、そういうのも考えたときにはですね、やはり、できるだけ予算の範囲内で、その気持ちにこたえるというか、そういう面も含めて、やっぱり、そのつながりも含めてですね、やってもらいたいと思います。

**○神園信二企画調整課長** 今、議員がおっしゃいましたとおり、確かに、地元の産品を送ってPRするということには、確かに効果はあるのかもしれませんが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、大都市に住んで、大都市に納めるべき市民税を半分なり、幾らかなり、ふるさとのほうにいただくというふうなかたちになりますと、大都市に住んでふるさと納税を行わなかった方々から結局、例えば、半分ふるさとのほうに納税をしていただくとなると、ふるさと納税をした方は、半分の市民税の負担でそのお住まいの自治体の行政サービスを受けると。それに特産品の送付を約束していただくという条件付きの納税というふうなこともあるではないかというふうな御意見もいろいろネット上で、総務省あたりにも寄せられている模様ではございます。

その辺のところを踏まえて、やはり、税の公平負担というところから、特産品を今、競って、争って、華美・過大にしていくという傾向については、総務省も危機感を持っていらっしゃるのではないかというふうな伺いが見通せるというようなことでございます。

**○8番城森史明議員** 時間もないので、次の質問に移りたいと思います。

次は、農業問題ですけども、耕作放棄地の解消のため、現在の仕組みと内容はどのようになっているのか、ちょっと質問いたします。

**○瀬戸口修農委事務局長** お尋ねの耕作放棄地の解消問題につきましては、なかなか解消が進まない状況にあるわけですが、県全体におきましては、平成26年度末までに、農用地区域内の耕作放棄地の面積が4,400ヘクタールほどございますが、そのうちの1,400ヘクタールをまず26年度末までに解消しようというふうにしております。

その中でも、枕崎市におきましては、農用地区域内の耕作放棄地が約88ヘクタールございます。そのうちの28ヘクタールを解消目標として取り組んでいるところでございます。

今後、農地として守るべき耕作放棄地を明確にするために、山林・原野化した再生利用が困難な放棄地がございしますが、それにつきましては、農業委員が中心になりまして、非農地の判断をいたしまして、非農地が判断された耕作放棄地につきましては、非農地通知書を送付いたしまして、農地の基本台帳から外す作業に取り組んでいきます。

また、農地として活用すべき耕作放棄地につきましては、農業委員の協力を得ながら、担い手への情報提供並びにあっせん等を積極的に行いまして、耕作放棄地対策協議会とも連携しながら、耕作放棄地の解消に取り組んでまいりたいと思います。

**○8番城森史明議員** 耕作放棄地解消のための何か補助金制度があるのでしょうか。

○真茅学農政課長 耕作放棄地の解消を支援する事業として、耕作放棄地再生利用緊急対策事業があります。これは、農業委員会で毎年実施している耕作放棄地全体調査結果で認定された農振農用地内の耕作放棄地を農地の借り手が再生作業と土づくりを実施した場合に、定額支援として10アール当たり5万円、また、重機作業等を伴う場合は、事業費の2分の1以内を補助するものです。また、2年目も土づくりが必要な場合は、10アール当たり2万5,000円の補助があります。このほかにも、営農や販売など、耕作放棄地の再生利用に関するいろいろな支援が受けられます。

この事業は、平成21年度から始まり、今年度が最終年度となりますが、来年以降、事業が継続されるか、現時点では不明なところでございます。

○8番城森史明議員 時間もきましたので、質問を終了します。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時17分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○5番清水和弘議員 皆さん、こんにちは。

この台風3号が近づいて、本格的に梅雨到来というようなことで、もう肌がけさからじめじめしてるんですね。心もそうです。そういうことで、この生活環境には注意しながら、皆さん、頑張ってもらいましょうよ。

さて、本市の前広報担当者桑原君が、南日本新聞に全国広報コンクール地方部門に入選された記事がありました。枕崎市職員として初めての快挙で、活動を称賛された記事であります。広報の方は、一人で取材から編集までと、本当に忙しく働いておられるようなことで、また、そのような中、地域活動にも一生懸命自主的に参加しております。本市の職員の中にもたったの一握りであるとは思いますが、このようなすばらしい職員がいたということについて、私は本当にうれしい思いであります。私は、市民のために本当に一生懸命働く職員が報われるような社会になってほしいものと思って、活動していきます。

ところで、日置市長は、地方債残高による日置市市民1人当たりの借金は、62万8,000円。この借金は皆さん、多いでしょうか、少ないでしょうか。日置市長は、さらに一段上の行政改革が必要と述べておられます。

本市の場合は、市長は3月の私の一般質問に対する答弁で、改革をたくさんしたから、実施したから、改革をしなければならぬ数・数字は、少なくなるのが普通だと述べておられます。ところがどうでしょう。5月24日の臨時議会で、国民健康保険特別会計補正予算において、2億7,350万円を繰上充用、すなわち、前借りして補正予算を可決し、3年連続で繰上充用しました。このようなことは、鹿児島県内で3年連続して繰上充用した市の例はないはずですよ。

また、25年度一般会計補正では、約10億2,800万円の市債が計上されており、本市市債残高は、ますますふえていくのではないかと心配しているところであります。本市の場合、多面にわたり財政が逼迫している状況だと考えます。

これまで市長の答弁では、市職員は一生懸命働いていると擁護していますが、2期目の神園市政3年間を振り返ったとき、市民の生活は楽になったでしょうか。多くの市民が苦しいと悲鳴を上げているような状況です。

市長は、今年度の施政方針では、職員のさらなる意識改革を図りながら、具体的な取り組みを進めると述べていますが、今年度、神園市長が市職員の意識改革を図った具体的内容とその結果、また、今後の行政改革に対するさらなる取り組みについてお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 本市職員の広報係の取り組みを褒めていただいたのは大変ありがたい。初めてじゃないかと私は思っているんですが、ただ、一握りというのが、私には納得できないわけでありまして、幾握りも頑張ってる職員はおりますので、御承知おきいただきたいと思います。

ところで、ただいまの御発言の中で、ちょっと、事実誤認がありますので、指摘しておきたいと思います。

先ほど、県内で3年連続して繰上充用した市の例はないとの発言がありましたが、平成元年以降、県内の都市国保で3年連続繰上充用している市が2市あります。そのうち1市は、平成8年度から17年連続で、もう1市は、平成18年度から7年連続で繰上充用しております。ちなみに、先に申したのは鹿児島市であり、後に申したのは奄美市であります。(46ページに訂正発言あり)

それから、日置市長は、地方債残高による市民1人当たりの借金は、62万8,000円との発言もありましたが、これが多いか少ないか、枕崎市よりは多いわけでありまして、平成23年度末における市民1人当たりの一般会計地方債残高のことであるとしましたら、日置市の額は、62万2,000円で、これに対する本市の残高は、日置市に比べ13万7,000円少ない48万5,000円で、19市の中で、少ないほうから7番目となっております。

御質問についてですが、意識改革でどういう例があるかという質問ですが、きょうとあしたと急にぱたっと変わるもんでもありませんから、徐々に徐々に変わっていくものでありまして、これにつきましては、私は、本当に職員のモラルというのは、少しずつ少しずつ高まってきていると思います。朝早く出てきて、みずから掃除をする職員等もふえております。これは、当然といえば当然ですけども、少しずつ少しずつ変わってきております。1期目のときから、行財政改革は私の主な課題だと思っております、それは2期目も引き続いて実行していかなければならないと、こう思っております。

○**5番清水和弘議員** 今、市長が言われた3年連続繰上充用した市はないと言ったのは、当局からの、最近の臨時議会だったですかね、そこで健康課長だったか、当局のほうで述べられたことでもあります。それでですね、次の質問にまいります。もう市長もその辺は、ちゃんとあれ確認してくださいよ。

それで、本市はですね、4月1日からわたり廃止が実施されました。わたり廃止前、わたり廃止後の一般会計、特別会計、企業会計、各級別職員数はどのようになったのか。また、人件費削減額はどのように変化したのか。そして、5年間の定年者数や新規雇用者数は予測できるはずで。わたり廃止による今後5年間で本市財政への影響額はどれぐらいになるのか、お尋ねいたします。(「健康課長」と言う者あり)

○**立石幸徳議長** まず、聞かれたことに答弁して、後で説明してください。

○**永留秀一総務課長** わたり是正に伴う級別職員数について申し上げます。

職員の中で、行政職給料表の適用を受ける職員がわたり是正で見直しがされておりますので、行政職給料表の適用を受ける職員の一般会計、それから企業会計、一部事務組合の職員を3級から5級までの数を申し上げたいと思います。

まず、わたり是正前の平成25年1月1日現在の職員数を申し上げます。3級の職員、一般会計5人、下水道0、病院1、水道0、一部組合1、合計で7名であります。4級の職員、一般会計115人、下水道3人、病院0人、水道8人、一部事務組合28人、4級の合計で154人です。5級職員、一般会計72人、下水道4人、病院1人、水道5人、一部事務組合12人、5級職員合計で94人です。

次に、わたりを是正後の平成25年4月1日現在の3級から5級までの各会計ごとの職員数を申し上げます。3級職員、一般会計114人、下水道3人、病院1人、水道6人、一部事務組合2

人、3級合計で126人であります。4級職員、一般会計62人、下水道3人、病院1人、水道7人、一部事務組合5人、4級職員合計で78人であります。5級職員、一般36人、下水道1人、病院0、水道0、一部組合1人、5級合計で38人であります。

なお、消防職員につきましては、1月1日現在は一部事務組合に入っておりますが、4月1日現在は一般会計に入っておりますので、御承知おき願います。

それから、わたり是正に伴う効果額であります。平成25年度の効果額につきましては、給料、それから期末・勤勉手当の効果額を合計しまして、約1,148万3,000円となっております。

それから、今後の効果額につきましてでありますけれども、この効果額を算出するには、それぞれの職員がどの級に在級をするかによって、給料それから期末・勤勉手当の支給額が変わってきますので、職員の級の格付がわかっていない平成26年度以降の効果額の試算はできないところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

**○立石幸徳議長** ここで健康課長から発言を求められていますので、これを許可したいと思います。

**○白澤芳輝健康課長** さきの臨時会におきまして、繰上充用に関する質問に関しましては、前の副市長が県の職員のとときに離島において3年連続して繰上充用している団体があるから、そこで指導したことはありますよということで、そういうことを発言した記憶はございますけれども、繰上充用した市の例がないとか、そこまでですね、言ったというか、そういうことではなくて、そういう3年連続繰上充用したそういう団体の例があるということをお尋ねしたわけではございません。

**○5番清水和弘議員** それではですね、わたり廃止に伴い、5級職から4級職に降格した職員の中には、4級職の最高額給料額、号数でいいますと4級の93号俸で、金額は38万8,300円に、退職前に達する職員が発生すると思いますが、4級職の最高額に達した職員のその後の処遇はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

**○永留秀一総務課長** その級の最高号給に達した職員は、それ以降の昇給はありません。過去には、最高号給に達した場合、18カ月たったら1号昇給をし、さらに、24カ月たったら1号昇給するという制度がありましたが、平成18年の給与構造改革によって、この制度はなくなっております。現在は、最高号給に達した場合は、それ以上昇給することはありません。

**○5番清水和弘議員** その後、給料は上がらないというふうに理解しますが、期末手当や退職金額の増額もこれはないと理解してよろしいんですね。

**○永留秀一総務課長** 期末・勤勉手当、それから退職手当の基礎額は、給料月額になっておりますので、それがふえるということもありません。

**○5番清水和弘議員** 本市は今、フィリピンを含め、外国人の方が多数おられます。本市の現在の人口はといいますと、大体、2万3,000人程度だと思います。外国人が350名程度だったと考えます。10年後の外国人を含まない本市人口は、2万人程度になるんじゃないかと考えます。

そこで、本市職員を定年になった方を再任用するよりも、若者の定住を促進するためにも、再任用制度の定着化を見直し、若い職員を採用すべきと考えますが、当局にお尋ねします。

また、本市の23年度までの決算を見ると、消防職員を除いた職員の人件費が本市予算に占める割合は、これまで20.5%から8%が続いている状態で、他市に比べて大きいと考えます。一般会計に占める適正な人件費の割合は、どのくらいが適正と思われるのか、お尋ねいたします。

**○永留秀一総務課長** 職員数の削減につきましては、本市の定員適正化計画を平成17年に定めておきまして、平成17年度の全職員数が385人であったのが、平成25年度には321人と8年間で64人の人員削減がなされてきております。今後につきましても、組織機構の簡素合理化、民間委託等推進、事務事業の整理合理化などによって、人員削減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、再任用制度についてであります。以前は公務員は65歳まで定年延長するということが言われておりましたが、この定年延長の方針が見直されまして、年金が支給される年齢の引き上げに対しまして、再任用の制度で対応するという国の方針となっております。本市においても、国の方針に沿って、再任用を行っていかねばなりません。職員の新規採用についても考慮しながら、対応をしていきたいと考えております。

○**神園征市長** ただいまの質問とは関係ないですけど、冒頭の私の答弁の中でですね、3年連続繰上充用した市を鹿児島市と奄美市を申し上げましたが、奄美市のほうが十何年連続で繰上充用したところでありまして、3年連続繰上充用したのが、平成8年から17年連続が奄美市、そして、7年連続が鹿児島市の誤りでしたので、お詫びして訂正を申し上げます。

○**5番清水和弘議員** 先ほどの私の質問なんですけどね、一般会計に占める適正な人件費の割合は、何%ぐらいが適正かという質問に総務課長、答えてないんですけど。

○**永留秀一総務課長** 職員数の構成、例えば、枕崎市においては、市立病院があったり、下水道があったり、いろいろな市によって、行政需要があります。一概に、一般会計に占める割合が何%が適当かというのは、非常に難しいというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたが、職員数を地道に削減するということで、人件費総額の削減に努めていきたいというふうに考えております。

○**5番清水和弘議員** ことしの予算書を見たらですね、消防職員が入ってきたわけなんですけど、人件費が一般会計に示す割合は24%、約24%ぐらいとなつたと思います。できるだけこの私はですね、今、本市も若者の定住化をうたっているわけなんですから、できるだけこの若い人たちの雇用を促進するという意味でも、若い人たちの雇用をできるだけ検討するよう、お願いしときます。

次に、循環型社会の構築を目指す3R、リデュース・リユース・リサイクルのイニシアチブについて、本市はどのように取り組んできたのか。また、今後、市民への呼びかけはどのようにする考えか、お尋ねいたします。

○**南田敏朗市民生活課参事** 今、御質問のありました3R運動につきましては、今、御指摘のとおり、廃棄物の発生抑制ということでリデュース、再使用ということでリユース、再生利用ということでリサイクルという運動を示しております。本市では買い物時のマイバック運動やごみ分別の徹底による一般ごみの削減、資源ごみ回収等の増大に取り組んできているところでございます。

3R運動の市民への周知につきましては、資源ごみ回収への協力のお願いとともに、昨年、平成24年の9月20日号のお知らせ版等で折り込みで行ったところでございまして、今後ともマイバック運動やごみ分別の徹底による一般ごみの削減、資源ごみの回収増大を推進しながら循環型社会の形成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**5番清水和弘議員** 今、参事のほうからお答えがありましたけど、この近隣の3市のですね、リサイクル率ランキング、これを見ますとね、南さつま市は15.6%で県内19位、南九州市は15.5%で20位、本市はごみ総排出量は1万0,646トンで、ごみリサイクル率は11.2%、県内42地域によるランキングは32位となっております。これは2008年度の県内リサイクル率ランキング率による資料であります。

このような状況をかんがみて、本市の家庭や商店並びに工場から排出されるごみの軽量化等について質問していきます。

可燃ごみの軽量化や減量化により、内鍋清掃センターの焼却炉に使う燃料消費の削減、施設の長寿命化、また、施設設備の節減などは図れると思うが、ごみ軽量化に対する本市の取り組みは、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○**南田敏朗市民生活課参事** まず、全体のごみの減量に続きまして、可燃ごみの水切り等につい

てお願いをしているところをごさいますて、まず、そういうことにつきましては、収集ごみの分別表、それからホームページ等で分別の仕方を広報するなどお願いをしているところをごさいますて、そのごみの減量につきましては、今後とも機会があるごとに商店、企業、民間問わず、お願いをしていきたいと考えているところをごさいますて。

**○5番清水和弘議員** 今、参事からホームページ等を使ってお願いと、また、その都度お願いするというところでありますが、これは、私は先ほど言いましたけど、燃料消費、コスト削減に当たるわけなんですよね、この内鍋清掃センターに対する。これは、この枕崎分の出費を削減することにつながりますから、もっと真剣にですね、考えて、市民の場に出かけて行って、市職員がですよ、その担当職員でも、だれでもいいですよ。市民のところに出かけて行って、いろんな説明をする、減量化にはこういうことがあるんだというアドバイスをすべきだと考えております。これは要望にかえておきます。

それとですね、内鍋清掃センターに持ち込まれるごみの売却金及びその量の集計について、過去5年の推移と燃料消費はどのようになったのか、お尋ねします。また、枕崎市分の資源ごみ11種類について、その量と売却集計の中にペットボトルも含まれた集計代金及び量になっているのか、お尋ねいたします。これは、課長にお願いします。

**○岩廣和憲市民生活課長** 内鍋清掃センターに持ち込まれた過去5年間の枕崎市分の資源ごみの量につきまして、平成19年が1,274トン、平成20年が1,180トン、平成21年度が1,172トン、平成22年度が1,120トン、平成23年度が1,088トンとなっております。

販売額につきましては、自治体区分がありますので、南九州市知覧町分、南さつま市分を含む内鍋清掃センターの全体額となりますが、平成19年が3,108万、平成20年度が5,388万、平成21年度が2,699万、平成22年度が4,112万、平成23年度が4,569……、4,569……、すみません、すみません、ちょっと、けたをちょっと、すみません。4,569……。

[傍聴席で発言する者あり]

**○岩廣和憲市民生活課長** 4,569万円となっております。……はい、四千……（「すみません、参事のほうでお願いします」と言う者あり）。

[傍聴席で笑う者あり]

**○立石幸徳議長** 傍聴席は御静粛にお願いします。

**○南田敏朗市民生活課参事** 平成23年度分は4,569万円でございます。これ、資源ごみの分でございます。ペットボトルにつきましては、今、法改正がありまして、21年度から再商品化合理化拠出金ということで、リサイクルとして実績、これが各自治体に返ってくるようになっておりまして、それがペットボトル分として換算されているところでございます。

**○5番清水和弘議員** 枕崎のこの資料によりますと、ペットボトルは載っていないわけですよね。この11種類の中です。そしたら、このペットボトルの量とこの売却収益金というのは、幾らぐらいになるんでしょうか。ペットボトル分だけでいいです。

**○南田敏朗市民生活課参事** 数量につきましてはですね、法改正があつてからカウントが出ておりません。

金額だけ返ってきた分がですね、ありまして、平成23年度の実績が内鍋清掃センター分が682万3,660円となっているところをごさいますて、平成22年度が437万6,941円、平成21年度が361万7,372円となっているところをごさいますて、いずれも数量につきましては、カウントがないところをごさいますて。

**○5番清水和弘議員** 最近、最近といいますか、近年ですね、各家庭の古新聞等を九州宮崎と南日本新聞と一緒に取り組んで収集しているようであります。この資源ごみの古新聞等の売却代金は、年間300万以上になっていると思いますが、さらにこの収入を上げるために、各市民に対し、内鍋センターや自治公民館等のごみ収集箱に持ち込むよう呼びかけなどする考えはないのか、お

尋ねいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 今、御指摘がありましたとおり、古新聞紙につきましても、回収量がふえれば衛生管理組合の収入増につながっていきますので、本市の当該組合への負担金が軽減されるということが当然あります。そうでございますので、私どもとしても、今後、資源ごみとして出していただきますように市民の皆さんへ協力をお願いしていきますけれども、実際には、先ほども申しました平成24年9月20日号のお知らせ版の折り込みでこれについてもお願いしたところでございまして、今後ともまた協力のお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○5番清水和弘議員 折り込みとかですね、そういうのを入れるのもいいでしょう。しかし、もう70、80になった人は、読めないですよ、これ。また老眼になるとですね、もう読みたくないんですよ。要は、先ほども言いましたけど、職員が出向いて、自治公民館でもですね、出向いて、こうですよという親切な取り組み、対応をしてほしいと思っております。

次に、この内鍋清掃センターへ持ち込まれる枕崎地区分の資源ごみの量は、この現在、坊津町、知覧、枕崎市の3カ所で収納しとるわけですけど、この3カ所の収集状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○南田敏朗市民生活課参事 南薩衛生管理組合の平成23年度の決算書に基づいて申しますと、資源ごみが枕崎市が先ほど課長からもありましたとおり1,088トン、南さつま市旧坊津町が140トン、南九州市旧知覧町が429トンとなっているところでございます。

この数字を平成23年度の10月1日付の住民基本台帳数の推計数で割った世帯当たりの資源ごみの排出量が枕崎市が98.1キログラム、南さつま市旧坊津町が77.3キログラム、南九州市旧知覧町が77.5キログラムとなっているところでございます。以上です。

○5番清水和弘議員 このように内鍋センターに持ち込まれる資源ごみの量というのは、枕崎はやっぱり、3地域の中で多いわけですよ。これは、内鍋清掃センターの長寿命化、そういうのを考えた場合は、もっとごみの量を減らすように運動していただくことを要望しておきます。

それから、5月13日にですね、我々新人の有志で志布志に勉強に行きました。その中でですね、平成17年から23年度まで、ごみの資源化率、これはごみを資源にした割合ですね、これがこの志布志市は、市部門で全国1位になっていることを知りました。志布志市の場合は、焼却炉はありません。そういうことで、ごみの分類も29種類になっているとのことでした。本市の場合、何種類ぐらいこのごみの分類をしているのか。また、ごみの資源化率は、2008年度までは私もわかったんですが、この2010年度以降、どのぐらいになっているのか、お尋ねいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 枕崎市を含む南薩地区衛生管理組合、まあ、南さつま市坊津町と南九州市知覧町及び枕崎市で分類している分につきましては、火災危険物類を含めた資源ごみが12種類となっております。

枕崎市の資源化率につきましては、平成23年度で10.4%となっているところでございます。

○5番清水和弘議員 それからですね、志布志の場合、電気製品だけでも16品目に分けて収集しているようなんです。その場合、この収集箱のサイズを縦29、横46、高さ27センチとなっており、この箱に入り切れないサイズのものについては、大型家電ごみとして専門店に回収してもらっているようです。このように志布志市は、電気だけでも16品目になっているんですが、枕崎市ももっときめ細かいごみの分類等を行うことによって、ごみが削減されると思いますので、その辺は真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、ごみの資源化率の向上のために、各自治会や各地域で実施している懇談会等に志布志市職員は出向き、年間60回程度の説明会を開いているとのことでした。本市の場合、これまで市民と直接会って、このごみの削減などについて、また分類などについて、説明したことがあるのか。これは、課長にお願いいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 枕崎市のごみ分別に関する説明会の開催についての御質問であります  
が、過去2年の間では、水産加工場の外国人の研修生への説明会を除きますと、平成23年に1  
回、平成24年に1回開催しております。

○5番清水和弘議員 本当に悲しい数字ですね、これ。志布志は60回ですよ。

その中でですね、このごみの1世帯あたりは、この3地域の中でも、近隣の3地域の中でも、  
一番悪い。もっと努力する考えはありませんか、課長。

○岩廣和憲市民生活課長 今後、今、ごみステーションの分別が悪いところとか公民館を通じて、  
説明会を開いていきたいと思っております

○5番清水和弘議員 公民館だけに任せないで、真剣にですね、取り組んでほしいものです。こ  
れは、もう要望にしておきます。

それから、生ごみ処理について質問していきます。

第20回生ごみリサイクル交流会2012の資料によりますと、茨城県取手市においては、1994年、  
環境悪化に対処するために、生ごみの堆肥化活動を実施。現在、1,779世帯が参加し、会員55人  
でEM菌を利用した生ごみの堆肥化活動を実施しているようです。その実績は2011年で133トン  
の堆肥をつくり、参加者に年1回配布しているようです。そして、最終目標としてこの取手市で  
は、4万5,000世帯の方に生ごみを堆肥化することを努力するとあります。

我が枕崎では、このEM菌に対する会員というのは20名程度で、一生懸命頑張ってるわけな  
んですけど、もっと市職員みずからですね、この環境保全を考えた場合、参加してほしいもので  
す。このようなことに対して、市職員は参加する、ごみ堆肥化に参加する意識はありませんか。  
これ、市長にお願いいたします。

○神園征市長 意識があるかないか、現時点で突然聞かれましても、お答えしかねます。今後、  
検討したいと思えます。

○5番清水和弘議員 市長は、こういったごみ削減対策として、何か御自分でやっていますか。

○神園征市長 自分で心がけていることは、できるだけごみを出さないようにしているところ  
です。

○5番清水和弘議員 これ以上追求しても、何かやってないような気がしますから、もう追求し  
ません。

ところでですね、次に、この現在枕崎市ではこの生ごみの堆肥化について、このコンポジット  
バケツによるごみの堆肥化を推進しているようです。しかし、多くの市民は、まだ御存じないよ  
うなんです。このことをさらに進めるためにも、出前講座などをして、生ごみの堆肥化を実施  
することが必要と思えますけど、当局にお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 すみません、生ごみの堆肥化につきましては、今おっしゃるとおり、  
これまでも衛生自治連絡協議会の御理解のもとで生ごみ処理機等に対する助成を行っているところ  
でございます。

それで、今後ですね、先ほど市民生活課長からありましたとおり、ごみの分別の徹底に関する  
出前講座等もこの前の衛自連の総会でもお願いしたところがございますので、そういう機会をと  
らえまして、こういう助成制度がありますということで、広報活動に努めてまいりたいと考えて  
いるところでございます。

○5番清水和弘議員 こうしてですね、生ごみを堆肥化することによってですね、この内鍋セン  
ターの焼却の延命にもつながり、また燃料消費の削減、そして施設の修理費が格段に削減される  
と思っております。また、EMにより堆肥化することによってですね、食の安心・安全なものは自  
分の口に入り、健康にもよかろうかと考えます。そしてですね、生ごみ1キロ燃焼するのに、燃  
料消費のコストは30.6円を必要とするという資料があります。このようなことを考えたら、生  
ごみの堆肥化というのは、本当に早く進めなければならないと思っております。

また、生ごみを堆肥化するのにEM菌を使用する場合、EM活性液を製造するため、現在、水産商工課が無料で貸借して使用している装置では、1回の製造量が330リットルしかできません。330リットルの活性液をつくるのに、大体、10日ほど要し、水産商工課のほうでは、これをオニヒトデ駆除対策に活用しているようです。我々、このボランティア活動の方は、その合間に借りて活性液を製造し、足りない活性液については、会員がそれぞれ活性液をつくり、現在、七つの小・中学校のプールや河川及び湾岸に100倍液の活性液を投入している状況です。また、他市では、市がEM菌を購入し、民間がボカシを製造、無料で市民に配布しているところもあるようです。

そこで、これまで長年にわたり無料貸借してきたEM活性液製造装置が1台では不足しているのが現状です。そのようなことで、1台では賄い切れませんので、さらにこのEM菌の活性液製造器が必要と考えますが、1台七、八十万するそうです。しかし、これまで水産商工課といえますか、漁協のほうでは、無料で借りてきておるわけですね。このことについて、そのEMの山下先生はもう怒りをもって、もう引き上げたいと。今現在使ってるやつをですね。そういうことも、言葉もありますから、我が市でこの1台のEM活性液製造装置を設置する考えはないのか、お尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** EM拡大培養装置は、平成23年から海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会がNPO法人地球環境・共生ネットワークと1器の装置について、リース契約を締結して、協議会の活動として、定期的にEM活性液を製作して、河川放流やEM団子製作用及び枕崎の海を守る会が行うオニヒトデ捕獲後の分解処理用として活用していると把握いたしております。平成23年度には6,900リットルを製作し、3,000リットルを枕崎の海を守る会が行うオニヒトデ捕獲後の分解処理用として、1,900リットルを河川放流用として、また、600リットルを海の日環境美化活動の際に行うEM団子投入のための団子製作用として利用していると把握いたしております。そのほか、プールの閉鎖期間の投入用としても利用されております。平成24年度も同様な活用が行われております。

このように、海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会のリース契約の間での活動においては、有効的に活用されておりました、現在のところ不足は感じていないというふうに把握いたしております。

**○5番清水和弘議員** 水産商工課の考えは、何か本市の環境保全についての考え方というのは、我々とかけ離れているように考えます。

そこで、市民生活課のほうでは、本市の環境保全上、必要と考えないのか、お尋ねいたします。

**○南田敏朗市民生活課参事** 環境保全に対する有用微生物群の活用につきましては、これまでもいろいろ論議をされてきたかと思えますけれども、今言われるような種類のほかに、いろいろな種類のものがございまして、それぞれについて推奨している方々・団体がおられます。

御指摘の有用微生物群につきましては、枕崎市内では、先ほど水産商工課長からもありましたとおり、海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会で培養器を無償で借りて、実証事業を実施している段階でございまして、実証実験用として市民生活課から糖蜜や種菌を、現物を助成しているところがございます。また、市民協働のもと、本日も中学校を対象に団子の投入をやっているところがございますけれども、ボランティアや市民団体の皆さんの協力を得て、市内の小・中学校で環境教育の一環として、当該有用微生物群の培養液を活用した団子づくりや河川に投入しているところがございますので、私どもとしましては、この海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会が実施している実証事業の成果を見きわめてまいりたいというふうに考えているところがございます。

**○5番清水和弘議員** 次にですね、神園川河口流域の魚油による汚染改善の進捗状況についてお尋ねいたします。

これまでも何回か質問してきてるんですけど、河口流域の恵比須海岸のほうですね、こっちの漁師たちによると、これまでに比べて何ら改善してないと。私は大体、5時に行ったら漁師の人たちが1カ所に集まっておるんですよ。5時に来て話を聞いてくれということで行きましたら、大変なおしかりを受けました。これまで、この神園川の汚水や魚油による汚染源は、1カ所のかつおぶし製造業者であるとの課長の報告もありました。

そこですら、枕崎市には川をきれいにする条例または環境を守る条例がありますが、この条例は、いつ作成され、なぜ作成する必要があったのか。そして、その目的はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

**○南田敏朗市民生活課参事** 一つ御指摘というか、させていただきたいんですが、神園川の汚水や魚油による汚染源は、今、1カ所のかつおぶし製造業であるというふうに言われましたけれども、私どもの認識としては、この流域の事業者等が複数あるというふうに考えております。

それと、その条例につきましてでございますけれども、条例につきましては、枕崎市の河川をきれいにする条例の制定というのは、平成11年3月30日に公布しておりまして、同年の7月1日から施行されているところでございます。

制定の必要性・目的につきましては、この条例の第1条におきまして、市と市民及び事業者が一体となって河川の環境の浄化及び環境の保全に関する活動を推進し、本市の美しく豊かな河川を保全することとなっております。

また、枕崎市民の環境を守る条例につきましては、制定が昭和54年3月31日で、施行日は同年6月1日というふうになっているところでございまして、一部公布の日からというところがございます。

当条例の制定の必要性及び目的につきましては、同条例の1条に規定されているところでございまして、市民が健康で文化的な生活を確保するために必要な良好な環境を保持するため、枕崎市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保することとなっているところでございます。

**○5番清水和弘議員** いろいろ言われましたけど、真剣に取り組んでください。

それから、もうちょっと飛ばしてですね、通告をちょっと飛ばします。

3番目の23年度決算報告資料によりますと、馬追川、神園川、ここのBOD、SS、大腸菌数は目標値をすごく著しく超過していると思います。この計測した数値は、4回の平均による数値なのか。また、この数値を市民生活課としては、納得した数値と考えていますか、お尋ねします。これは課長、お願いします。

**○岩廣和憲市民生活課長** ただいまの質問は、広報まくらざきの平成24年11月号で公表しました平成23年度の水質検査の内容に関する質問であると思いますので、お答えします。

広報まくらざき11月号では、平成23年度の市内河川及び地先海域の水質検査結果として平均値を掲載している旨を記述して一覧表を掲示してあります。河川4回、海域4回の平均値となっております。

河川につきましては、BODとDOについて公表し、水質目標を達成していない箇所については、表の中で色を塗ってあらわしてあります。

BOD及びDOの目標値は、場所によってそれぞれ異なっておりますが、その類型でAからEまでの基準値がありまして、それによって表示されております。ちなみに、神園川河口は類型Eとなっております。

BODの目標値が10ミリリットルパーリットル以下、DOが2ミリグラムパーリットル以上となっておりますが、BODの目標値が基準に達していなかったため、升には色塗りにされていると思います。

また、SSと大腸菌群につきましての御質問ですが、公表しておりませんが、神園川河口でSSが20.0、大腸菌数が242万5,000個パーミリリットルとなっております。いずれも目標数値を定めておりませんので、目標値を超えているということにはなっておりません。

水質検査を満足できるかという御質問ですが、私どもは、検査結果を公表することで、市民の皆様の河川や海に対する環境保全の意識の高揚を図りながら、現状の改善に取り組んでいきたいと考えておりまして、市民の皆様と協力しながらすべての河川と海域が目標値以内になることを目標としているところであります。

**○5番清水和弘議員** ことしですね、予算書に水質検査の費用を計上しておりますか。また、その1回当たりの検査費用は幾らぐらいになるのか。これ、もう時間がありませんから、私の質問だけ言いますから、後で教えてください。

それですね、今、かつおぶし加工場にですね、この検査っていうのは、この50トン以上の排水量がある加工場のみの検査だと私は思うんですけど、これは、50トン以下の加工場の排水の水質検査もなされておるのでしょうか。

それからですね、この今、排水溝のところにもこれも、これは下水道区域内の加工業者だけの決まりだと思うんですけど、そこにグリストラップという油脂類の除去装置ってありますか、簡単なタンクを二分したやつですけど、これを設置してありますが、これは、下水道区域外の製造者さんに対しては、どのような措置をとっているのか。また、そのような装置を設置している業者、また、していない業者、どれぐらいになりますか。

**○南田敏朗市民生活課参事** まず、平成25年度の水質検査の予算額について御質問がありましたので、お答えいたします。

河川の水質検査費用が約67万9,000円程度となっております。延べ84カ所分でございます。21カ所の4回分ということで、1回当たりが7,700円となっております。それから、海域の水質検査費用が約21万7,000円ということで、これにつきましては、10カ所の年2回ということで、先ほど課長のほうから海域も4回ということでございましたけれども、海域は2回でございますので、訂正しておわびを申し上げますとともに、答弁を続けたいと思います。海域につきましては、1回当たり8,260円を見ております。事業所の水質検査でございますが、これにつきましては、延べ60カ所でございます。このうちに水質の除害施設を持たない工場も対象となっております。これも13カ所程度を考えておりまして、処理施設を持っている工場につきましては、22事業所の2回ずつということで、年間約60回分を見ておりまして、水質検査費用が1回当たり5,740円ということでございます。それから、白濁等の突発時の検査につきましても、17万1,000円等を配慮してるところでございます。

それから、下水道区域外の件につきまして、グリストラップについて御質問がありましたけれども、下水道区域外につきましては、50トン未満の工場につきましては、特に規制はございませんけれども、下水道区域外にある12工場のうち、6工場で水質の浄化処理施設を持っておりまして、あと2工場がグリストラップ等簡易な処理施設を設置しております。それから、4工場は何も設置をしていないという状況でございます。以上でございます。

**○立石幸徳議長** 下水道課長、説明じゃないですか。（「できないんじゃないですか」と言う者あり）（「質問に対して（聴取不能）」と言う者あり）静粛にしてください。

下水道課長。

**○依積田寿博下水道課長** ただいまの質問の区域外の設置数ということで、準備してなかったんですけども、下水道区域につきましては、接続する際に油分が下水道管に放流・流入しないように、接続時点で水産加工場につきましては、グリストラップの設置をお願いしているところがございます。現在、接続工場が33件ございまして、その中でグリストラップの設置が27件、それと初期の水質検査時にしました固形物除去装置のみの設置ということで、6工場というふう

になっている状況でございます。

○立石幸徳議長　ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 19 分　休憩

午後 3 時 28 分　再開

○立石幸徳議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員　登壇]

○3番豊留榮子議員　皆さん、お疲れさまです。

本日、最後の一般質問となりました。

私は、日本共産党議員団の一員として、市民の暮らしと福祉を守る立場から質問をしております。まず、質問に入る前に一言。

6月の13日、日本維新の会の橋下徹大阪市長の暴言は、聞き捨てならないものでありました。

「戦争で命をかけて走っていく猛者集団をどこかで休息させてあげようと思ったら、慰安婦制度が必要なのはだれでもわかる」などと述べたことに対して、国の内外から批判の声が上がりました。自治体の首長という公人でありながら、人権意識のかけらもない、このような発言をすることは許されることではありません。女性を戦争の道具と見る発言を容認するわけにはいかないと、鹿児島県内の女性議員が共同で橋下市長に対して、以下のような抗議文を送りました。

大阪市長橋下徹様、「従軍慰安婦」「風俗利用」発言に対する抗議文。

私どもは、鹿児島県議会と県内各市町村議会で活動している女性議員です。

5月13日、日本維新の会共同代表である大阪市長の橋下徹氏は、市役所での記者会見において、旧日本軍の従軍慰安婦について、「慰安婦制度が必要なのはだれだってわかる」と語り、沖縄で米軍司令官に「もっと風俗業を活用してほしい」と発言した趣旨を明らかにしました。

さらに、戦時下で「銃弾が飛び交う中で、精神的に高ぶっている集団に休息を与えようとするれば、従軍慰安婦が必要」、そして沖縄では「海兵隊の性的エネルギーをコントロールするために、もっと風俗業の活用を」「そうしないと人間社会は回らない」との持論を展開しています。

国連は、1949年の人身売買及び他人の売春からの搾取を規制する条例で、売買春、性的搾取を人としての尊厳及び価値に反するものとして排除しています。また、女性の尊厳や男女平等は、国連の女性差別撤廃条例や日本国憲法のもとでも基本的権利として明確に位置づけられているところです。

今回の橋下氏の発言は、女性を性のはげ口、道具として見ており、すべての女性・男性の人権をないがしろにするとともに、基地があるがゆえに性犯罪被害に苦しみ続けてきた沖縄の人々を傷つけるものであり、言語道断です。

公党の代表、また自治体のリーダーとしての発言は極めて重いものがあり、このような発言に対し、私たち女性議員は断固抗議し、発言の撤回と謝罪を強く求めるものです。2013年5月22日、県内27名の女性議員が名前を連ねました。冒頭に6月13日と言いましたが、5月13日の誤りです。

さて、本題に入りますが、最初に、国民健康保険について質問します。

国保の特別会計は、23年度に保険税を引き上げ、国保基金の2億5,028万円を取り崩すなどの措置を行ったにもかかわらず、赤字決算となった理由、これはどういうことなのか、まず、お尋ねいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　本市の国保財政の状況は、平成22年度から3年連続の赤字決算となり、さきの臨時議会において、繰上充用の措置をお願いしたところです。

この要因としましては、1人当たり医療費や後期高齢者支援金、介護納付金はふえ続ける一方

で、厳しい経済・雇用情勢を背景に、保険税収入の確保は一段と厳しさを増していることから、歳出に見合う歳入の確保ができてないところにあると考えています。

**○3番豊留榮子議員** このように、値上げをしたばかりで今度の補正でも繰上充用をしたりとかいったことで、本当に苦しい国保会計というのはよくわかるんですけども、この国保の加入者の方がですね、80%の人がこの所得の200万以下の方たちだと言われております。

この値上げをするとしたら、この方たちへの値上げによる影響がどのようになっていくのか、その辺のところをお答えください。

**○山口英雄税務課長** 国保税の税額につきましては、年齢や所得、資産の保有状況、それから家族構成等によって異なってまいりますので、一概には言えないところもございますけれども、40歳以上の夫婦と子供2人の4人家族で、夫の給与収入のみ、固定資産税が年4万円と、こういう条件で所得別に見ますと、今回の税率改定を行ったとした場合、所得が33万円の世帯では引き上げ額が2,500円、率にしますと4.14%。所得が50万円の世帯では、引き上げ額が7,000円、率にしまして6.36%。所得が100万円の世帯では、引き上げ額が1万6,500円、率にしまして10.02%。所得150万円の世帯では、引き上げ額が2万7,700円、率で10.41%。所得200万円の世帯では、引き上げ額が3万8,400円、率で10.92%となります。

なお、先ほど城森議員の一般質問の中でお示しいたしましたモデル世帯ということで、お示しいたしましたが、あのモデル世帯につきましては、課税所得が200万円ということで答弁申し上げましたので、このモデル世帯について所得に直しますと、233万円の所得ということになりますので、この場合が4万4,600円、引き上げ額が4万4,600円、11.50%と、こういうことになると見込んでおります。

**○3番豊留榮子議員** この国保税に関しては、もう多くの皆さんが、今でさえこの払うのがきつという声があっちこちから聞こえるんですね。これ以上、上げてもらったんじゃ、とても払っていけないという声があっちこちからするんですけど、例えばその、国保の基金は取り崩してなかったのか、なかったんですね、確か。あと、一般会計の基金の積み立て、これ、双方どのくらいあるのかお示してください。

**○白澤芳輝健康課長** 国保の基金につきましては、24年度末で基金はゼロとなっております。

**○3番豊留榮子議員** 一般会計のほうの基金、わかりますか。

**○本田親行財政課長** 国保会計に繰り出すための基金というのが特別にあるわけではございませんけれども、財政調整基金の積立残高といたしまして、23年度末現在8億8,395万、24年度末9億1,765万円。また、平成25年度の現段階におきます残高見込みにつきましては、6億6,900万となっているところでございます。

また、この資料につきましては、予算特別委員会のほうで提出する予定としておりますので、御了承いただきたいと思っております。

**○3番豊留榮子議員** でしたね、24年度で国保の基金はもう使い果たして、なかったんですね。これは、このまま200万の課税所得の方で、モデル世帯で子供2人がいて夫婦で年間4万4,600円の値上げになる。これは、とても大きな額ですよ。これはとても皆さん納得できないって言われると思うんですけども、これは、国民保険そのものが皆保険制度ということで、やはりこの国民の最後のとりでとなる、この国保を守る国の責任を求めていく、これも必要かと思うんですね。これはもう常に市長も言われていることなんですけど、この国庫負担の引き上げを国に強く要望してほしいと思うところなんですけど、具体的に何か考えていらっしゃいますか。

**○白澤芳輝健康課長** 国民健康保険につきましては、被保険者の急速な高齢化や、また医療費が高額となるそういう高齢者、また、無職者を含む保険税負担能力の低い低所得者が多く加入するという構造的な問題を抱えているというのは皆様御承知のとおりでございまして、多くの自治体で極めて厳しい財政運営を強いられております。

そういう中で、国保財政の安定的で持続可能な運営のために、さらなる公費導入や広域化の推進など、国からのさまざまなかたちでの支援が必要になってくると考えております。これまでも市長会を通じ、機会あるたびに国に対して要望してきましたが、今後とも継続して要望いたしたいと思っております。

**○3番豊留榮子議員** 今までもされていることと思うんですけども、これ、今回もこのように値上げが続いたんでは、とても市民やってらんないというふうになると思うんですね。

これぜひ、本市として独自に、国に対して要求していくべきではないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

**○白澤芳輝健康課長** 全国市長会においては、国民健康保険制度等に関する重点提言を採択いたしまして、国に要望活動を行っているところですけども、毎年開催されます厚生労働省主管の都道府県国民健康保険に関する九州地区ブロック会議において、市町村の意見・要望等の提出要請がありますけども、その中で本市としまして、国からの財政支援の強化策について要望をしているところでもありますので、今後ともまた、そういう要望も行っていきたいというふうに考えております。

**○3番豊留榮子議員** それは本当にして欲しいと思うことです。

また、この後で出てくるんだと思うんですけど、この一般会計からの法定外の繰り入れなんですけれども、これはどのようにしようと思ってるんですか。私は、もうすぐに市民に負担をかけるんじゃないかって、国保の基金がないのは残念ですが、その一般会計からの繰り入れで市民の負担をなくすという考えはないでしょうか。

**○久木田敏副市長** これまでも御説明をしまいいっておりますけれども、24年度末で、実際、2億5,000万円に対しまして一般会計のほうから、向こう3カ年の間でこれを繰り入れまして、そして、対応するという措置をとったわけでございます。

そして、今回のこの国民健康保険財政健全化行動計画、これに基づきまして、とにかく、早期に国保財政の単年度収支の均衡を図ると、これに着手いたしまして、先ほどの城森議員の質問にもありましたとおり、お尋ねに対しまして市長のほうからもございましたが、国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上、医療費適正化の推進、保健事業の推進、こういうものを大きな柱としまして具体的な取り組みを行い、そして、それでもなお不足する場合には、一般会計からの法定外繰り入れで措置していきたいというふうに考えております。

これのめどといたしましては、とにかく先ほど言いましたように、単年度の収支の均衡を図っていくことを中心と考えておりますので、その今年度末あたりのところで十分検討をしていかなきゃならないというふうに考えております。

**○3番豊留榮子議員** とにかく何とか市民に負担を強いるのではなくて、これは行政の責任として、何とか対処していただきたいと思うところです。

そして、また今言われておりますけれども、この国民健康保険の広域化についてなんですけれども、このことを市長の見解をお尋ねしておきたいと思えます。

**○神園征市長** 社会保障制度の充実強化に関する決議が決定されましたが、その中で、国民健康保険の広域化については、国保の構造的問題を解決するため、医療保険制度の一本化など、抜本的改革を重視すること。

それまでの間、国の責任において、安定的財源を確保することにより、財政基盤の強化を図った上で、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。その際、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講ずることと決議されました。

私も、この決議案と同様の考え方であります。

**○3番豊留榮子議員** 次に、子供の医療費についてお尋ねしていきます。

子供の医療費の無料化ですが、今、県内における乳幼児の医療費の無料化がどんどん今進んでおります。県内43市町村のうち、就学前までが20市町村、小学校3年生までが2市町。本市は9歳の誕生日まで無料ということで、3年生の途中で切れる子供もいます。

また、小学校卒業までが5市町村、中学校卒業までが15市町村となっているようです。これ、8月から鹿児島市が小学校6年生まで無料になるようです。

私は3月議会では、近隣の南さつま市や南九州市などが中学校卒業まで無料にしているということから、中学校卒業までを無料にすると幾ら必要になるのかを質問したところ、対象者は約1,000人の増で、1,770万円必要になるとのことでした。

それを小学校卒業までの無料にしたら、どのようになるのか、お尋ねいたします。

**○佐藤祐司福祉課長** ただいまの質問者の質問の中で、本市は小学校3年生までの誕生日までとおっしゃいましたが、小学校3年生終了まででございます。

そして、鹿児島市につきましては、今度8月診療分から小学校6年生まで医療費助成を拡大するんですが、無料化ではなくて2,000円控除、2,000円まで、2,000円を超える分が無料というか、補助助成になるということでございます。

ただいまの質問でございますけど、小学校卒業まで無料化にしますと、対象者は約470人増で、約770万円が必要になると推計いたしております。

**○3番豊留榮子議員** すみません、本市のことを勘違いしてしまって申しわけありません。3年生までですね、申しわけありません。

この病院の窓口での現物給付についてなんですけれども、子供が病気になったときにまず心配するのは、財布の中身だという声を少なからず耳にします。病院の窓口での2割負担、そしてまた薬局での2割負担を考えると、子供の病状を心配しながらも、お金がなければ病院への診察を我慢するしかないとお母さんたちは言われます。大事に至らない場合はまだしも、受診を控えたことで病状の悪化につながることであれば、それこそ大変です。

子供の命と生活を守るために、そして、このようにお金の心配をしなくとも、子供たちが安心して必要な医療が受けられるように、病院の窓口で無料にすべきと考えるところですが、いかがでしょうか。

**○佐藤祐司福祉課長** 病院の窓口で無料にする、いわゆる現物給付方式の導入ですが、各医療機関との契約や電算システムの改修、他の医療費助成制度との兼ね合いなど、さまざまな問題を解決しなければならず、さらに、ペナルティーとして国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整が行われることから、本市単独での導入は、現時点では困難であると考えております。

なお、毎年、県市長会を通しまして、現在、小学校就学前までを対象としている県の乳幼児医療費助成制度の年齢拡充や、現物給付方式の県全体の制度としての導入などできないかとの要望につきまして、19市で協議をして県への要望活動は行っているところでございます。

**○3番豊留榮子議員** 県はその、窓口の負担をなくすと、24時間営業しているコンビニに例えて、いつでも駆け込むコンビニ受診がふえるなどと言っているようですが、子育て中のお母さんたちに話を聞くと、初めての子育ては不安で、少しの熱でも心配ですぐ病院に走ったものですが、子育てを重ねることで、この程度なら大丈夫と判断ができるようになり、病院へ行く回数は少なくなっていると言われております。実際には病院に行かなくても、いつでも行けるという安心感が持てるのが大事だとお母さんたちは言っております。

本市が独自に現物給付を実施した場合、県にどのような影響があるものですか、お尋ねいたします。

**○佐藤祐司福祉課長** 県への影響と申しますか、先ほど申しましたように、国民健康保険の療養費等国庫負担金の減額調整が行われるということでございます。

これの理由につきましては、一部負担金を徴収している市町村と窓口で無料にしている市町村

との調整を行うための減額調整であるというふうに伺っております。

○3番豊留榮子議員　すると、その現物給付を実施した場合は、自治体としては国保会計のペナルティーなどが科せられるものの、県は補助金を打ち切ることで支出が減るといふ影響しかないということですよ。

以前、西之表市が自治体独自で現物給付方式の実施を県に求めたそうなんですけど、これが認められなかったと聞きました。これ、どのようなことだったか御存じでしょうか。御存じだったら教えてください。

○佐藤祐司福祉課長　申し上げございませんが、その点につきましては承知しておりません。

○3番豊留榮子議員　自治体が独自に財政的に検討して実施しようとするときに、補助金のカットを理由に認めないということはちょっと理解、県が認めないのは理解できないんですが、現在、その現物給付方式を取り入れていない自治体は、都道府県で1道9県、中核市では5市、九州県都では鹿児島市と那覇市のみという実態が出ております。

市長は、この県内の市長会で要望を出していると言われておりますけれども、このままでは発展が見られません。子供の命を守るという立場に立たれるなら、もう一步踏み込んで考えていただき、県の補助事業であるとか、国の制度として実施すべきものかなどと言っているときではないと思います。市長の見解をお聞かせください。

○神園征市長　枕崎市として、単独でいろいろと要望する手段もあるにはありますが、市長会としてまとめて要望する場合と比較しまして、やはり、市長会としてまとめて要望するほうが早道ではないかと、そういうふうに考えております。

○3番豊留榮子議員　これ、どうなんですか、ほとんどの市町村が現物支給してくれと要求しているのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長　県市長会の要望ということですから、ほかの町村はわかりませんが、19市につきましては、全会一致で要望しているということだと考えております。

○3番豊留榮子議員　それでは、お尋ねしますけれども、現在の自動償還方式の中でですね、医療機関へのこの自己負担金の未払いとかは、本市では発生していないのでしょうか、お尋ねします。

○佐藤祐司福祉課長　現在の助成方式は、病院の窓口で一たん医療費を負担していただいた後、国保連合会から送信されたデータをもとに各被保険者口座へ振り込む自動償還方式となっております。各医療機関の未収金の状況につきましては、医療機関と各診療を受けられた保護者との関係であります。

窓口で負担していただいた後、その報告により市が助成するため、直接市の制度とは関係ありませんが、今回、市立病院に確認をしましたところ、子供医療費関係の未収金は発生していないということでした。他の医療機関につきましては、照会しておりません。

○3番豊留榮子議員　昨年9月なんですけれども、この日本医師会が会員の診療所や病院で外来患者を対象にした患者窓口負担についてのアンケート調査というのを公表しました。

それによりますと、過去1年間に経済的な理由で受診しなかったことがあると答えたのが、1割負担の人で6.6%、2割負担・3割負担の患者で10.2%、11.5%とそれぞれ1割を超えました。

日本医師会がこのように、窓口負担に関する調査を行ったのは初めてのことだと言います。今、医師会も動き出しました。

市長、この少子化に歯どめをかけるためにも、また地域の活性化のためにも、今、子供の医療費の現物給付は不可欠となっております。

また、一時払いしたものが後から戻ってくるこの償還払いは、無料であるという実感にも乏しいものです。子育て世代を行政がしっかりと支えていく必要が今、重要視されているんじゃないかと思っております。これはぜひ市長、よろしく願いしておきます。

それと大事なことを、大事な質問を忘れました。一番最初に小学校卒業までの子供さんを無料にしたらどのようになりますかということなのですが、470人、そして770万かかるということなのですが、市長、これに対して市長の見解を求めます。

○**神園征市長** 従来も答弁しておりますが、今すぐ実行に移すということはいろいろと問題があるのではないかと考えております。

○**3番豊留榮子議員** 今、私質問しておりますけど、すぐに実行しろということではありません。やっぱし、お金のかかることです。でも、市長選挙も来年ですよ、市長。また同じこと言うのかと言われるかもしれませんが、市長が立候補されるなら、もう今から考えて手だてを打っておかないと残り実行できません。ぜひ、この470人、770万円増になります。この辺のところをよく検討していただきたいと思います。

次に、生活保護の制度について質問してまいります。

安倍内閣は、社会保障の全分野にわたる予算の削減と制度の改悪をしようとしております。その最初の標的になっているのが、生活保護です。

生活保護の改悪法案は、生活保護基準の引き下げに続いて、保護の申請に書類の提出を義務づけ、扶養照会など相談者を窓口で書類不備で追い返すことができるようにするものです。生活に困窮した生活保護の申請に来た人を門前払いにして、餓死に追い込んだとして、大きな社会問題になった水際作戦を合法化するという異常なものです。

本市における生活保護申請の際の実態がどのようになされているのか、お尋ねいたします。

○**佐藤祐司福祉課長** まず、福祉事務所に事前の相談がございますと、生活保護制度の説明を行い、生活福祉資金の貸し付けや、障害者施策など各種の社会保障施策活用の可否の検討を行います。

それらが活用できない場合に、保護の申請となり申請書が提出されると援護係のケースワーカーが家庭訪問等を行い、生活に困っている状況や生活保護を受けるための要件が満たされているかどうかを調査いたします。

調査の内容は、生活保護法にありますように、預貯金、保険、不動産などの資産調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金などの社会保障給付や、就労収入などの調査、就労の可能性の調査などです。

そして、調査に基づき国が定めている基準をもとに計算した最低生活費と収入とを比較して、生活保護が必要かどうかを決定し、申請した日から原則として14日以内に相手方に通知する流れとなっております。

○**3番豊留榮子議員** それでは申請に見えた方は、一応、受け付ける、どんな方も受け付けるということですか。

○**佐藤祐司福祉課長** 24年度の申請等の状況を申し上げますと、相談のあった方は40人、そのうち申請をした方、そして、生活保護開始をした方は22人となっております。

○**3番豊留榮子議員** また、この不正受給対策の今、法改悪の理由にもされていますけれども、この本市において、その不正受給で権利を剥奪されたという例がありますでしょうか。以前にもお聞きしたかもしれませんが。

○**佐藤祐司福祉課長** ここ2年の間で申し上げますと、そういうことは生じておりません。

ただ、法78条に基づきます費用の徴収というのは行った状況がございます。

○**3番豊留榮子議員** これは、生活困窮者だけの問題ではありません。憲法25条の生存権という国民の権利を侵害する政治を許すかどうかの問題でもあるかと思えます。不正受給は全体の0.9%で、99.9%は適正になされているといえます。むしろ、権利を持ちながら受けている人が2割程度で、捕捉率が低いことのほうが問題ではないかと思えます。

それで、先ほど数字が出ましたが、相談に来られた方が40人。そして、申請がなされたのが、

申請して生活保護を受けられた方が22人ということですが、例えば、その保護から漏れた方の、その追跡調査と申しますか、その後、どういう暮らしぶりをしているかとか、そういう調査などをされたことがありますでしょうか。

**○佐藤祐司福祉課長** 生活保護を申請した方で、取り下げ却下となった方への追跡調査であろうと思いますが、平成24年度は先ほど申し上げたとおり、申請された方はすべて保護開始となっておりますので、取り下げ却下となった方はおりませんでした。

なお、事前相談のみ来られて状況等をお聞きした後、申請まで至らなかった方というのもしらっしゃるわけですが、その後の追跡調査というのは、特に行っておりません。

ただ、用事等で市役所等でその後お会いした際には、担当ケースワーカーが声をかけ、その後の状況をお聞きするなど、状況をできる限り把握するように努めております。

**○3番豊留榮子議員** 全国的に悲しいニュースが流れておりますけれども、この本市において、そのようなことは決して起こることのないように、努めていきたいと思っております。

ことし5月には国連からですね、日本政府に、生活保護の申請が抑制されていることを指摘され、受給権を保障するために、手続の簡素化こそ必要だと勧告を受けていると言われております。私はそういう前向きな対応こそ、今、必要ではないかなと思うところです。この点、どうでしょうか。

**○佐藤祐司福祉課長** 今回の法改正に伴います国からの通知等を見ますと、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はないとしておりまして、書面等の提出は、申請から保護決定までの間に行うというこれまでの取り扱いには、今後も変更はないとしております。

また、保護申請の意思が確認されたものに対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うことも従来どおりであるということです。さらに、保護の申請書類が整っていないことをもって、申請を受け付けないということのないようにとも通知しております。

これらのことにより、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであるということについては、改正後も何ら変わるものではないとしております。

福祉課としましては、従前も通知どおりに適正に実施してきておりますが、今後も同様に実施してまいりたいと思っております。

**○3番豊留榮子議員** 次に、市立病院の地域包括ケアシステムについて、お尋ねしていきます。

これは昨年、厚生労働省が介護保険制度の見直しの際に、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるとしていましたが、この地域包括ケアシステムは、保健や医療・介護・福祉を連携したシステムであって、また、施設ケアと在宅ケアとの連携も必要であるということです。

これは、市立病院が中心になって取り組んでいく必要性とはどういうものなのか、お尋ねいたします。

**○園田勝美市立病院副管理者** まず最初に、国の考え方について若干申し上げますけれども、国は、医療介護の将来像につきまして、施設から地域へ、医療から介護へという方向性を示しておりまして、医療機能の分化・強化と効率化の推進によって高齢化に伴って増大するニーズに対応しつつ、現在の病床数より少ない病床数で、より高機能の体制・構造を目指すということを示しております。

これまで市立病院といたしましては、通院が困難な方、あるいは比較的軽症で入院の必要度の低い方、また、退院後も継続的な治療が必要な方などに対しましては、訪問看護あるいは定期的な訪問診療、急変時の往診などを行っておりまして、昨年度の実績が延べ922回ということになっております。

しかしながら、国のほうが在宅医療ということを中心に考えるということで方針を出しており

ますので、これを踏まえますと、今後はやはり、在宅医療と保健・福祉などの他のサービスとの連携・強化が重要になってくると考えております。

そこで、市立病院も保健や介護・福祉と一体化された市全体の地域包括ケアシステムの中で、効率的なサービスを提供していくということが必要であるというふうに考えております。

**○3番豊留榮子議員** この地域包括ケアシステムというのは、大分前から言われていたんですが、ことし市長の……、ええと、何でしたっけ。市長が、初年度にこれが載ってたんですね、地域包括ケアシステムをやるんだという。なぜ、私なんか忘れていたんですけれども、なぜ今、やるのかなとふと思ったもんですから。現在、その地域包括ケアシステムがどのようなかたちで進められているのか、お尋ねいたします。

**○神山芳文市立病院事務次長** 地域包括ケアシステム構築の具体的な検討を行うため、4月1日に、枕崎市地域包括ケアシステム推進委員会を立ち上げました。

枕崎市地域包括ケアシステム推進委員会は、庁内関係課職員16名で構成され、地域包括ケアに関する各部署の業務や情報提供、意見交換、研修会、先進事例視察、今後の市民への周知等について協議を進めています。

5月末までの活動内容は、推進委員会3回、講師を招いての研修会1回、先進事例視察研修1回となっております。

**○3番豊留榮子議員** これは、市役所の中だけで今、取り組んでいるということでしょうか。

**○園田勝美市立病院副管理者** 現在の委員につきましては、関係各課から任命された16名ということで、市の職員のみで今は協議を進めているということでございます。

**○3番豊留榮子議員** 12年後の2025年には、この団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になって、現在のような、今、病院ですとか介護施設中心では追いつかないと言われていています。そして、特別養護老人ホームの待機者など、本市が今どのような状況にあるのか、お尋ねいたします。

**○佐藤祐司福祉課長** 国立の社会保障・人口問題研究所が、3月27日に公表した将来の人口推計によりますと、枕崎市の人口は、平成22年、2010年ですが2万3,638人から平成37年、2025年には、1万8,942人と2万人を割り、4,696人の減、率にして19.9%の減となる見込みです。

枕崎市の65歳以上の人口は、平成22年の7,522人から、平成37年には7,799人と277人の増、率にして3.7%の増となりますが、それより以前の平成32年、2020年には8,077人と最も多くなります。

また、介護や医療ニーズがより高まる後期高齢者である75歳以上の人口は、平成22年の4,100人から、平成37年には4,469人と369人の増、率にして9.0%の増となりますが、平成42年、2030年には4,678人と最も多くなる見込みです。

全国的に見ますと、75歳以上の人口の伸びは、関東や近畿など大都市圏とその郊外で大きくなり、特に、南関東では、市区町村の7割で75歳以上人口が平成22年に比べて5割以上ふえると言われておりまして、それらの地域では、特にケア体制づくりが課題となっております。

ただいま質問でありました、本市の特別養護老人ホームの待機者でございますが、現状で把握しております数値は123人となっております、前回報告の3月議会での報告の109人より14人多くなっております。

増加の理由については、8月に施設が20床増床されること、要介護1から3の方が11人ふえていることなどを総合的に分析しますと、今はまだ大丈夫なんだけれども、事前に申し込む方が多かったのではないかと考えております。

**○3番豊留榮子議員** 厚生労働省が、その高齢化がピークを迎える2025年ですが、これ実現を目指すとしていますけれども、その地域包括ケアシステムとは、おおむね30分以内に生活上の安全・安心、健康を確保するための多様なサービスを24時間、365日を通じて利用しながら、その病院等に依存せずに、住み慣れた地域で生活を継続することが十分可能になっていると言いま

す。

現在のような特別養護老人ホームなどに長期間の待機者はいなくなるとまで言っていますが、本当にそのようになるのでしょうか、お尋ねします。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、本市におきましては、従前から高齢者人口は高くなっているため、今後の高齢者人口の伸び率は、全国と比較して小さくなく、将来的には減少する動向もありますので、待機者がゼロになるということはないとは思いますが、老健や特養などの新たな施設整備より、現状から悪くならないためのみずからの健康づくりや、地域で暮らしていけるための住み慣れた地域の体制づくりをどのように進めていくかが課題となるのではないかと考えております。

○3番豊留榮子議員 例えば、そのような高度な介護・福祉サービスをですね、地域のネットワークでこの保障していくという、地域包括ケアシステムですけれども、これ、公的な財源が確保できるのでしょうか、そこをお尋ねします。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、現在、地域包括ケアシステムの構築につきましては、行政内部で連携を深めるための勉強会を開催しておりますが、体制づくりに当たりましては、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえた上で、自助を基本としながら、互助、共助、公助を効果的に組み合わせる必要があると考えております。

地域包括ケアシステムの構築が、イコール公的な財源が多額に必要であるということではなく、地域での自助、互助の取り組みのほか、在宅で暮らしていけるように、なじみの関係がつけられる地域密着型の小規模多機能型居宅介護や、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービス基盤整備などを組み合わせて、地域での健康づくりによって現状より悪くならないようにしながら、住み慣れた地域で暮らしていける体制をつくっていく必要があると考えております。

○3番豊留榮子議員 まさに12年後というと、私たちの年代なんですね。この地域包括ケアシステムを推進していく上でですね、各地域に居住する高齢者が、どのような支援を必要としているのか。そしてまた、どの程度の生活をされているかなどの確かな把握が必要かと思っております。

それには、自治体が高齢者全員を対象にした日常生活圏でのニーズ調査が必要ではないかと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○佐藤祐司福祉課長 平成27年度からの第6期介護保険事業計画を策定するに当たりまして、今年度中にニーズ調査を行う予定でありまして、国からの調査内容など現時点では示されていないため、9月補正でお願いする予定としております。

課題の把握、ニーズの把握という面では、ケアシステムの実施主体である医療・介護サービス関係者、行政、地域など、さまざまな主体がつながっていることが必要でございます。その一つの手段が地域ケア会議の開催であると考えておりまして、関係者が顔の見える関係をつくり、高齢者個人のケアマネジメントを通じて意見交換を行い、地域の課題を吸い上げ、社会基盤の整備につなげていくようにしなければならぬと考えております。

○3番豊留榮子議員 なかなかこの新しいことに挑戦していくというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、そうですか、今年度中にニーズ調査をされるということですので、よろしくお願ひします。

また、この市立病院が目指す病院の経営の方向性ですが、これがどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○園田勝美市立病院副管理者 市立病院の昨年の利用状況ということで申し上げますと、70歳以上の方が入院で全体の89%、外来で59%になっておりまして、現在のところは、やはり高齢者に対する医療が中心になっています。

しかしながら、市立病院事業の設置等に関する条例の中で、設置目的として「市民の健康保持

に必要な医療を提供する」と規定されていますので、高齢者に対する医療だけではなく、若い世代への医療提供についても検討していかなければならないと考えております。

その一環といたしまして、小児急患の診療につきましては、昨年2月から開始をいたしまして、毎月1回の休日診療でしたけれども、本年4月からは毎月2回の診療となり、また、市内の小児科医から要請をされました場合に限り、経過観察を必要とする15歳未満患者の一時的な入院も受け入れておりますので、今後もさらに、これらのことを充実できるように努力をしていきたいと考えております。

**○3番豊留榮子議員** 市立病院のその子供さんの子供医療をしてくださっているということで、親御さんたちが安心していうことを耳にします。今、例えば、その働きながら子育てをしている親御さんたちがですね、子供さんが病気になったときに、預けるところがあるということが、本当に、非常に心強いというふうに言われるんですよね。ぜひ、病児保育の実現に向けて取り組んでほしいという声も上がっているんですけども、病児保育に向けての取り組みがなされているのかどうか、お尋ねいたします。

**○園田勝美市立病院副管理者** 病児保育につきましては、現在のところ、まだ具体的に進めているというところではございません。

**○3番豊留榮子議員** 保育園なんかでも、その病児保育をしようとすると、やっぱり医者がいなきゃいけないとか、保健師さんがいなきゃいけないとかっていう、難しいことになるんじゃないかと思うんですね。

これは、ぜひ、できるのは市立病院だけじゃないだろうかと思うんですが、その辺の検討はなされていないのでしょうか。

**○園田勝美市立病院副管理者** 病児保育につきましては、医療機関に併設された施設ということになっておりますので、市立病院だけではなくて民間の医療機関でもできることはできるんですけども、鹿児島県内でも鹿児島市に今、7カ所程度ということで、県内全域で複数カ所ありますけれども、なかなか採算に合わない部分もあると。

なぜかといいますと、1年中その病児保育施設を利用される方がいるとは限らないと。特に冬場については、感染症あるいはインフルエンザ等が蔓延したときに利用されるということでございますので、その辺のことも考えながら検討はしていきたいというふうに思っております。

**○3番豊留榮子議員** ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

今、働いているお母さんたちが子供が病気になると、もう自分も仕事を休まなきゃいけないというふうな、負担が出てくるわけですね。ですから、ぜひこの病児保育が実現できるというふうなことを言っておりますので、ぜひ実現に向けて努力していただきたいと思うところです。

それとまた、この地域包括ケアシステムについても、何年も前に国から提唱されていたんですが、なかなか取り上げる自治体がなく、県内でもこの枕崎市が初めてだということを聞きましたので、大変なことかと思いますが、実現に向けて、これ市民にとっていいことなんですよ。市民にとっていいことは、進めていってほしいと思いますので、よろしく願いしておきます。

最後に、妙見センターの蒸し器のことなんですが、これ私が質問出したら、もう改善されていますという農政課長からの御返事だったんですが、すいません、答弁をもう一度お願いします。

**○真茅学農政課長** 妙見センターに備えつけてあります蒸し器につきましては、せいろが熱と長年の使用により、変形や破損して、その部分から蒸気が漏れ、蒸す時間が長くなるなどの利用者からの声がありましたので、本年5月にせいろ5台1組を新品と交換したところでございます。

せいろにつきましては、2組必要なわけでございますけれども、残り1組につきましては、まだ使えると考えておりますが、今後、蒸気の漏れがひどいようであれば、新しいものとの交換等を検討してまいりたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 このみそづくりですとか、食の安全を初め、本市を支える活動を繰り返し広げている多くの女性たちが利用する施設ですので、ぜひ、改善のほうを、気持ちよく使えるように改善をしていただきたいと思うところです。

質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○立石幸徳議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時28分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(平成25年6月11日)

平成25年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成25年6月11日 午前9時28分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 禰占通男 議員（66ページ～75ページ） 吉嶺周作 議員（75ページ～81ページ）	
2	120	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予特
3	121	枕崎市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について	総文

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 畠 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記  
宮 崎 元 気 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時28分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 おはようございます。

私、禰占の一般質問に先立ちまして、この場をちょっとおかりしまして、5月12日に行われました尻無川の清掃には副市長を初め、市職員、一般の方の御参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

年2回の清掃ですが、思えば平成20年に悪臭問題が本格化し、21年度の公民館総会によって尻無川に生息する生物を守る会が提案され、その場で可決されました。毎回100名以上の参加をいただいております、ボランティア活動もいただいております。私は、これは継続が重要と思い活動しております。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

国保運営を市町村から都道府県への移管はまだ決定していないが、本市においても毎年の赤字運営が繰り返される。国保運営に妥当な対策があるのか。志布志の視察先の担当者も、決定策はないということでありました。

しかし、その中でも長年の取り組みによる効果は見え隠れしていると感じました。

本市でも、特定健診等実施計画、国保財政健全化行動計画も始まり、内容は、ますます充実してきているようではありますが、今まで委員会、議会で繰り返し述べられてきたことも数多く掲載されてあります。その成果を上げるには、一朝一夕には片づけられないものであると思っておりますが、後でも触れますが、日本一の長寿県となった長野県の取り組みなどは、50年以上の年数をかけた結果とのことでもあります。

さきの国保補正予算で、平成25年度から27年度の後期高齢者支援金分と介護納付金分は、歳入不足が見込まれるため、税率を考えているということでありました。

今回議題となっている税率改定により、1人当たり、1世帯当たりの平均負担額はどのように変わるのかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 御承知のとおり、本市の国民健康保険事業は、平成22年度、平成23年度に引き続き平成24年度も赤字が見込まれるなど、非常に厳しい現状にあることから、本市国保事業を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として堅持する観点から、本年3月に枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画を策定し、さまざまな対策に取り組むこととしたところです。その一環として、今議会に国保税の税率改定に係る条例案及び補正予算案を提案いたしてあります。

これは、平成25年度から平成27年度までの3年間に新たに生じる財源不足見込み額のうち、後期高齢者支援金分に係る単年度平均赤字見込み額1,800万円及び介護納付金分の単年度平均赤字見込み額1,600万円の単年度総額約3,400万円、3年合計で1億0,200万円の収納増を図ろうとするものであります。

なお、今回の改定によりまして、1人当たりの国保税調定額は、現行の9万1,923円が10万2,093円、1万0,170円の増。パーセントにしますと11.06%の増であります。

また、1世帯当たりの国保税調定額は、現行の14万5,343円が15万9,505円、1万4,162円の増。パーセントでいきますと9.74%増になるものと見込んでいます。

○7番禰占通男議員 市長が述べられたように、1世帯当たり、1人当たりの増収額、総額を…、増収額は、年間の増収額は幾らになるおつもりですか。

○山口英雄税務課長 今、市長が答弁申し上げましたとおり、今回の税率改定案につきましては、平成25年度から27年度までの3年間の新たな赤字見込み額を解消するというものでございまして、単年度平均でいたしますと約3,400万円程度を増収し、収納増を図ろうとするものでございます。

なお、補正予算につきましては、今回の補正予算につきましては、国民健康保険税総体といたしまして、3,935万円程度を予算計上してありますけれども、これにつきましては、保険税率の設定は3年間の平均値でいきましたけれども、被保険者につきましては、25年度、26年度、27年度とだんだん減ってまいりますので、平成25年度の現在見込まれている被保険者数で算出した額でございまして。

○7番禰占通男議員 さきの臨時議会でも、25年度からの繰上充用とあって、2億7,350万が繰り入れられたわけですが、まあ簡単に平たくすると、この25年度予算が、結局は2億7,350万不足すると私は簡単に考えるんですよ。

そこでまあ、年間の収入が3,400万。そこからすると、もう当初から25年度分は赤字運営になるのではなかろうかと危惧しているんですけど、そこら辺の考えはどのようになっているんですか。

○白澤芳輝健康課長 財政健全化の行動計画の中でもお示ししてありますけれども、平成24年度までの累積赤字分については、一応、置いとくまして、25年度から27年度までの間の単年度収支の改善を図るといって、そこを早急に改善いたしますという計画でございまして。

ですので、当然、24年度までの累積赤字分については、後年度についてその部分は、予算執行上、赤字として見込まれていくということでございます。

○7番禰占通男議員 24年度分までの欠損を置いとくと言いますが、これを置いとく状態で、この利息とか、これは考えられないんですか。

○白澤芳輝健康課長 実際には、24年度決算見込みについては、2億6,500万程度の赤字になる見込みですけども、その部分については、これをほっといて、どこからかこれを借入れしてですね、その額を借り入れして、その利子を払うということであれば、予算上の負担も生じてきますけど、その赤字額は一応置いとくということでございますので、そこについて、国保会計にマイナス要因が出てくるということにはございません。

○7番禰占通男議員 やはり、その置いとくといっても、この今現在手をつけなければ、これは将来的には市民へのツケじゃないんですかね。

○白澤芳輝健康課長 まず、なぜこの累積赤字をそのままにしておくかという、まず一つには、平成27年度から始まります医療費の共同安定化事業、財政共同安定化事業が始まると、平成27年度から。その影響がどう出てくるかが、今のところはっきりといたしません。

それと、平成26年度から消費税増税に伴いまして、国から国保の保険者へ2,200億円が配分されます。その影響もどうなるか、今、まだ国からはっきりした政令とかそういうものも示されておりませんので、それが……、これはマイナス要因になりませんのでですね。プラス要因にしか働かないです。そういうところもございまして。

あと三つ目が、県の広域化の貸付金の返済が平成27年度で終了いたします。本年度当初予算でも、一般会計からその2億5,000万円については、一般会計から法定外繰り入れをするということで、それを8,300万ずつ一般会計から法定外の繰り入れを行います。

そうしますと、平成28年度以降の一般会計の状況と国保会計との考え方もまた変わってくるかと思えます。そういう意味で、そのもう一つに、財政健全化行動計画の中でいろいろな取り組みを行います。その取り組みがどのような成果が出てくるか。医療費がどう変わっていくかというのも、今のところ推計でしかございませんので、そういうところで、そういうのをはっきりと見きわめられる平成27年度になって新たな行動計画を立てて、その中で当然、今、国保を県

のほうで責任を持ってやろうという考えもありますので、そこまでにはですね、ちゃんという累積赤字というのは解消していかないといけないと考えておりますので、そういうところを見据えてやらないといけないと。

ただ、先ほどる申しました諸点につきまして、今でははっきりとした数字がお示しできないために、一応平成24年度までの累積部分については置いといて、25から27の中の単年度収支は均衡を保つように改善いたしますという計画でございます。

○7番禰占通男議員 今回の税率改定をするに当たりですよ、値上げに対して、この繰り入れと税率改定を併用するという事は考えられなかったんですかね。

○白澤芳輝健康課長 法定外繰り入れの考え方につきましては、昨日の一般質問の中でもお答えいたしましたように、さまざまな、言えば取り組みを行って、なお、不足する部分については法定外繰り入れで措置しますと、そういうふうに昨日市長も答弁いたしましたところでございます。ですので、その額、いつ繰り入れられるのかということに関しましては、今、平成25年度始まったばかりでございまして、医療費の動向やそういう、いろんな行動計画の取り組みがどのようになっていくかというのが、現在では、はっきりしません。ですので、一般会計からの法定外の金額の確定というか、その部分につきましては、来年3月議会で、やはりお示しすべきであろうということで、現時点で額が確定できないために、今回の補正予算では計上していないというところでございます。

○7番禰占通男議員 まあ、簡単に言えば、この課税所得のきのうからも平均というか、標準が示されて、きょう市長からも11.6%の税率改定になるとおっしゃっていますけど、1割ちょっと過ぎると、確かにまあ所得のいい人はそうこたえないだろうけど、大体課税所得200万円ぐらいの世帯が80%を超えている本市の国保財政ですよ。やはり、1けた台に私は据え置いてもらいたかったなと感じているところです。

それで、この税率改定に当たり、国民健康保険運営協議会のこの諮問の内容といたしますか、それはどのようになされているんですか。

○白澤芳輝健康課長 国保運営協議会の諮問につきましては、財政健全化行動計画を達成するためにやむを得ないものと判断し、全会一致で了承するという事で、答申を受けております。

○7番禰占通男議員 構成委員の12名の中に、この被保険者代表の4名が入っていると思うんですが、この方もやはりそのもう完全に賛成なされているんですかね。

○白澤芳輝健康課長 全会一致ということでございますので、そこに異論はなかったということでございます。

○7番禰占通男議員 それでは、まあ確認のためお伺いしますが、この被保険者代表の課税所得といたしますか、これは平均値が200万というのが出されたんですけど、これより上なんですか、下なんですか。

○白澤芳輝健康課長 個人情報に関することでございますので、そこはやはりしっかりと、御質問の内容は考えていただきたいというふうに考えます。

○7番禰占通男議員 やはり、被保険者としては、そこら辺も考えるというか、知りたいというのは、私はあると思うんですけど。

○立石幸徳議長 ただいまの禰占議員の質問、先ほど健康課長から答弁がありましたように、個人情報の部分が極めてかわりが大きいので、その辺に配慮して、質問を続けていただきたいと思います。

○7番禰占通男議員 これも昨日より答弁されているんですが、この税率改定に当たり、この市民への値上げに対する説明をどうするのかという、きのうからも質問・答弁がありましたが、値上げが決まってから説明するのか、値上げ前の説明か、これはものすごく市民感情に対して影響がものすごくあると思うんですよ。

当局側は、このどちらを優先的に考えておられますか。

○白澤芳輝健康課長 市民に関する税率改定の説明につきましては、市民の健康づくりのこともあわせてですね、本議会で議決いただいた後に開催する予定でございます。

○7番禰占通男議員 市民にお知らせするということですが、この方法としては、何が一番得策だと思いますか。

○久木田敏副市長 市民へのこの税の改定につきましては、23年度における医療費の値上げの際に、皆様方の御意見をいただきました。

その時点におきましては、住民説明会そのものを個々に行ったということはございませんでしたけれども、事前の周知、そういうものを個々に文書を届けたり、お知らせ版、広報紙等で十分説明をした結果、担当課に先日聞きましたところ、そういう税に対する苦情とかいうようなものはなかったというのが、これは事実であります。

そのように徹底した周知を今回も図る上で、さらにまた住民説明会、それを市長、昨日も申し上げましたけれども、市長以下、担当職員におきまして住民説明会をしていくと。

そういうことをやっていきたいと思っておりますので、十分御理解いただきたいと思っております。

○7番禰占通男議員 その住民説明会だけは十分やってもらいたいと思っております。

次の、2番目の質問にまいりたいと思っております。

平成24年度までに、この県内の19市の中で、この法定外繰り入れをしている市は何市あるのかをお伺いしておきたい。

○白澤芳輝健康課長 平成24年度に法定外繰り入れを行った市につきましては、枕崎市、いちき串木野市、出水市、西之表市を除く15市でございます。

○7番禰占通男議員 それでは、この法定外繰り入れですが、全国的には大体の道府県というか、全国的に認められているということも、ほかの市町村でお伺いしました。本市はどのような考えでいるのでしょうか。

○久木田敏副市長 一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、ここまで何回か御説明しておりますけれども、法律で定められましたその内容に従いまして、今後とも国民健康保険制度及び事業の趣旨等を十分留意する必要があるかと思っております。

ただ、前回も御答弁申し上げましたけれども、国保会計の実質的な財源不足、それが多額になったこと。また、財政安定化支援事業に係る繰り出しにつきまして、一般会計の非常に厳しい財政状況があったその時点で、交付税措置された全額を繰り出すことができなかつたと、こういうような事情をかんがみまして、今回の国民健康保険財政健全化行動計画の策定に当たりまして、県広域化支援基金貸付金の償還財源2億5,000万円につきまして、一般会計から繰り出しをするということでございます。

先ほど答弁いたしました、残りの2億6,500万程度の繰上充用というかたちになりましたけれども、これにつきましては財政行動計画に従いまして、単年度の収支の均衡を図ると。とりあえずそういうのを一生懸命取り組んでいった後で、またその財源不足について、法定外繰り入れをどうするのか、そこら辺を十分見きわめていかなければならないというふうに考えております。

今、この現時点で、そういうような取り組みをしない中で、どれだけ一般会計から繰り入れをするのかということについては不確かでございますので、そこら辺は十分検討していかなければならないというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 先ほども副市長からの答弁で、この23年度の税率引き上げには、苦情とかそういうのは寄せられなかつたとありましたが、平成23年度の保険税率引き上げによる収納率に影響はあったのでしょうか。

○山口英雄税務課長 平成23年度には国保税のうち、医療給付費部分について税率改正を実施

したところでございますけれども、23年度の収納率につきましては、現年度分が94.3%ということで、前年度に比べ0.5ポイントのマイナスというふうになりましたけれども、滞納繰越分につきましては、前年度に比べ、0.5ポイントの上昇というふうになりました、国保で総体では86.2%ということで、前年度と同率の収納率を確保できたところでございます。

今、税率改定で収納率に影響があったのかというお尋ねでございますけれども、確かに現年度分の収納率は、低下はしておりますけれども、国保税に限らず市税全体的な傾向といたしまして、長引く景気低迷等によりまして、収納率は年々低下傾向にありますので、まあ、この現年度分の0.5ポイントの低下というのがその税率改定の影響によるかということについては、そういうふうに明確にその税率改定の影響があるとまでは言い切れないのではないかとというふうに考えております。

**○7番 禰占通男議員** この税率については、きょうの新聞にも収納率の高い低いによって、交付金に影響が出ると、きょうの新聞にも出ておりました。ですから、収納率はまあ、毎年の上積み乗せるように頑張ってもらいたいと思います。

国保税の次の質問ですが、国保税の年度別の差し押さえがあれば、その状況、それはどのようなになっているのか。また、国保の滞納別原因の状況はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

**○山口英雄 税務課長** 国保税の原因別の滞納状況でございますけれども、今、24年度につきましては集計中でございますが、集計したところによりますと、滞納件数総体では24年度が584件ということで、前年度に比べて36件程度増加しております。そのうち原因別といたしましては、納税意識の欠如ないし納税意識の希薄というふうに分類されるものが約50%程度でございます、そのほか、倒産・破産、事業不振、あるいは失業とか、そういった経済的な要因によるものが3割弱といったところでございます。

差し押さえの状況についてでございますが、24年度につきましては、国保税は件数で283件、750万程度の差し押さえを実施しているところでございます。

**○7番 禰占通男議員** 国保税にしても300件に近いぐらいですけど、これ納税意識の欠如とか納税困難者というのもありますけど、これ払えないんだからほっておくという、そういう心境もあると思うんですよ。だからまあ、今は払えないけど、まあ払う意思はあるというか、こういう…、納税してなくて集金に行くと思うんですが、今、払えないけど払う意思はあるという、このような方たちに対しての、この集金というのはどのようになされているんですか。

**○山口英雄 税務課長** 納税に対しての理解はあるものの、経済的な理由とか、そういったもので現実的に現時点での納税が困難な方々につきましては、個々に納税相談を受けまして、その方の経済状況の回復、あるいはそういったものに応じまして、例えば分納の誓約を結んで分納をしていただく。あるいは、現時点でなかなかその当分、経済的回復が見込めないという場合には、一時、徴収停止といった法律的なそういう手続が認められておりますので、そういった措置をとっているところでございます。

また、納税意識が欠如とか希薄とかそういったことの話も出ましたけれども、そういった方々に対しましても、個別に納税相談を行いまして、ただ納税相談……、再三の呼び出しにもかかわらず応じない方とか、そういった方々もいますので、そういった方々に対しましては、地方税法に基づきまして財産調査等を行い、換価可能な財産を発見した場合には差し押さえして、換価しているところでございます。

**○7番 禰占通男議員** 次の質問ですが、後発医薬品の普及率を2017年までに5年間で60%以上引き上げを決定しているが、これまでと計算方法が異なるといいます。今回の方法はどのようなものですか。

**○白澤芳輝 健康課長** 後発医薬品のシェアの新たな目標設定に当たりましては、国際的な比較が

容易にできることも踏まえまして、後発医薬品に置きかえられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェアとすることとされました。

古い指標がすべての医薬品の中の後発医薬品の数量が幾らあるかということでの普及率でございましたけども、新たな指標につきましては、後発医薬品のある先発医薬品の数量と後発医薬品の数量を分母といたしまして、その後発医薬品が幾ら使われているかと、数量を分子といたしまして計算するという方法になっております。

○7番 禰占通男議員 24年度のこの枕崎の後発医薬品の使用状況、それをこの新しい計算方法に置きかえると、どのぐらいこれポイントというか、パーセント的には上がりますか。

○白澤芳輝健康課長 平成25年3月末の国民健康保険の被保険者の後発医薬品の旧ベースで申し上げますと、これが32.5%でございまして、新ベースになりますと48.8%というふうになります。16.3ポイント上がるということになります。

○7番 禰占通男議員 この国保の医療費抑制について、具体的に本市が取り組む事項はどのようなものがあるんですか。

○白澤芳輝健康課長 医療費適正化及び医療費抑制につきましては、従来から取り組んでいますレセプト点検。それから、同一疾病で複数の医療機関を受診される方や、一月に何回も受診される方への訪問指導、それと、ジェネリック医薬品の使用促進の取り組みを強化させるとともに、新たに医療費データ及び健診データの活用による保健指導を充実・実施いたしまして、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、慢性腎臓病などの発症が予想される方に早期に保健師が接触することにより、これらの疾病の予防につなげていきたいというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 この国保財政健全化計画書の中にもこの項目も設けられておりますけど、ジェネリックカードの使い方、医薬品の適正化事業によるこの啓発用雑誌、市の広報紙の活用などもいろいろありますが、先ほども議会が始まる前に市長とちょこっと話す機会がありまして、市長のお話も伺いましたけど、医者は病人にとっては本当に神様です。その人に自分の考えを言うということもまたものすごく勇気がいることだと思いますから、このカードの使い方、また、市民に対しての医薬品の単価の……、先ほど言われましたように、レセプト点検の結果などこういったものも、やはり、この保険税率の値上げの場合もですが、いろんな健康づくり事業、そしてまた各種スポーツの集まりなどがあると思うんですよ。やっぱりその中で、この活用とか、そういう健康に取り組むことを担当者が云々というのではなくて、そういう場で繰り返し繰り返し私はお願いするしかないと思うんですよ。私もこのレポート書きながら、女房にちょっと保険証を出してくれと言って、何をすると行ったから、保険証の裏を見るのよと言ったら、保険証の裏は臓器提供の項目しか載ってないんですよ。やはり、その裏を活用するとか、それから後期高齢者の保険証も私、今度もらいました。それは昔の保険証と同じ、三つ折りになった大きな保険証です。やはり、そのスペースがあるところは有効活用をして、なるべくこの医療費抑制ということを念頭に置いて、私は活用するべきじゃないかと思うんですよ。

それでまあ、5月28日に財政制度審議会が諮問されておりますけど、薬価の保険適用は後発医薬品の価格を上限とするということが答申されております。そのジェネリックとの価格の差は、新薬との差は、この差額は、患者の自己負担とするという、こういう指針が出されておりますので、こうなると、今度は病院とか医局がものすごく影響があると思うんですよ。下手するとこれ、つぶれるところがあるかもしれませんよね。やっぱりそれほど、この医療費の抑制というのは国にとっても、また重要課題ということで取り組んでいるのではなかろうかと私は思っております。ですから、この国保に限らず市の担当もいろいろと考えをめぐらして私は取り組んでもらいたいと思います。

次の質問に、6番目にいきます。

保険料滞納者の、この治療費についてお伺いします。平成24年度の滞納者で、資格証明、短

期保険証を使って治療または投薬を受けた人は何名いるのかをお伺いしたい。

○白澤芳輝健康課長 平成25年3月末の資格者証対象世帯につきましては8世帯、短期被保険者証交付世帯は269世帯となっておりますが、そのうち、平成25年3月に診療を受けた世帯は93世帯で、人数といたしましては122人の方が診療を受けているということでございます。

○7番禰占通男議員 この証明書、短期の保険証を使って治療を受けるということになると、毎日の生活にも困っていると思うんですよ。この患者というか、その証明書を使って医療の治療を受ける人がこの窓口では一たん支払う義務がありますよね、3割。その高齢者は1割となっておりますが、この人たちの支払いというのは、どのようになっているんですかね。

○白澤芳輝健康課長 当該診療に係る一部負担金の、その患者さんの一部負担金の支払いということでしょうか。どのようになっているかといっても、そこまで詳細にはつかんで把握はしておりません。

○7番禰占通男議員 次の、7番の質問とも関連しているんですが、7番の質問にいきますけど、この県内の公的病院や救急を扱う総合病院では未収金の額が膨大になっているということです。本市の医療機関の未収金というのは、こういうのは把握できているんですか。

○白澤芳輝健康課長 医療費の未収金につきましては、各医療機関に問い合わせは行いましたけれども、法人情報、個人情報に関係もございますので、また、問い合わせしましたら、なぜそのようなことをするのかというようなおしかりも受けたところもございますので、そういうところで答弁につきましては、差し控えさせていただきたいと思います。

○7番禰占通男議員 鹿児島市の市立病院では、この未収金が2011年3月末現在で1億4,700万、これを回収するために担当職員を置いて回収に当たっているということです。そしてまた、鹿児島県の保険医協会の103施設の63%で患者の経済的理由から治療を中断・中止している事例があるということです。そしてまた、4割を超える68施設も含まれているということです。

それでは伺いますが、本市の市立病院でのこの未収金というのは考えられないんですか。

○園田勝美市立病院副管理者 市立病院の未収金につきましては、決算の際に決算書の中に3月末、年度末現在での未収金の額、さらに、監査委員によります決算審査に基づきます審査意見書の中で、毎年度6月までに回収された額で未収金残高が幾らというのは、決算の際に御提示をしております。

平成24年度につきましては、4月末現在で申し上げますけれども、合計延べ入院・外来合わせまして94件ほどございます。額にいたしまして、383万5,090円ということになっておりますけれども、未収者の中につきましては、分割で納付を継続されている方、年金受給日あるいは生命保険給付の日まで一時的に支払い期限の延長を申し出をされている方ということがございます。未収金の額につきましては、先ほど申し上げたとおりですけれども、これが総収益に対しまして24年度5億7,586万4,171円でございますので、それに占める割合が0.67%。入院・外来収益が5億1,153万4,810円でございますので、未収金割合は0.75%を占めているということでございます。

それと、最後に申し上げておきますけれども、市立病院は公的病院ではなくて、公立病院であるということでございます。

○7番禰占通男議員 ありがとうございます。8番の質問に移らせていただきます。

この会社勤めをしていれば、健康保険となるんでしょうけど、こういう方たちが退職、何らかの状態によって、その資格を失っている。こういう方たちのことを私は考えているんですが、国保に移行手続をせず、無保険者の実態はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 離職者が再就職するまでに国保への加入手続をとらずに無保険状態が生じている現実もあると考えておりますけれども、本市において、何人の方が無保険であるかということとは把握できないと。

例えば、被用者保険から居住地の国保保険者に対する脱退の通知が義務づけられるということも考えられますけども、約1,800ぐらいの被用者保険者がありまして、全国に市町村国保約1,720ありますので、その間でそういう多数のそういう異動を通知することは、現実的には困難であろうかなと思います。ただ今後、マイナンバー制度の利活用等も考えられるところでございます。

なお、本市においては住民税申告のときに、この人は無保険状態ではないかなと思われる方がいらっしやいます。社会保険料の控除額が全然ない人、言え、社会保険料を払っていない人について、そういう部分で、無保険状態でないかなという方については、税務課のほうで保険加入の態勢を行っているところでございます。

**○7番 禰占通男議員** あと9番にいきますけど、この医療相談窓口が私はものすごく気になっているんですよ。まあ、先ほど来から言うように、お金が十分であれば即、専門医のそこへ行けばいいんですけど、そういうこともなかなかできないという方も数多くいると思いますので、この医療相談窓口は、この本市においてはどのようになっているのかをお伺いいたします。

**○白澤芳輝健康課長** まず、かかりつけの医療機関において、そういう医療費の支払いとか、生活上の問題がある場合については、医療ソーシャルワーカーを配置していらっしゃる病院が、市内には4カ所の病院がございまして。そういうところで相談を受けられる場合、あるいは最終的に医療費の支払いが困難、どうしようもない。生活費も工面できないという場合については、もう残されているというのは生活保護の相談なり、あるいは、福祉のほうであります家庭児童相談室あたりで相談を受けられるというパターンが考えられるというふうに考えます。

**○7番 禰占通男議員** この医療相談のこともなんですが、病院によっては自分の病院のアンケート用紙を置いているところもありますし、またそれで、母子・父子家庭等の医療助成金についての支給申請書、また、重度心身障害者等医療費助成金なんかの支給申請書を受付に備えている医療機関も私は縁があって、その資料をくださいと言って今でも持っているんですけど、こういう申請書ですけど、これは、この方たちは、この申請書はこの役所でもらってそれで申請するんですかね。

**○佐藤祐司福祉課長** ただいまお尋ねの重心医療費の申請につきましては、対象者が隣の系の障害福祉係とかに来て手帳の申請とかされますので、横の連携をとりながら、該当者には申請をしていただくよう呼びかけております。

**○7番 禰占通男議員** 10番目の質問ですけど、この国保運営を都道府県に移すと、1人当たりの平均保険料で最大で年間3万9,000円の値上げが見込まれるようになっていきますけど、枕崎市のこの試算とかはなされているんでしょうか。

**○山口英雄税務課長** 厚生労働省は、去る5月10日の社会保障審議会医療保険部会におきまして、国保の保険者を都道府県に移行して、保険料を都道府県内の平均保険料に統一した場合、多くの保険者で保険料が上がるということで、その中で、最大で東京都三宅村の場合、年間約3万9,000円の引き上げが必要であると、そういう試算を示しました。

この試算につきましては、平成22年度の国保事業年報のデータをもとにしまして、介護分を除く1人当たりの国保税の調定額について、各都道府県内の最高額、最低額及び平均額を単純に比較した試算でございまして、同省の示した資料によりますと、仮に、国保事業の広域化に伴い国保税を県平均額に統一した場合、鹿児島県におきましては、1人当たりの国保税調定額の最も低い三島村が、3万3,335円の引き上げになるというふうにしております。そのデータによりますと、本市の場合は、4,786円の引き上げが必要との試算になっているようです。

**○7番 禰占通男議員** この健康づくりの方法は、また、この国保財政健全化行動計画にも述べられておりますけど、本市は、12番、13番にも書いてありますが、いろいろな役割の人たちがおります。この中で、どのように健康づくりをやっていくのかをお伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 行動計画の中にも書いてございますけれども、市民の健康づくりに関しましては、平成23年度に市の職員によりますプロジェクトチームを立ち上げまして、新たな健康づくり事業の実施について検討を重ねた結果、平成24年度から生活習慣病予防を目的としたダイエットコンテストを実施しているところでございます。

そのほかにも、ウォーキングを主体とした健康づくりの推進、各種団体と連携した運動スポーツ・健康づくりの推進、介護予防事業と連携した健康づくり事業、それから、栄養・食生活の改善、健康教室、健康講座の開催などさまざまな視点での取り組みを行っていききたいというふうに考えております。それぞれの、そういう事業の中で、保健師、保健推進員さん方にも協力をいただいて、保健師についてはその中で当然やっていきますし、保健推進員さんについても御協力をいただいて、これらの事業を進めていききたいというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 先般、日本一の長寿県となった長野県のことでありますが、保健師さん、保健推進員さん、これは保健推進員じゃなくて、何か向こうは保健補導員というんですけど、この人たちが役割を担っているとあります。

それとまあ、20日ほど前視察に行った志布志市の首長も部下を伴い、2年前に川上村に視察に行ったということです。私は、なぜ川上村なのかといろいろ調べた結果、農産品の所得は相当な収入を得ておって、年間153億円、農家数が607だそうです。相当な売り上げをしておるようです。

それでまあ、なぜこの長野県の活動が始まったのかということ、起源は1944年、戦後すぐだったとこの年数から見ると思うんですが、無医村で働き始めた保健師さんが、赤ん坊の健診などを手伝う主婦の組織づくりが、これが第一歩だったそうです。ですから、調べてずっといくと須坂市の人口が5万3,000人という中でも、この280人ぐらいの関係者が関係して活動しているようです。

その中で、お伺いしますけれども、これは保健師さんと枕崎の推進員さんもあわせてですが、この人たちの健康づくりに対する役割ということでは、ものすごく比重があると思うんです。ですから、本市の役割、そしてまたこれからの展望を聞かしてもらえればいいと思いますけど、どうでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 まず、保健師の役割ですけれども、保健師の役割につきましては、地域に住む人たちを対象として健康管理を行ったり、行政からの保健サービスを提供することにあると考えております。乳幼児からお年寄り、男性も女性も地域に住む方ならすべてを対象として、病気の予防や健康増進へ導く役割を担っていると考えているところです。

今後につきましては、やはり地区担当制等を採用いたしまして、保健師がその地区のことについては把握していくということで考えておりまして、やはり各校区、校区ごとに1人、枕崎校区は2人の保健師を配置いたしまして、地区担当制で住民の健康増進事業等も行っていきたいというふうに考えております。

また、保健推進員さんにつきましては、地域保健活動を通じて市民の健康に関するそういう諸問題の把握と保健知識の向上を図ることによりまして、市民の健康の保持及び増進に寄与することということにあると認識いたしております。保健師の補助的なのとか、そういう地区の、やはり保健師が目には届かないところでも保健推進員さんを通じて情報を提供してもらって、さまざまな場面で保健予防、あるいは疾病予防と重症化予防、さまざまな観点から保健推進員さんにも協力をさせていただかなければならない場面が今後ふえてくるというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 途中を省いて、最後の15番の質問にさせていただきたいと思います。

昨年からダイエットコンテストも始まって、ポイント事業で豪華商品を贈呈というのも市報にありました。ですが、このポイント事業は日本全国、最初は何かアメリカで始まってマイルポイントと出ていたみたいです。それでまあ私が思うのは、このポイントをマイレージとして、この

地域の幼稚園・保育園、小・中学校に寄附してPTAの保護者活動で使ってもらおうという、これはできないんだろうかと思えます。地域密着型で地域一丸となって健康づくりをやっていたら、また健診率も上がるだろうし、また納税率とか、そういうのにも影響してくると思うんですよ。お考えを……。

○立石幸徳議長 時間ですので、また次の機会に説明をいただいでください。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時38分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○14番吉嶺周作議員 皆様、おはようございます。

本定例会の一般質問の結びを締めくくらせていただきます、吉嶺周作です。しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

去る4月28日、枕崎駅舎も無事完成いたしまして、駅周辺が昔のような活気あふれる町並みも少しずつですが、取り戻しつつある中、このJR指宿枕崎線につきましても、開通いたしまして、ことしで50周年に当たります。本市においても、この50周年の節目を有効的に活用したイベント活動を重点的に展開してみてもはどうでしょうか。今後、駅周辺の整備事業も始まりますが、市民に対し、根拠のある、市民のための事業にしていきたいと心から願っております。

まず初めに、災害・防災の備えについて質問いたします。

南海トラフ巨大地震が今後30年以内に起こる確率が60%から70%と高い数値で予測されておりますが、本市の食糧等の備蓄は、その後、どのような取り組み、改善をなされてきたのか、お伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 政府の地震調査委員会は、南海トラフにおいて、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起こる確立を60%から70%と予想しておりまして、マグニチュード9クラスの巨大地震を想定した被害予想も行っております。それによりまして、高知県などでは、30メートルを超える津波の高さが予想されておりますが、本市において、津波の最大予想の高さは5メートルでありまして、地震の最大震度予想は、震度5弱となっております。

災害時の食糧等の備蓄についてであります。本市は、ニシムタ、コメリ、旭ガスの各企業との間で、災害時における物資供給、飲料水供給の協定を結んでおりまして、災害時には、優先的に供給されることになっております。また、今年度予算で乾パンなどの非常食を約500食分購入予定であり、今後も毎年同程度の量を購入して、備蓄に努めたいと考えております。非常食の賞味期限は、おおむね5年でありまして、賞味期限の切れる5年目には、防災訓練の炊き出し訓練で活用していきたいと思っております。

○14番吉嶺周作議員 コメリやニシムタと締結していてもですね、どんな大災害がくるかわかりません。また、住民はその大災害でパニック状態となり、東日本大震災のときのように、スーパーやATMを荒らす方まで出てくるおそれがあるため、行政としてしっかりと安全な場所での備蓄倉庫が必要ではないかと思うんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○永留秀一総務課長 ただいま市長が答弁いたしました非常食の備蓄につきましては、市のほうで妙見の高台に農業共済施設が、建物が市のほうに移転するというので、そこを災害対策用の非常食も含めた災害用の資機材、それから食料品などの保管場所にしたいというふうに考えております。

○14番吉嶺周作議員 それでは、備蓄について近隣のまちの状況を言いますと、南九州市が乾

パンや水、南さつま市はビスケットやアルファ米といったような食糧の備蓄をしておりますが、南さつま市の場合、食糧の数量を人口の約1%の3食分ということで、ビスケット、アルファ米をそれぞれ1,200食ずつ備蓄しております。本市の場合、500食で14万6,000円と当初予算に計上してありますが、この500食分の14万6,000円はどのような試算をしたのか、お伺いいたします。

**○永留秀一総務課長** 25年度で購入をする非常食は500食分をと考えておまして、それを14万6,000円の中から充てていこうと考えております。乾パンだけではなくて、例えば、子供さんなんか食べやすいビスコでありますとか、あるいは御飯類についてもひじき御飯とか、お湯をかけたら食べられるような御飯類、そういったことも取りまぜて500食分、25年度は購入をしたいというふうに思っております。

今後については、先ほど市長からも答弁いたしました、毎年同程度ずつ備蓄をしていきまして、最大で2,500食、その程度は備蓄をしていきたいというふうに思っているところです。

**○14番吉嶺周作議員** こういった試算の仕方は、人口や財政状況などで各自治体相違するとは思いますが、災害はいつ、どこで、どんな事故が発生するのか予測が難しいですので、それに対応できるような体制をとっていく必要があるのではないかと思います。

次に、花渡川を分岐点として、本市は東西に分かれますが、花渡川にかけられてある6カ所の橋が大地震や津波で破壊された場合、救急等の緊急時の手段として、船や防災ヘリになってくると思われますが、防災ヘリが離着陸できるような場所は何カ所あり、どこを指定しているのでしょうか。

**○永留秀一総務課長** まず、防災ヘリの使われ方というか、目的というのは、災害時の人命の救助、そういったことが主な目的で使われますので、移動手段とか、そういったことに使われるものではありません。

質問にお答えしますが、防災ヘリの通常時の離着陸場所については、本市では、塩浜運動場となっておりますけれども、災害などの緊急時におきましては、防災ヘリの機長判断で片平山公園、あるいは枕崎中学校の校庭など、防災ヘリが離着陸するスペースがあれば、どこでも離着陸ができるということになっております。

**○14番吉嶺周作議員** それでは、この防災ヘリは、鹿児島県には何機備えているのでしょうか。

**○永留秀一総務課長** 鹿児島県には、防災ヘリは1機でございます。

**○14番吉嶺周作議員** 大災害となった場合、県全体が被災されるわけですから、防災ヘリが1機では、とても追いつかない状況になると予測されますが、迅速な救助活動は余り期待できないと思います。そこで、本市の自主防災組織率はどのような現状になっているのか、お伺いいたします。

**○永留秀一総務課長** 鹿児島県に防災ヘリは1機でございますが、東日本大震災でも見られましたように、全国の都道府県がそれぞれ防災ヘリを持っておりますので、災害が起きたときには、連携をとって、全国から防災ヘリが救助活動に来てくれるようになっていっているところであります。

それから自主防災組織の結成状況ですが、24年度末で76公民館のうち57の公民館が結成しております、市内の人口カバー率で言えば、83.86%となっております。

**○14番吉嶺周作議員** いざ災害となった場合、自分たちのまち・地域は、自分たちでというような活動になってくると思うのですが、人命にかかわることですので、ぜひ、この自主防災組織率が100%になれるよう、しっかりと行政のほうからも指導していただきたいと思います。

次に、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の災害弱者の名簿作成は、どのような現況となっているのか、お伺いいたします。

**○永留秀一総務課長** 災害時要援護者の避難支援対策につきましては、平成19年度に枕崎市災害時要援護者避難支援プランを策定しまして、個別の支援プラン作成に取り組んできております。本年の5月現在で28公民館で100世帯、103名の方が登録をしております。福祉課、総務課、そ

れから警察、消防、それぞれ対象公民館長で名簿を共有しておりまして、災害時にいち早く避難できる体制をとっているところでもあります。

**○14番吉嶺周作議員** 政府のほうも災害対策基本法等の一部を改正する法律案を今国会に提出しておりまして、その中には、災害弱者の名簿義務化についても盛り込まれております。国会においては、5月28日、衆議院審議結果が可決され、現在、参議院で審議中との報告をされております。東日本大震災では、死亡者のうち60歳以上が6割以上を占め、被害に遭った障害者も多かったそうです。そこで、本市には、この災害弱者に当たる方々は何名ほどいるのか、お伺いいたします。

**○永留秀一総務課長** 今、議員からありましたように、災害弱者の名簿作成が災害対策基本法の改正というかたちで今現在、国会で審議されているところではありますが、この災害時要援護者の名簿作成について、名簿作成の対象範囲でありますとか、そういった具体的な通知が現在のところ、国から来ていないところでもあります。

通常、災害時要援護者につきましては、高齢者あるいは障害者などが対象となりますので、参考となる人数を申し上げたいと思います。高齢者のうち、本市で介護認定を受けている要介護3から5の方が455人いらっしゃいます。それから、身障者のうち1級と2級の方が679人でありまして、この方々を合計すると1,134人となるところであります。

**○14番吉嶺周作議員** 24年度の本市の統計では、80歳以上の方が2,577名おりまして、災害弱者の予備群とも言えるのではないのでしょうか。

そのほかに、近隣のさつま市では申し出による災害時要援護者名簿登録の申請を実施しており、南九州市では、災害弱者全員の名簿作成は、もう既にされており、行政や消防団の方も把握しているとのこと。本市も義務化になる、ならないにかかわらず、名簿作成の促進強化に努めていただきたいと要望しておきます。

次に、川内原発で重大事故が発生した場合、いちき串木野市の本浦地区、上名地区、計5,814人の避難場所として本市が指定されておりますが、指定されてある16施設は、具体的にどこになっているのか。地区ごとの御説明をお願いいたします

**○永留秀一総務課長** 川内原発の質問を答弁する前に、本市の災害時要援護者の名簿作成の取り組みにつきましては、申し出による名簿作成を取り組んでおりまして、その登録者が先ほど答弁いたしました103名ということになっております。今後、国の法律改正によりまして、義務化になった場合には、その対象名簿について、関係機関と協力して、名簿作成に対応していきたいというふうに考えております。

それから川内原発で重大事故があった場合のいちき串木野市からの避難の関係ですが、いちき串木野市が原子力災害対策暫定計画を策定しまして、いちき串木野市の住民を枕崎市へ避難させる計画を定めておりまして、本市も受け入れを承諾しております。計画による本市の避難施設を平成24年6月議会におきまして16施設と申し上げておりましたが、17施設でありましたので訂正をさせていただきたいと思います。17施設の内訳につきましては、金山地区が金山小学校、金山センター。桜山地区が桜山小学校、桜山中学校、城山センター、妙見センター。立神地区が立神小学校、立神中学校、立神センター。枕崎地区が枕崎小学校、枕崎中学校、市民会館、健康センター、松之尾センター。別府地区が別府小学校、別府中学校、別府センターとなっております。

**○14番吉嶺周作議員** それでは、この避難場所の各施設ごとの責任者は、指定されているのでしょうか。

**○永留秀一総務課長** 川内原発で重大事故があった場合の避難住民の受け入れ施設は、本市が災害があった場合の災害時の第1避難所及び第2避難所になっております。

第1避難所である地区公民館などの8カ所につきましては、本市が定めています避難所配備計

画におきまして、各施設に2名ずつ具体的な名前を書いて職員を配備しております。責任者を定めているということです。

第2避難所である小・中学校につきましては、第1次避難所に収容し切れないうきに避難所を開設することになっておりまして、避難所配備計画では、具体的な人員は記載しておりませんが、職員動員配備計画で第1配備から第3配備までの職員を災害時の要員として配備しておりますので、災害時にはその配備職員の中から、第2避難所、小・中学校のほうに職員を配備するということになっております。

○14番吉嶺周作議員 その避難場所では、具体的にどのような支援方法を行っていくのでしょうか。

○永留秀一総務課長 避難所の開設及び運営に当たりましては、本市の避難所管理運営マニュアルを作成しておりまして、マニュアルに基づいて対応することになっております。

具体的には、避難所運営会議を開きまして、支援の問題点を出し合いながら、総務班、被災者班、情報広報班、施設管理班、食料物資班、救護班、衛生班などの各活動班ごとに避難して来られた人達にきめ細かい実施を支援していくこととなります。

この避難所管理運営マニュアルにつきましては、市の防災計画に、資料編に掲載してありますので、参照していただければと思います。

○14番吉嶺周作議員 本市の地域防災計画の中に、今言われました避難所管理運営マニュアルを作成してありますが、実際、予行訓練を1回でも行ったことがあるのか、お伺いいたします。

○永留秀一総務課長 昨年(81ページに訂正発言あり)、津波避難訓練を初めて枕崎で行いまして、立神地区の田中地区、田畑地区の方々を立神小学校に避難していただくという訓練を行いました。そのときに、体育館のほうに実際に避難所を開設するという想定で、市の避難所を担当する職員に事前に避難所管理運営マニュアルに沿ったかたちで対応をしようということで打ち合わせをしまして、実際に訓練で避難して来た方々に対応するという訓練を行っております。今後も市の防災訓練で、そういったかたちで訓練をしていきたいと思っております。

○14番吉嶺周作議員 避難を余儀なくされた方々に対して、安心できるような充実した支援活動ができるように、また、人命にもかかわる大事なことでするので、事故を十分想定した訓練をやっていきます。

次に、庁舎においては、災害時に備え、各課の機密書類、重要書類等のコピーを別途保管してあるのでしょうか。

○永留秀一総務課長 巨大地震あるいは津波などの災害時の各課の機密書類、重要書類のコピーを別途保管してあるのかということですが、政府が被害を想定しております南海トラフ巨大地震の本市での最大震度予想は震度5弱となっております。津波の最大予想の高さは5メートルとなっております。この5メートルというのは、最悪の場合というか、満潮時の潮位を含めた津波予想の高さが5メートルということになっておりまして、南海トラフ以外の九州大地震、あるいは県内での地震での津波予想も高さも示されておりますが、南海トラフ地震よりも低い想定となっております。

市役所の土地の標高は9.1メートルでありますので、津波による庁舎の被害はないものと考えておりますけれども、重要書類などについては、各課において、耐火金庫に保管するなどの対策をとっているところであります。

○14番吉嶺周作議員 万が一に備え、重要書類等は記憶媒体を利用して、管理者また安全な保管場所をしっかりと決めていただきたいと要望しておきます。

次に、ごみステーションのあり方について質問いたします。

市街地のバス停留所がごみステーションになっている場所が2カ所ありましたが、1カ所は場所を移動し改善されておりますが、残りの1カ所はそのままの状態となっております。設置場所

の移動を早急にするべきだと思いますが、当局の御見解をお伺いいたします

**○南田敏朗市民生活課参事** 御指摘のごみステーションの場所につきましては、現場を見させていただいたところでございますけれども、ごみステーションの設置場所につきましては、これまで公民館と協議を行いまして、決定をしてきたところでございます。

西本町側の東本町バス停というところのすぐ横に看板だけがありますごみステーションがございました。これにつきましては、景観的にも好ましい状況ではございませんでしたので、対応策につきまして、去る6月5日に西本町公民館長と協議をいたしましたところ、近日中に役員会が開催されるということで、役員会の中で協議をしていただくということになっております。

今後、西本町公民館から私どもに説明の要求等がございましたら、私どもも出かけて説明をしていきたいというふうに考えております。

**○14番吉嶺周作議員** いくらアートストリート事業で町並みをきれいに飾っても、まちを散策する方や観光客が見た場合、まず、ごみステーションの場所を移動するべきだとだれもが思っているはずですが。

それから、鉄道沿いにもごみステーションになっている場所があります。電車で来られた観光客目線で見た場合、どう映るでしょうか。新駅舎が完成し、今後、駅周辺の整備も行っていくはずですが、その通り沿いにごみステーションがあつては、ローカルな町並みのよさや景観も損なってしまうので、ぜひ、早急に設置場所の移動をしていただくよう、強く指摘しておきます。

次に、市内には、433カ所のごみステーションがありますが、ごみ袋の捨て方が地域によって異なります。ネットをかぶせているところ、金物でつくったおりに入れているところ、ネットもなく道に山積みされているところと、大きく分けて3通りありますが、市街地のほうは金物でつくられたおりにしているところは少ないような気がいたします。そこで、まちづくりの一環として、市内全体のごみステーションの統一化を図るべきだと思いますが、当局の御見解をお伺いいたします

**○南田敏朗市民生活課参事** まず、ごみステーションの数でございますけれども、現在、25年の4月1日現在で396カ所となっているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、ごみステーションのあり方につきまして、設置の方法につきましても、公民館で対応していただいているところでございますが、御指摘のように公民館によっては、金属製の立派なごみステーションを設置しているところもありますし、看板のみというところもございます。

カラスや猫の対策等を考えますと、ボックスやネットを活用したステーションが望ましいとは思いますが、公民館ごとにそれぞれのさまざまな事情があるというふうに承っておりますので、現在の状況になっているものと考えております。

全公民館が統一した規格のものを設置するという事は、現在のところ非常に難しいと考えております。しかしながら、それぞれの公民館の事情に応じた改善策について、それぞれ公民館が協議をしたいということであれば、今後、必要に応じて公民館等と協議をしていきたいと考えております。

**○14番吉嶺周作議員** 金物のおりを購入することやお金や予算にかかわることですので、じっくりと今後の課題として市や衛自連のほうで審議していただきたいと要望しておきます。

次に、ごみステーションの標識の文字が薄くなっていたり、外れてついてない場所がありますが、新設・取りかえをするべきではないでしょうか。

**○南田敏朗市民生活課参事** ごみステーションの標識等につきましては、平成22年度から23年度にかけて、一斉点検を行いまして、なくなっているところや見えにくくなっているところは、補修等を行ってきたところでございます。その後、御指摘のように標識がなくなったり薄くなっていたりするところもございますが、このような場合は、公民館長等から連絡をいただいて、随時対応しているところでございますので、またお気づきの点がありましたら、公民館長等

を通じて、お知らせいただければありがたいと思います。

**○14番吉嶺周作議員** その地域に長く住み続けている方は、ごみステーションの場所、日にちは把握できていると思いますが、転入者の方々は、まず自分が住む地域の生活空間を調査する上で、ごみステーションのチェックは入れるはずです。そのとき、標識が外れていたり、文字が薄くなっているのは、転入者は困るのではないのでしょうか。標識につきましては、年に1度でもチェックし、委託してある清掃社や衛自連と連携をとり、必要に応じて、取りかえを図っていただきたいと要望しておきます。

次に、インフルエンザ対策について、今のところ季節的にインフルエンザの流行は発生していませんが、世界規模の感染が予測されております中国の鳥インフルエンザ、中東ではコロナウイルス、ともに死に至る恐怖のウイルスと言われており、飛沫感染などが原因で我が国でも8週間で3,200万人が感染し、そのうち最悪な事態で64万人が死亡するとの予測を厚生労働省がされておりますが、本市では、インフルエンザ予防に対し、小・中学校ではどのような取り組みをし、どういった効果が出ているのかお伺いいたします

**○久保等保健体育課長** 教育委員会におきましては、管理職研修会、保健主任・養護教諭等研修会で、児童・生徒や教職員の健康状況を確実に把握するとともに、手洗い、うがいやせきエチケットを励行することや、必要に応じてマスクを着用すること、また、不要な外出を控えることなどを継続して指導してきております。

各学校においては、生活リズムの確認や教室の換気、消毒液の設置や予防接種の促進、机配置の配慮や集団での活動を控えているところであります。さらに、児童・生徒による校内放送での呼びかけや、保健だより等で保護者向けに情報を発信しております。

効果については、子供たちが意識して学校生活を送るようになった、集会等を控えることにより、拡大を防止できた、学級閉鎖があっても最小限の日数で対応できたなどの効果があったところでございます。

**○14番吉嶺周作議員** 手洗い、うがいか、そういったものは基本的なところなんですけど、学校で体力づくりとか、教室が乾燥しないように、ぬれタオルを干すとか、そういった取り組みはなされていないのでしょうか。

**○久保等保健体育課長** 今、議員が、御指摘があったとおりですね、そのような活動につきましては、各学校の実態に応じて取り組んでいるところでございます。以上です。

**○14番吉嶺周作議員** 私の調べによりますと、R-1飲むヨーグルトがインフルエンザ予防にすごく効果的だとわかったのですが、子供たちの健康で元気な体づくりという観点から見ても、小・中学校の給食に供給し、実態調査をしてみてもと思うところですが、当局はどう考えているのか、お伺いいたします。

**○久保等給食センター所長** R-1飲むヨーグルトを牛乳にかえて学校給食に提供することは、価格や栄養価及び摂取基準等を考えれば難しい状況であり、小・中学生を対象に実態を調査することは、考えておりません。

**○14番吉嶺周作議員** R-1飲むヨーグルトの市場価格は120円台となっておりますが、学校給食に供給している牛乳は、幾らになっているのでしょうか。

**○久保等給食センター所長** 現在、小学生は200ミリリットルの牛乳を使用しておりますが、1本当たり44.14円でございます。中学生は300ミリリットルを使用しておりますが、66.21円でございます。

**○14番吉嶺周作議員** 値段が倍以上違うんですけど、このR-1飲むヨーグルトについて、佐賀県有田町では、保育園や小・中学校で実態調査をしており、児童や生徒を対象に約2,000人に半年間このR-1飲むヨーグルトを毎日飲み続けてもらった結果、有田町に隣接しているほかの学校と比べ、インフルエンザの発症が10分の1以下だったと結果報告されております。この

有田町の統計から見ても、検討する余地はなく、子供たちの健康を思えば、1学期は来月で終わりですので、2学期からでも実施していただき、インフルエンザが流行し始める10月から3月に備えるべきだと思いますが、改めてこのR-1飲むヨーグルトの供給について、答弁をお願いいたします

**○久保等給食センター所長** 今、議員が言われました実態調査につきましては、私のほうも聞いてはおります。しかしながら、感染予防等につきましては、先ほど申し上げたとおり、各学校での取り組み、それをさらに推進するとともにですね、保健指導を徹底して、毎日の健康観察、規則正しい生活習慣、それとバランスのとれた食生活を今後も学校に指導して、子供たちの健康保持・増進に努めていきたいと考えております。以上です。

**○14番吉嶺周作議員** 最後になりますが、本市の国保会計が悪い状況にある中、インフルエンザ感染を最小限に食い止めるためには、このR-1飲むヨーグルトをまず給食に供給し、市民の方々にも促進していただきたいと思うところです。

インフルエンザが一たん流行してしまうと、子供だけではなく、家族や老人にまで感染が拡大し、そうなってくると、医療費にも多大な影響が出てきます。医療費抑制のためには、やはり、予防が大事だということが改めてわかりましたので、ぜひ、学校給食にR-1ヨーグルトを供給していただけるよう強く要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○立石幸徳議長** ここで、総務課長から発言を求められております。

総務課長が先ほどの答弁に誤りがあったので訂正させてくださいとのことです。

**○永留秀一総務課長** 先ほどの避難所運営の訓練についての質問の中で、立神小学校での防災訓練を去年と申し上げましたが、正しくは平成23年度の訓練でありましたので、おわびして訂正を申し上げます。

**○立石幸徳議長** 静粛にお願いします。

これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第2号及び第3号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

**○神園征市長** ただいま上程されました議案第120号及び議案第121号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第120号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,824万2,000円を追加し、予算総額を99億0,284万2,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、地方道路等整備事業に係る変更によるものです。

補正予算の内容としましては、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策による地域の元気臨時交付金を活用した庁舎車庫建替事業及び地域の元気臨時交付金基金の積み立てをお願いしてあります。

次の議案第121号枕崎市地域の元気臨時交付金基金条例の制定につきましては、平成25年1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策における公共投資の追加に伴う地方負担額等に応じて交付される地域の元気臨時交付金について、地域経済の活性化等の推進を目的とした活用を図るため、その一部を基金として積み立てるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○立石幸徳議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありますか。

**○7番禰占通男議員** この地域の元気臨時交付金ですが、今までこの使い道がはっきりしないということで、ほかの市町村でも保留になっていたと思うんですが、これはどのような経緯でこの

ようになったのかをお伺いしたいです。

○**本田親行財政課長** 地域の臨時交付金の予算計上につきましては、使い道がはっきりとしないということではなくて、国の経済対策に伴って、その地方負担額に対して交付されるものですが、その交付対象の補助事業等がはっきりしないこと、また、額が決定されておりませんでした。5月の27日付で国のほうから交付限度額の提示がございましたので、今回、追加して補正をお願いすることとしたところでございます。

○**12番沖園強議員** 条例関係では、4条におきまして果実運用という部分が主かと思うんですけど、5条において市長が必要と認める事業、こうなっているんですけど、その市長が必要と認める事業とは、大体、どういったものを指すんですか。

○**本田親行財政課長** 地域の元気臨時交付金の活用につきましては、充当できる経費が限られてございます。単独事業等、地方債を財源とする事業等に対して活用がなされるようになっておりますので、必要とされる事業ということは、地域の活性化に資する単独事業ということでございます。

○**立石幸徳議長** ほかにありませんか。

○**3番豊留榮子議員** この元気交付金ですけども、基金で積み立てておくということなんですが、もう既にずっと一般質問の中でもされてきましたけれども、国保会計ですよ。今回、値上げをするということなんですけれども、この元気交付金を充てたら値上げをしなくて済むんじゃないかと思うんですけど、もう車庫の建設はこれでいいかと思うんですが、その点は市長、どうでしょうか。

○**本田親行財政課長** 地域の元気臨時交付金の充当につきましては、ただいま申し上げましたとおり、地方債を国の経済対策によりまして、本市におきましても、公営住宅の建設でありますとか、対応を図ったところでございます。それに対しましては、地方債を発行することで財源を確保したところでございますけれども、その地方債の縮減なども目的と国は考えております。ですから、この国の経済対策に伴う地方負担額の状況に応じて交付されました地域の元気交付金事業の充当につきましては、また、地方債を充てて実施する事業等の活用しか想定されておりません。したがって、国保の繰り出しとか、そういったものに対しては、活用できないところでございます。

○**立石幸徳議長** ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、6月7日に設置された予算特別委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○**立石幸徳議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時26分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(平成25年6月20日)

平成25年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

平成25年6月20日 午前9時28分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会期について	
2	1 1 5	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
3	1 1 6	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	1 2 1	枕崎市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について	〃
5	請 1	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願	〃
6	1 1 7	枕崎駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について	産 厚
7	1 1 8	枕崎駅周辺整備基金条例の制定について	〃
8	1 1 3	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
9	1 2 0	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	〃
1 0	1 1 4	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
1 1	1 2 8	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書	
1 2	1 2 2	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	総 文
1 3	1 2 3	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
1 4	1 2 4	平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
1 5	1 2 5	平成25年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
1 6	1 2 6	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃

17	127	市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総文
----	-----	------------------------	----

- 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 牧 信 利 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 島 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記  
宮 崎 元 氣 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時28分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしておりますので、御承知おき願います。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、本日の議事日程に記載のとおり、6件の新たな議案が提出されており、議事の都合により、会期を6月21日までの1日間延長したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、会期を6月21日まで1日間延長することに決定いたしました。

次に、日程第2号から第5号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第2号から第5号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第2号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正により、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び市税に係る延滞金等の利率の引き下げ等が講じられたこと等に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

まず、寄附金税額控除に関し、平成25年1月から平成49年12月までの間、所得税において復興特別所得税が課せられるため、都道府県または市町村に対する特例控除を受ける寄附金について、所得税からの控除率と個人住民税からの控除の割合が変動するため、条文の整備をしようとするものであります。

延滞金の割合等の特例については、国税における見直しに合わせて、平成26年1月1日以後の期間において、市税に係る延滞金、還付加算金の利率の引き下げを行うもので、延滞金の割合においては、年14.6%から特例基準割合に年7.3%を加算した割合に変更になるとのことであります。

次に、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除については、居住要件の適用期限が4年間延長されるとともに、平成26年4月1日から消費税の増税が予定されていることに伴い、平成26年4月以降の居住に対する控除率が引き上げられるものであります。

このほか、納期限の延長に係る延滞金の特例、公益法人等に係る市民税の課税の特例及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する規定について、所要の改正及び条文の整備がなされております。

委員から今回の条例改正は、本市の税収において有利なのか、不利なのかただしたところ、総合的には、それぞれ個別に適用者がどの程度出てくるか定かではないので、現時点では把握できないという説明がありました。

本件は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険事業の非常に厳しい財政状況の中、今後の事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、保険税率の改定を行うほか、条文の整備を行うものであります。

まず、後期高齢者支援金分等の課税額に係る税率については、所得割の税率を100分の1.8から100分の2.7に、資産割の税率を100分の7.3から100分の7.4に、被保険者均等割額を6,200円から6,400円に、世帯別平等割額を6,800円から6,900円に、特定世帯は3,400円を3,450円に、特定継続世帯は5,100円を5,175円に引き上げるものであります。

次に、介護納付金等課税額に係る税率については、所得割の税率を100分の1.6から100分の2.6に、資産割の税率を100分の8.6から100分の10.4に、被保険者均等割額を8,000円から1万円に、世帯別平等割額を4,600円から5,600円に引き上げるものであります。

今回の改定により、1人当たりでは、差額1万0,170円の増、引き上げ率は11.06%、また、1世帯当たりでは、差額1万4,162円の増、引き上げ率は9.74%になるとのことです。

委員から、今回の税率改定は、低所得者に配慮しているとのことだが、その内容についてただしましたところ、国保税においては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割があり、応益割をふやすと低所得者の負担が大きくなるので、応益割を軽くするということが検討がなされたとのことです。

次に、平成24年度までの累積赤字額2億6,500万円をどのように解消するのかということに対し、当局から赤字を解消する方法は、税率改定をするか、一般会計からの法定外繰り入れをするしかないが、一気にやることは両者とも無理がある。今後、平成25年度から平成27年度までは、単年度収支の均衡を図る努力をしっかりと行っていく。その方法は、税率改定と一般会計からの法定外繰り入れである。平成28年度以降の財政健全化行動計画において、今後3年間における保険財政共同安定化事業の広域化や消費税増税等に伴う支援分による影響等を見きわめながら、赤字を解消していくとのことです。

次に、議会議決後の住民説明会については、説明箇所や回数等は、関係各課と調整中であり、内容は国保税の改定部分、市民の健康づくりに関することのほか、直近の市の財政状況等を含め、説明していきたいということになります。

委員から、今回の2けた台の改定率は市民にとって酷であり、1けた台にとどめることはできないのかとただしましたところ、当局からは、単年度平均の改定所要額は3,400万円であり、今後の被保険者数や世帯数の動向など、さまざまな要因を検討した上で、なるべく改定率を低く抑える努力をしているが、改定所要額を満たすためには、2けた台の設定をせざるを得なかったとの説明がありました。

最後に申し上げますが、審査の中で、特に、一般会計からの法定外繰り入れに対しては、委員全員から強い意見・要望が述べられております。

本市の国保財政は、平成24年度で約2億6,500万円の累積赤字を抱えている中で、さらに国保被保険者に保険税値上げで負担させるのはもう限界であり、一般会計からの法定外繰り入れを明確にし、実施してほしいという内容であります。

以上であります。本件については、反対があり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について申し上げます。

本条例は、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」における公共投資の追加に伴う地方負担額等に応じて交付される地域の元気臨時交付金について、地域経済の活性化等の推進を図るため活用することを目的として、枕崎市地域の元気臨時交付金基金を設置するものであります。

具体的な積立額は、3,354万2,000円で、平成25年度以降、平成26年度までに実施される地方単独事業等の財源となるものであります。

委員から、この元気臨時交付金の対象事業はどうなっているのかとただしましたところ、使途については、地方債を充てることができる地方単独事業と建設公債の対象となる国庫補助事業に限

られ、国庫補助事業については、具体的な事業が示されているとのことであります。

委員からは、建設業界の方々と話をしても仕事がないとの声がすごい。当局はそれなりの努力はされていると思うが、少しでも有利な交付金を勝ちとってほしいとの要望がありました。

本件は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願は、鹿児島市坂之上7丁目36番20号、堀一郎氏から今門求議員を紹介議員として提出されたものであります。

本件は、採択すべきものと決定し、意見書については、総務文教委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

[「15番」と言う者あり]

○立石幸徳議長 牧議員は、総務文教委員会の所属委員でございますけど、特にその本来なら委員会で意見等を開陳すべき立場にありますが、ただいまの報告に特に何かあれば質疑をしていただきたいと思っております。

○15番牧信利議員 今回の委員長報告について、お尋ねをいたします。

委員長報告では、国保税値上げは可決されたとのことですが、今の枕崎市の市民の暮らしの実態は、どのようになっていると考えておられるのか。

当局の出した資料によりまして、多くの低所得者がいる貧困層と言われる方々32%、世帯数で1,128世帯。それから、いわゆる所得なしと言われる人たちが32%、1,605世帯。合わせますと、2,600世帯にも上る方々が極めて低い生活水準に置かれています。この方々に新たな国保税の値上げを、負担をかけることが果たして可能かどうか、どのような審議がなされたのか、お尋ねしておきます。

次に、元気交付金についてお尋ねします。

元気交付金というのは、景気対策として、国が緊急に補正予算を組んで行ったものです。それは当然活用して、いかに枕崎市の活性化につなげるかと、この取り組みが当然なされていなければなりません。そのような交付金を基金に積み立てて、いわゆるため込んでおいて本当に地域活性化ができるのか、極めて疑問であります。元気交付金というのは、一体幾らため込む計画になっているのか、お尋ねします。以上です。

○8番城森史明議員 所得200万、国民健康保険被保険者の中で、所得200万円以下の80%に上ります。非常に税を負担する能力は非常に厳しい状況となっていると思っております。

そういうことで、これにもありましたけども、本当は保険税のほかの対応方法でという意見が多く出ましたけれども、そして、低所得者に負担のない税制になっているかという、そういう質問も出ました。そういうことで、低所得者に対しての意見が、審議がなされて、その方向性も委員長報告で報告した内容となっています。

それと、元気交付金については、当然あの、地域の活性化に、一番の目的は地域の活性化がいかに活用して、使うかということだと思います。そういう意味で、期間的には、26年度末までの事業に対して交付ができます。そういう意味で、非常に、その26年までの、市民のですね、その創意工夫を持って枕崎が活性化するように使っていければと思います。

そして、交付金の額については発表したように、3,354万2,000円であります。以上です。

○立石幸徳議長 牧議員に申し上げます。

質疑については、委員長報告における委員会の審査の経過並びに結果についての質疑に限定されますので、その旨、御承知おきいただきたいと思っております。

ほかにありませんか。

[「15番」と言う者あり]

○立石幸徳議長 牧議員、先ほど申し上げた、議長のほうで申し上げた点に留意して質疑を行っていただきたいと思います。

○15番牧信利議員 委員長報告では、一般会計からの繰り入れについても審議をされたのですが、きょういただいた資料では、市のため込み金、基金はですね、128億9,000万円（98ページに訂正発言あり）にも上っています。これほどのため込みがあるのを、市民が暮らしているかどうかという大変な生活の中で頑張っている、こういう人たちを救うことこそが、市政の仕事じゃないかと思っている。その点の基金の活用は、どのように論議されたのかお尋ねします。以上です。

○8番城森史明議員 その128億のあれがちょっとわからなかったもので、すみません、再度、どういう基金なのか、お願いします。

○15番牧信利議員 私が答えなくちゃいけません、そういう立場でもないんですが、これは25年度の見込み、予算の見込みの資料ですが、ここにありますのは、基金合計で128億……、（98ページに訂正発言あり）

○立石幸徳議長 牧議員に申し上げます。

ただいまの数字については、12億8,900万の計数となっておりますので、その点を訂正の上、お尋ねしていただきたいと思います。

○15番牧信利議員 議長が言われることはよくわかりませんが、100億を超える（98ページに訂正発言あり）ため込んだ金があるのに、なぜ、市民の苦しみを解決するために使わなかったのか、その論議の過程をお尋ねします。

○8番城森史明議員 この基金に関する審議はされておられません。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○12番沖園強議員 私は、議案第116号の国民健康保険に関してお尋ねしておきたいと思います。

ただいまの委員長報告で、法定外繰り入れを全委員が、そういった意見が出たということだったんですけど、きょうも今後の見込みで出されたように、当然、今も基金の話が出たんですけど、基金には目的がございまして、何で対応するかと。あれば財調しかないだろうなど。（「議員の質問に対する反論はおかしいじゃないですか。質疑をすぐに終わらせてください」と言う者あり）よろしいですか。（「そんなことをしたら、討論会になりますよ。いいんですか」と言う者あり）

○立石幸徳議長 質疑を続けてください。

○12番沖園強議員 まあ、法定外繰り入れをやるべきだという意見が強かったというような報告だったんですけど、本日の状況から見ても財調そのものが25年度末で24年度末から2億ほどを減って7億程度になるというようなことで、議会サイドといたしましても、今まで本市の財政状況は極めて厳しいと。そして、将来負担比率、経常収支比率は悪いんだということで、非常に当局に対しての批判・指摘があるわけですね。

そうすると、全委員が法定外繰り入れをやるべきだと、私も傍聴していたんですけど、当局は単年度の収支均衡を保ちながら、年度末に収支がとれない場合は、法定外繰り入れも考えていますという答弁だったですね。そうすると、今までも財政安定化支援事業分等につきましても、3月末の収支均衡を、バランスを見て、各会計間のバランスを見て、財政化安定化支援事業分を繰り入れておったと。

委員長報告では、委員の皆さんは法定外繰り入れをやれと。ただ、そういった意見はあったと言うんですけど、どのかたちで法定外繰り入れをするのか、いつの時点でするのか、そういったことには言及されていなかったと。その辺はどういった視点で審議をされたのか、お伺いしておきたいと思います。

○8番城森史明議員 確かに3月末で状況を見ながら法定外繰り入れするという話もあったんですけども、今のところ、いろんなあれでその額については、当局からは、今のところそれを明確にあらわすことはできないという答えでした。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

清水和弘議員。

○5番清水和弘議員 私は、議案第116号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、今回、国保税率値上げの原因は、平成20年度の前期高齢者交付金の不足、すなわち、平成20年度前期高齢者加入者数1,939人、平成21年度以降、前期高齢者加入者数は、2,900人前後になっております。

そして、平成20年度加入者の見積もり者数が大幅に間違っていたのと、平成17年度からの基金積立金がゼロであったことが、この大幅な税率改定の主な原因だと判断しています。

平成20年度の前期高齢者交付金は、5億3,190万円程度です。この原因は、担当課職員による加入者の申告漏れが原因と述べております。平成21年度には9億6,000万円、22年度は、約12億3,290万円が交付されていますが、この平成22年度には県から2億5,000万円借入れ、そして、平成23年度には国保の税率を改定し、国保税を増額しています。

その後、本市は2億5,000万円を国から交付されたにもかかわらず、県への返済はせず、国保会計の赤字の穴埋めに利用している状況です。

平成23、24年度、本市の前期高齢者交付金額を見ると、約10億円前後が交付されている状況などを勘案すると、今回、国保税の増額の原因は、まさに平成20年度市職員の不作為により発生したものであり、この原因と責任の所在も明確にされないまま、市民に増税を強いるような状況になっております。

まずは、市長を初め市職員は、このような状況を市民に説明・報告し、理解していただくことが先決ではなかったかと判断します。本市の国保基金条例第2条第2項には、基金積立金についての限度額は、前年度の保険給付に要した費用の平均月額額の2カ月分に相当する額となっておりますが、平成17年度から基金積み立ての状況はゼロが続いています。平成16年度までの基金を食いつぶしながら、何ら対応してこなかった状況だと言わざるを得ません。

さらに、本市は、これまで国保安定化支援事業から一般会計へ約5億8,671万円を繰り入れている状況であります。このような状況が続いてきたことは、市職員の間違いを的確に指摘し、適正に対処してこなかった我々議員の責任でもあり、現在の本市の財政状況や国保会計状況を生んでいると考えます。

私は、2年前に国保税の改定により市民の国保税を増額し、また、今年度も国保税の増額をしようとすることは、平均年収が2,000万円以下（98ページに訂正発言あり）の本市市民の生活をますます苦しい状況に追いやることになるので、これをやめ、そして、このような状況をつくった市長を初め、市職員が責任をとることが先決と考えます。

国保税増額に対しても、まじめな市民の生活苦を改善するためにも、これまで国保安定化支援事業から一般会計へ繰り入れた経緯を踏まえ、今回、一般会計からさらに国保会計に繰り入れ、税率改定による増額を少しでも軽くすべきと考え、皆様の賛同をいただくものであります。

以上、私の反対討論を終わります。

[傍聴席で拍手をする者あり]

○立石幸徳議長 静粛に願います。

次に、沢口光広議員。

**○9番沢口光広議員** 私は、議案第116号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総合的に考えて賛成の立場で討論いたします。

議案第116号は、国保税のうち後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率改定を行い、納付すべき額を本来納付すべき対象者に負担を求めています。それは、介護保険法第153条に明記されているからです。

提出された資料に基づき具体的に申しますと、後期高齢者支援金分では、平成25年度以降、3年間で約5,400万円の差し引き不足額の見通しとなっております。そして、介護納付金においても、平成25年度が約1,700万円、平成26年度が約1,300万円、平成27年度が約1,900万円の差し引き不足の見通しとなっております。

税率改定をしなければ、本来支払うべき人に負担を求めないで、支払い義務のある人以外の人がある分を国保会計で補っているという矛盾が生じるのです。これでは、公正公平を旨とする行政執行上、許されるものではありません。したがって、後期高齢者支援金と介護納付金のこの二つの税率改正は、せざるを得ないと考えます。

なお、この二つについては、本市の裁量権で細工できるものではないからです。介護保険法の趣旨・目的は厳守していく必要があると思います。

しかしながら、国保全体の本市の負担状況は大きな重税感があり、住民は悲鳴を上げ、既に限界に達しております。今後、国民保険全体については、一般会計から繰り入れするなどして、何とかして支援していくべきであります。

なお、平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計決算では、さきの5月臨時会の時点で2億7,350万円の赤字決算となる見込みであり、繰上充用で措置するということではありますが、私なりに、本市の国保会計が悪化している現状を分析したところ、執行部のこれまでの国保財政運営に対する危機感の欠如と、見通しの甘さと、過去国保会計にきた5億6,800万円を安易に一般会計に繰り入れするなどして、なし崩し的にほかの方面に流用されてきたことなどが原因で、現在、本市の国保会計基金はゼロであります。その結果、毎年度、毎年度繰上充用で措置せざるを得ない状況になっているのです。全く情けない話です。このことは、市当局はもちろんのこと、それを承認してきた我々、議員たちも素直に反省してもらいたいと思うのであります。

そのような中、平成20年度に借り入れた県広域化等支援基金貸付金2億5,000万円の返還、償還をことしから行っていかねばなりません。本市の国保財政は、今まさに待ったなしの状況であり、今後、見通しの誤りがあつたでは絶対に許されません。

ことし3月、枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画を策定されました。副市長を委員長とする市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会が設置されましたが、今後、枕崎市全体で力を合わせて国民健康保険の危機を乗り切っていく危険突破対策の集会・会合等を行い、改善を図っていく必要があります。

そのような意味において、国保財政に精通した市議会議員2名から4名をこういった委員会や協議会等に参加させ、赤字国保財政の全面的解消を図っていくことを強く強く要望して、私の賛成討論といたします。

**○立石幸徳議長** 次に、禰占通男議員。

**○7番禰占通男議員** 私は、議案第116号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案に反対の立場で討論いたします。

国保会計については、市民の健康を守るという使命があります。税率改正及び内容の変更には、十分な配慮がなされなければなりません。今回の改正においても、平成23年度同様、住民無視がなされており、保険者の熱意は値上げの1点であります。

私の不満とするところは多々ありますが、その主な点を申し上げます。

近年、人口減少とともに被保険者も減少し、高齢者の増加、また、長引く不況という中での値上げは被保険者の負担限度を超えられると思われまゝです。国保税は高額であり、今まで以上に負担を課すことに賛同することはできません。

また、交付金と収納率が取りざたされている今、負担が過重になることにより、平成23年度の94.3%より減少することも予測されます。ほかの自治体を引き合いに出すのはばかられるが、早々と手を打っているのがほとんどであります。過去3年間の累積赤字を何ら手を打つことなく、放置するという手法は、保険者の不作為と位置づけるしかないのでしょうか。

次に、法定外繰り入れは全国的に認められている事実であり、平成23年度においても3,500億円の法定外繰り入れがなされており、永続的には申しませんが、ある程度の繰り入れで税負担の軽減を図ることは考えられなかったのでしょうか。税金を取られるのは、だれでも嫌でしょう。しかし、程度の問題で、少額であれば懐の痛みも少ない分、協力する気持ちになるでしょう。

以上申し上げましたが、市民に対して、議会において、審議を尽くした税率改定であると示せるものではなく、原案に反対するものであります。賢明なる議員各位の御賛同をお願いするものであります。

以上で終わります。

○立石幸徳議長 次に、豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第116号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

そもそも国保の財政難をつくり、このようにたび重なる国保税の値上げを招いたのは、国が国保に出す予算を削ってきたからにほかなりません。1984年の国保法の改悪で、医療費に対する国庫負担引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。

そもそも50%あった国庫負担が、今では国の負担は半分になっています。国保の加入者は、年金生活者や農林漁業者、自営業の方たちです。この長引く不況の低迷で、所得の減少傾向にある中で、これ以上の負担を強いることはできません。平成23年度に国保税の値上げをしたばかりなのに、さらに保険税の値上げは、住民の生活に多大な影響を与えることとなります。これでは、払いたくても払えない状況をますます拡大するだけです。

以前には、国保財政に入れるべき財源を一般会計に繰り入れした時期もありました。このように住民を苦しめる国保税の連続値上げではなく、9億ある基金を使い、一般会計からの繰り入れをして、そして住民の負担を軽くすべきです。議員の皆さんの勇気ある決断が市政を大きく動かし、市民の命と暮らしを守ることにつながっていきます。

以上で、国保税条例の改悪に反対して討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号について起立により採決いたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第4号及び第5号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○立石幸徳議長 異議がありますので、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第6号及び第7号の2件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男産業厚生委員長 登壇]

○7番禰占通男議員 ただいま議題となりました、日程第6号及び日程第7号の2件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

この2件については、駅舎の設置並びに駅舎及び周辺の整備に関するもので、互いに関連がありますので、一括して審議いたしました。

まず、日程第6号について申し上げます。

枕崎駅舎の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、枕崎駅を利用する市民や観光客の誘致を促進し、観光振興及び地域経済の活性化を図り、もって市民の福祉の向上並びに市の発展に資するため、枕崎駅舎を設置し、本市の公の施設として管理運営するための条例を制定しようとするもので、名称や位置を定めるほか、公序良俗に反し、管理上支障があると認識される場合の利用の制限等を設けるものであります。

また、日程第7号、枕崎駅周辺整備基金条例の制定については、枕崎駅舎及び枕崎駅周辺の整備を図るため、枕崎駅周辺整備基金を設置しようとするもので、枕崎駅舎建設期成会から採納を受ける寄附金並びにふるさと応援寄附において、駅舎建設及び駅周辺の施設整備並びに管理に関する事業として指定を受けた寄附金を積み立てるものであります。

平成25年度においては、魅力ある観光地づくり事業で、県の単独事業で整備がなされるということでもあります。整備するに当たり、県との協議で、対応土地の全体を利用して観光施設として整備するということでもあります。

これに対して、委員からは、当初の構想から相当変わってきて、指宿枕崎線の山川以南の存続も危ぶまれ、その責任の所在が問われました。

それに対し、当局からは、期成会等で沿線自治体、JRとの協議を密にし、ハード面・ソフト面の整備に並行しながら取り組んでいくということ、また、JR指宿枕崎線の輸送強化協議会、南薩地域の総合開発期成会、薩摩半島南部広域観光実行委員会等においても、これまで、意見交換や要望活動等を行ってきたこととあり、駅舎は、観光客の誘致促進等のほか、市民の憩いの場として活用する目的もあるとのこととあります。

また、ふるさと応援基金について、使途の指定がない基金の取り扱いについてただしましたところ、用途の指定がされていない基金は、ふるさと応援基金に積み立てられたままであるとのこととあります。

委員からは、枕崎単独で観光事業が展開できるかという指摘や枕崎駅舎が南さつま市、南九州市へ足を運んでもらうための拠点づくりにもなると思うので、将来への発展につながるよう、いろいろなものを利用し、進めてもらいたいという要望がありました。

以上であります、この2件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6号及び第7号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第117号及び第118号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号から第10号までの3件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

豊留榮子議員。

[豊留榮子予算特別委員長 登壇]

○豊留榮子予算特別委員長 予算特別委員長報告、平成25年6月20日。

ただいま議題となりました、日程第8号から第10号までの3件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に豊留榮子、副委員長に吉松幸夫委員を互選いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第8号、平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,236万6,000円を追加し、予算総額を98億5,460万円にしようとするもので、当初予算額に対し1.7%の伸びとなります。

地方債の補正は、畑地帯総合整備事業、消防署庁舎耐震補強事業、救助工作車整備事業に係る追加及び地方道路等整備事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものは、一般職人件費、資源リサイクル畜産環境整備事業負担金、農業基盤整備促進事業、枕崎駅周辺整備事業などであり、補正財源については、市債、諸収入、国庫支出金、寄附金、県支出金、繰入金、分担金及び負担金の増、繰越金の減で措置したとこのことであります。

コミュニティ助成事業のデジタル無線簡易型の整備については、消防団員の消火活動等の作業を安全・確実に行い、情報通信及び災害派遣の円滑化を図ることを目的に整備するもので、事業費72万7,000円で、携帯型11式、車載型1式の計12式の整備を予定しており、そのうち70万円が、助成事業費として交付される予定であるということでもあります。

救助工作車の整備事業については、車両・設備は、一部、クレーンつきで最新のものに刷新し、既存の器具等で使用可能なものについては、予備器具として活用していきたいと考えているということでもあります。

消防署庁舎の耐震補強事業については、平成24年度に耐震診断を行い、大部分の構造については、耐震性があるという判断を受けているが、一部分、壁を補修して耐震に備えるということで、今年度は、耐震設計をお願いしているということでもあります。

また、消防署庁舎耐震補強工事に関し、現在の庁舎の位置は、海拔約5メートル程度であります、南海トラフの津波については、最大5メートル程度と予想されていることから、現在、行っているデジタル無線の整備の実施設計の中で、重要な機器類は2階に移設するなど、津波等の災害に備えたいということでもあります。

これらの消防関係各事業に対し、委員からは、デジタルランシーバーの配備については、災害時は、多くの団員が何班かに分かれて活動を行うので、早急に、くまなく配備されたいとの要望や、津波の高さを5メートルと予想した場合、第2波は10メートルを超すとも考えられるので、消防署庁舎の耐震補強工事に当たっては、その辺を考慮して、取り組んでもらいたいという意見・要望が述べられました。

次に、資源リサイクル畜産環境整備事業については、今回、整備する2事業者は、1カ所はロータリー攪拌式の堆肥舎、もう1カ所はドリル式の攪拌式の既存の堆肥舎を持っており、今回、縦型の発酵施設を整備し、1次発酵で使用し、既存施設については、2次発酵に使用していくということであり、処理的にも余裕が出て、悪臭の発生という面における効果が期待できるということでもあります。

この堆肥舎の整備に係る経費については、今回の予算の2,944万8,000円が農家の負担分ということであり、補助率は72.5%になっているということでもあります。

次に、枕崎駅周辺整備基金に関し、ふるさと応援基金は、平成24年度末残高は499万円で、そのうち100万円を取り崩し、駅周辺整備基金のほうに積み立てるということではありますが、駅周辺整備基金とふるさと応援基金との間で競合性が出てくるのではないかとたどしましたところ、ふるさと応援寄附条例については、さまざまな用途を条例の中に定め、いただいた寄附をふるさと応援基金として預かり、駅舎及び駅周辺整備を図るための財源を基金として積み立てる駅周辺整備基金へ支出するという流れになるので、競合とかという考えには当たらないという当局の考えが示されました。

また、ふるさと応援寄附条例において、基金の処分については、第1条の目的のため、第2条各号に定める事業の実施に要する費用に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部または一部を処分することができることとし、その場合、第10条において、寄附者の意向への配慮をすることが定められている。

これは、基金の積み立て、管理、処分、その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないということであり、その他のまちづくり事業に関する事業と用途の指定のなかったものについては、それぞれの場面で、それぞれの事業の目的等々を検討した上で、一般会計歳入歳出予算に計上して活用していくということでもあります。

以上であります。本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号、平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,824万2,000円を追加し、予算総額を99億0,284万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し、2.2%の伸びとなります。

地方債の補正は、地方道路等整備事業に係る変更によるものです。

補正予算の内容は、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」における公共投資の追加に伴う地方負担額等に応じて交付される「地域の元気臨時交付金」の交付限度額が提示されたことに伴い、庁舎車庫の建てかえ及び地域の元気臨時交付金基金への積み立てを行うものであり、補正財源については、国庫支出金の増、市債の減で措置したとのことでもあります。

地域の元気臨時交付金の充当事業としては、建設地方債対象、地方債を充てられる地方単独事業、また、建設公債の対象となる国庫補助事業の地方負担分に充てることとされており、交付金の使途については、緊急経済対策に呼応することでふえた地方債の縮減を図ること、当初予算で要望のあったもので、財源的にできなかった今回の庁舎車庫の建てかえ事業、また、今後見込まれる事業等への充当など、財政の健全化と地域の活性化等のバランスを図りながら、活用していくということでもあります。

これに対し委員から、この元気臨時交付金は、一般財源分で支出を予定していた他の事業、福

祉サービス充実など、ハード以外の要求実現の財源としても活用できるのではないか。また、さまざまな分野で多くの事業に活用することも可能ではないのか。今後、本当に市民のために必要なものを選定し、市民のために十分活用していただきたいという要望が出されました。

以上であります。本件については反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号、平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、予算総額を42億8,738万7,000円にしようとするもので、当初予算額より6.8%の伸びとなります。

歳出については、特定健康診査等事業費29万6,000円を増額しようとするものです。

歳入については、国民健康保険税の税率改定に伴う後期高齢者支援金分現年課税分及び介護納付金分現年課税分の増収見込み分を計上してあります。

また、特定健康診査等事業費の増額による国庫負担金及び県負担金の増、並びに退職被保険者等国民健康保険税の後期高齢者支援金分現年課税分の増に伴う療養給付費等交付金の減額を行っております。これらの増減により、歳入欠陥補填収入は、3,587万4,000円減額となっております。

委員から、今回の税率改定について、2年前の改定の時点で当局として想定し得ていたのかどうかただしたところ、平成23年度に医療給付費分の税率改定を行ったが、被保険者が減少する中で、医療費動向がどうなるかということは、その当時は医療給付費部分の値上げ相当額で賄えるだろうということをお願いしたものであるが、それも医療費動向によってどう変わるかというのはわからないので、何年後にその改定が必要になるかといった論議はなかったということであります。

また11%の値上げについて、介護と後期高齢者の分ですと言っても市民にはわかりません。値上げは困るということです。負担能力という点で、景気の状態、経済情勢について当局はどのように判断しているのかただしましたところ、近年、全国的には景気は底を打って回復基調にあるとは言われているが、本市を取り巻く情勢は、そういったことがまだ実感として感じられる状況にはなく、なかなか所得も目に見えて伸びるような状況にはないため、被保険者の納税環境としては、依然として厳しいと考えているということであります。

次に、本市以外で一般会計から繰り入れをしている状況の中で、現時点では本市が行っていない事実について、市民は不平不満を言うでしょう。その辺をどう考えているのかただしましたところ、法定外繰り入れについては、当初予算でも県の広域化等貸付金の返還については、3年で2億5,000万円、法定外繰り入れをするということで、既に予算措置しており、保険税の軽減対策としての法定外繰り入れについては、本年度、医療給付費分が1億1,200万円ほど不足が見込まれているので、平成25年度の国保の大体の歳入歳出の状況がわかるときに、法定外繰り入れで措置しなければならないというふうに考えているということであります。

今の国保の現状を考え、そして、保険者の2年越しの値上げは大変だろう、過去には国保のお金を一般会計に使っていたこともある。それを今回は国保に返すということも一つの政策ではないかとただしましたところ、保険基盤安定の繰り入れに対して、国保財政のほうに繰り入れができなかった年があり、トータルで5億を超すお金が入ってこなかったというのは事実であり、平成5年から平成10年の間にかけて、4億6,500万円ほど一般会計から繰り入れられなかった額があるが、一方で基金があったときに、逆に税率の引き下げを行うべきとの議会での議論があるなど、その当時当時の首長の判断によって、どうするかというのは左右されているので、現時点においては、今の状態をどうにかしなければならないということで、健全化行動計画を立て、まずは、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、全国一律で負担してもらおう部分であるので、

そこは改定をお願いしたい。ただし、医療給付費分については、被保険者の経済状況を考えて、そこまで今回引き上げて改定してしまうと、とても負担能力に限界があるということで、医療給付費分については、国保会計と一般会計の本年度の歳入歳出の状況がおおむねわかる3月議会で対応していきたいという考えであるとのことであります。

その他、本件に対する委員からの意見・要望として、議決後において住民説明会を実施するということであるが、こういう住民にとっても、保険者にとっても、一番神経質、ナイーブな問題については、議決後ではなく、前もって周知期間を置くためにも、早目に住民の意向を聞き、それを政策の中に生かしていくということが本来の姿だと思う。議決後に、議会で承認いただきましたというやり方ではなく、政策を打ち出す前に納税者と胸襟を開いて現状を切実に訴えてお願いをする。そして、そこで出た住民からの意見を政策の中に取り入れていくべきであると考えてるので、今後の取り組みに生かしてほしいといった要望。また、今回の税率改定については、税率に問題があると思う。1けた台の改定率は考えられなかったのか。一気に上げるのではなく、段階的に引き上げるというのも一つの方法だと思うといった意見のほか、法定外繰り入れは、被保険者の負担を軽減するということでも必要だと思う。できれば繰り入れと税率改定を調整することが、得策ではなかったのかといった意見が述べられました。

以上であります。本件については反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 私は、委員長で報告をいたしました。議案第113号、議案第120号、議案第114号について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

市民の皆さんから口をついて出る言葉が、「年金は毎年減らされてくるのに、国保税の値上げなんてこれ以上払えない。1年間税金の支払いに追われている。病院へ行くのも我慢している」など、怒りをぶつけてきます。市民が置かれているこのような状況が市長にはおわかりでしょうか。

年金生活者や農林漁業、自営業者などが加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしでは成り立たない医療保険です。ところが、歴代の自民党政権も民主党政権も国庫負担を削減し続けてきました。その結果が国保の財政難、そして保険税の値上げ、滞納者の増という悪循環をつくり出してきました。

さらに、政府厚生労働省は、国保の財政難を滞納者を締め上げることで乗り切ろうとして、資格証明書の導入、さらには保険証取り上げの義務化、差し押さえの強化などを行ってきました。

しかし、負担が重過ぎて払えないという根本問題を放置したまま取り立てを強行したところで、収納率が抜本的に改善するはずがありません。結局は、低所得者を医療から排除し、生活困窮者の苦難に追い打ちをかけたただけでした。

これらの悪政によって、国保は住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に重い負担や過酷な滞納制度で住民の生活と健康、命まで脅かすことになってきています。

本市は、国保加入者の80%が所得200万円以下で、年金生活者が多数だと言われます。弱者に負担を押しつけるのではなく、一般会計からの繰り入れで赤字を解消すべきだと共産党は主張し続けてきましたが、一部には、サラリーマンの人たちが負担した税金を自営業者が加入する保険に投入するのはおかしいなどと言う人もおります。でも、税金を支払っているのはサラリーマン

だけではありません。自営業者も年金生活者も、中小企業も大企業もみんなで負担した税金を、住民の生存権保障に使うのは当然のことです。

以上の点から、3件の議案に反対して討論を終わります。

○立石幸徳議長 討論を終結いたします。

これから順次、起立により採決いたします。

まず、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時44分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、牧議員、清水議員より発言の訂正を求められております。

これを許可いたします。

まず、牧議員。

○15番牧信利議員 先ほどの国保条例の報告に対する質疑の中において、基金残高について、私が128億と申しましたが、これは、12億の間違いでありましたので、訂正させていただきます。

以上であります。おわびいたします。

○立石幸徳議長 次に、清水議員。

○5番清水和弘議員 私は、議案第116号への反対討論の中で、平均年収が200万円のところ、2,000万円と言いましたので、これをおわびして訂正いたします。

○立石幸徳議長 ただいまの5番議員、15番議員の発言の訂正については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番城森史明議員 意見書を読み上げることで、提案理由にかえさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成26年度政府予算に係る意見書。

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていない。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒

数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

鹿児島県においては、2学年の子供が一つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えない。子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題である。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校等、生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要である。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中では日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用の増大などに見られるように、教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、平成26年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、強く要請する。

1、離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の定数基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。2、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とする。3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月20日、鹿児島県枕崎市議会。

以上で終わります。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第12号から第17号までの6件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第122号から議案第127号までの6件について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第126号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても、国に準じて必要な措置を講ずることが国から要請されていることを考慮し、現在実施している職員の給料月額減額措置について、平成25年7月から平成26年3月までの間、新たにその対象となる職員の範囲の拡大及び減額割合の引き上げ等の措置を講じようとするものです。

議案第127号市長等の給与の特例に関する条例の制定につきましては、本市職員の平成25年7月から平成26年3月までの間の給料月額減額等の措置を考慮し、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料月額について、同様の措置を講じようとするものです。

なお、給与改定等に伴う補正予算として、議案第122号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）、議案第123号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第124号平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）、議案第125号平成25年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）の4件をあわせてお願いしてあります。

人件費に係る4会計の補正額は、合計で7,032万4,000円の減額となります。

詳細につきましては、給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○15番牧信利議員 まずは、市職員についての給与カットがさらに行われるわけですが、この対象者、職員数は何名で、削減額総額は幾らか。

それからこれは、年金、ボーナス等への影響はどのようになるのか、お尋ねをいたします。以上です。

○永留秀一総務課長 一般職員の対象者数であります。全会計及び一部事務組合含めて325名となっております。

それから、平成25年度における今回の特例減額を行った後の影響額としましては、1年間分で給料及び共済費含んで1億2,579万3,000円となっております。

それから、年金、期末・勤勉手当に反映されるのかということですが、今回の削減につきましては、期末・勤勉手当には反映させないということで、条例の提案をしております。

年金につきましては、年金の計算がどうなるかわかりませんが、臨時的な減額措置でありますので、影響はないのではないかと考えております。

○15番牧信利議員 多額の賃金がカットされるわけですが、このことによって地域経済にどんな影響が出ると考えておられるのか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 地域経済への具体的な影響については、私どももはっきりとは申し上げら

れませんが、新聞等の報道でも、今回の国家公務員の削減を受けて、県内の自治体の削減があれば影響があるのではないかということは、言われております。

○15番 牧信利議員 安倍内閣は、デフレ克服だということで盛んに言っているんですが、デフレの克服に何が必要かということと国民の所得をふやすこと。そして、消費の6割を占める個人消費を活発にすることだと思うんです。こんなことやってたら、デフレを克服どころか、ますます不況が深刻にならざるを得ないわけです。

地域経済にとってもこれは大きな打撃になると思うんですが、市長自身は、こういうカットで地域経済が発展すると考えておられるのか、この点をお尋ねしておきます。以上です。

○神園征市長 今回のことによって、地域経済が発展活性化するとは思われません。

○立石幸徳議長 次に、今門議員。

○4番 今門求議員 交付税措置が削減をされたということに端を発しておるわけですが、その中で、別な目的の事業をやるために、交付税を、給与分を削減せよという国の方針だったと思うんですが、そういったことの中で、どのようにして職員組合とは合意がなされたのか、なされなかったのか、お伺いします。

○久木田敏副市長 今回のこの削減につきまして、組合と数回、事務レベルあるいは全体の協議を行ってまいりましたが、最終的に組合とは、提案は理解するというようなことで、理解をいただいたところでは。

組合としましても、これまで平成16年から削減をしてきまして、9億数千万円の削減をして、御協力いただいてきているところですが、さらにまた今回のこのカットにおいては、かなりやはり抵抗はあったわけですがけれども、国の方針、それから県全体の統一したこういうような削減の方向であるというようなことを理解いただいたということでございます。

○4番 今門求議員 このようなことが行われますと、地方では、先ほどの質問にもありましたように、6割を占める消費者の消費、大部分ですが、そういうところに影響が出てくるんだろうと思うんです。特に、枕崎なんかにおいては、極端に、もう少しのことで影響が出て、大都市と違わして、消費税が上がってもこたえてくる。こういう状況について、市長はどのようにお考えか、お聞かせください。

○神園征市長 今回のこのカットについては、私自身、釈然としておりません。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○10番 畠野宏之議員 県内各市のですね、一覧表もいただいているんですが、その中で、これは国からの要請なわけですよ。復興財源をつくると。これを見て、私は不思議に思ったことが一つありました。ほとんどが各市町村ですよ、押しなべてラスを100、99.9なんですよ。こういう組合との交渉をやる中でですよ、ベースになるのは何になるんですかね、交渉のベース、考え方のベース。

○永留秀一総務課長 今回の特例減額につきましては、国家公務員の減額を受けて、国が閣議決定をして、地方公務員も減額をしてほしいという要請がありました。

それを受けまして、全国の都道府県の総務部長会議がありまして、そこで、具体的な取り組みについての要請の説明があったということですが、鹿児島県の説明によりますと、国からの要請は、国よりラスパイレス指数が高い分、平成24年度のラスパイレス指数が目安となるわけですが、国が減額をした後のラスパイレス指数が100を超えている部分を100以下に引き下げてほしいと。そういう要請であったということでもあります。

それで、各市のラスパイレス指数がそれぞれまちまちなものですから、減額率も各市異なってきたということ、各市の取り組みがそれぞれの市のラスパイレス指数を100以下に下げることの取り組みがされております。

鹿児島県におきましては、伊藤知事もそういった考え方で県内足並みをそろえて取り組んでほ

しいという発言もありまして、鹿児島県の減額状況を各市それに足並みをそろえて、減額に取り組んだということが基本となっております。

**○10番 嶋野宏之議員** 今、説明があったとおりですね、一番基本になるのは、とにかく100を切るということですよ。だから、押しなべて99.9というのが多いですよ。ということですよ。これからわかるとおり、地方公務員の世界は、国家公務員よりも給与が高かったということなんですよ。ですよ。国に比べてのラスですからね。そういう理解でよろしいんですね。

それともう1点はですね、特別職の件について、西之表だけが極端に下げてますね。この理由は、当局としては、どのように把握しているんですかね。

**○永留秀一総務課長** 全国の総務部長会議のときでの特別職の削減の考え方については、各市それぞれの考え方で取り組んでほしいということで、具体的な数字は挙げていないということになります。

西之表につきましてはどういう考えなのか、我々が申し上げられませんが、従来の削減の額に、今回、考慮をしてプラスしたのではないかと予想はされますが、はっきりしたところは、申し上げられないところであります。

それから、ラスパイレス指数についてであります。本市は9年以上独自に減額をしております。減額をしているというような状況があって、その減額分までプラスして今回の追加分の特例減額を行ったということで、それが、資料にあります。約8.33%の削減、7月からの削減率になるということになります。ずっと減額をしておりますので、国よりラスが高かったということは、ここ9年以上はないところであります。

**○久木田敏副市長** ただいま総務課長の答弁に補足いたしますけれども、ラスパイレス指数のところを見ていただきたいと思いますが、これまでは参考値として96.3%、あったと。ほかの都市も見ただけならばと思いますが、県下の中でも、鹿児島市を除いてすべてが100を切っております。

ところが、今回、7.8%国家公務員が削減をしたというようなことで、一時的にラスが上回ったというようなことになっておりまして、これについて国のほうがそれを100以下に引き下げなさいというようなことでもありますので、決してこれまで県下ほとんど全体が国よりも高かったというようなことではありませんので、そこは御承知おきいただきたいと思っております。

**○10番 嶋野宏之議員** この特別職のこれを一覧表を見てですね、枕崎は15%、12%ですね。西之表だけが異様に高いんですよ、削減率が。西之表も枕崎も財政的には非常に厳しいという、私は認識は一緒だろうと思うんですよ。鹿児島県下でも有数の小規模自治体ですからね、西之表市は。そして、それと変わらないのが垂水市、その上は枕崎市しかないんですよ。その中でやはり財政が厳しければ、トップみずからがこうやってまず隗より始めよなんですよ。

枕崎の市長は、4年前の選挙のとき、それまでは前任者は22%の削減率でした。市長が当選したときには、10%になりました。そういう、これは事実ですからね。そういうことがありました。今回は15%と12%。ほかの自治体に比べれば西之表だけが突出してますから、横並びで、そんなにとしますよ。

しかし、今、今日的なですね、枕崎市の財政、そして市民の状況、この国保の現況、そういったものを考えた場合にはですね、他市と横並びの感覚で三役がですよ、特別職がですよ、そういう考え方で果たしていいのかなと思ったわけではありますが、この辺については、市長はどう考えていますかね。

**○神園征市長** 平成16年に職員給与のカット始めたときに、市長報酬もカットをしたわけがあります。それ以前の市長は、県下においても一番低いという状況ではなかったです。

現在、本給の額からいいますと、県下においても市長以下三役、三役とは、副市長、教育長とも一番低い額となっております。

私は、市長が報酬をカットすれば、それですべてが解決するとは思っておりません。かねての仕事の中で、財政再建とか何とかいったものは懸命に考えていくべきだろうし、考えております。

○立石幸徳議長 次に、清水議員。

○5番清水和弘議員 私、今回ですね、日本の公務員の給与というものについて、世界各国、アメリカからフランス、ドイツ、ヨーロッパ関係調べたんですよ。

その中で、日本だけがこの国の国家公務員のラスパイレスを基準にして決めとるわけですね。アメリカなんか、州によって違いますけど、平均年収は200万ちょっとということもありますよ。そういうことですね、私はその本市の財政状況、国保会計の状況ですね、こういうのを考えた場合、この地域の財政状況、経済状況を考えて、この公務員の給与も決定すべきと考えるんですけど、その地域の経済状況とかそういうのは何ら考慮する考えは持ちませんか。

○永留秀一総務課長 給与改定のときにも基本的な考え方をお答えをしているんですが、地方公務員の給与の決定については、国家公務員に準じて行うということを基本にしております。国家公務員が人事院勧告に応じて給与改定するのに準じて給与改定をするということで行っております。

その理由としましては、人事院が全国非常に大きな規模で事業所の調査を行っているということ。それから、県の人事委員会においても、人事院と協力をして県内の50人以上の規模の事業所の調査を行っていること、それらが人事院勧告に反映されて給与の改定がされているということで、本市においても、それに準じて給与改定をするということで、地域の民間との比較が行われているということと考えているところであります。

○5番清水和弘議員 私は今、総務課長に言いましたけど、その地域の民間との格差を考えていると。どれぐらいの公務員と地域の民間企業との年収の格差がありますか。

○永留秀一総務課長 人事院それから県の人事委員会が調査をするときに、それぞれ民間と公務員との比較をしておりますので、それを是正するかたちで勧告が出されております。そういったことを基本に改定をしているという、本市も準じて改定をしているということでもあります。

○5番清水和弘議員 私が今、言うたのは差額について、枕崎の市職員とですね、枕崎市の民間企業との平均の差額は、どれくらいになるか聞いてみますよ。

○永留秀一総務課長 本市には人事委員会がございませんので、民間の給与の水準を調査するという、そういった能力もございません。給与改定の時期に、市内の民間企業に給与の関係の調査をしてはおりますが、その社員の平均給与がそのまま本市の職員との差になるのかというのも、まあ、どうかという判断もしておりますので、枕崎市内の民間との水準の把握というのは、していないところであります。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○7番禰占通男議員 今、さっきから9年間の経過も踏まえてということも言いましたが、今ここに減額後の指数をみると、100というところが2市ありますよ。そして、後がまあ、先ほど畠野議員からも出ておりましたが、99.9と指数が出ております。これは、100を切ればいいという、そういう要請であったということではありますが、ほかの市の指数を参考にしたとか、そういうことはなかったんですか。

○永留秀一総務課長 国からの要請、それから鹿児島県知事の発言も、給料がラスパイレス指数で100を切るように取り組んでほしいということでありました。

鹿児島市においては、この左のほうのラスパイレス指数が109.9ということでありまして、国の削減の要請も107.8以上のラスパイレス指数のところは、7.8下げてもらえば100以下にするまではないという、そういう要請であります。

鹿児島市については、組合との交渉、それら、まあ、いろいろな要素で平均が7.41%の削減になって、ラスパイレス指数が101.6と100を超えたというふうに聞いております。

ほかの2市が100になったというのは、具体的には聞いておりませんが、本市においては、他市のラスパイレス指数を見て、減額率を決定したということではなくて、国からの要請、それから県知事の発言を踏まえて、100未満にするということで、減額率を定めてきたところでありませぬ。

○7番 禰占通男議員 先ほど市長からもありましたが、甚だ今回のカットに釈然しないとありましたが、もうちょっと率を上げるべきだったと思ったのか、まだ、この率が大きすぎたと思ひになったのかをお聞かせ願えればと。

○神園征市長 率がどうこうじゃありませんで、先ほど総務課長も答えたように、枕崎市職員は、平成16年からずっと連続で給与カットをしてきております。そういったことについて、私は、いささか同情もしてござりまして、そういった意味で、国からの一方的な押しつけによって、今回こうせざるを得ないということについて釈然としなないと。そして、何でこの公務員だけがこういうのを押しつけられるのかと。

もう一つの公務員たる特別公務員、議員もそうじゃないかと思ひますが、その人たちは、国から言っていることには含まれておりませぬ。

○7番 禰占通男議員 今回のこの国の指針でありますこの7.8%削減というのは、東北の震災に復興予算に充てるといふことですよ、もともとが。それでまあ、その予算が幾らだったか、12兆でしたかね、最初組まれたのが。あまりに額が多すぎて使うに使えるいもんですから、国立競技場も問題になりました。

結局、何でもかんでも使ってしまうという、そういう、まあ、あれで批判が出たわけですが、それでまた所得税も1月1日付で何%でしたかね。もう、実施されておりますよ。だからまあ、これはもう公務員云々じゃなくて、結局、一般の市民もそれに影響を受けていると思ひんですよ。実際、所得税に課税されるというか、それが延々と25年間かかりますよ、終わるまで。そしてたら、私なんか払い終えないうちにもういませぬよ、この世の中に。そうしたことに対してのお考えは、どのように思ひておりますか。

○久木田敏副議長 ただいま、禰占議員のほうから、いろいろ国の制度の問題について、御解釈があったわけですが、確かに今おっしゃったように、今後ずっと東北の震災に対する支援というようなものが続いていくし、また、今回のこういう給与減額に対しましてもその一部だろうと思ひます。それが、今後いつまで続くのか、その点についてはわかりませぬけれども、今回におきましては、その公務員、先ほど市長が申しましたように、公務員を中心としまして、この減額をお願いするといふような、これも手だてのうちの一つだろうと思ひますので、今後どのようなかたちで続いていくのか、そこら辺については、ちょっとお答えしかねるところでござります。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時25分 散会

# 本 会 議 第 5 日

(平成25年6月21日)

平成25年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第5号）

平成25年6月21日 午後1時58分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	126	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	127	市長等の給与の特例に関する条例の制定について	〃
3	122	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	〃
4	123	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
5	124	平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
6	125	平成25年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
7	129	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
8	130	議会基本条例制定のための検討特別委員会の設置についての決議	
9		継続調査申し出について	
10		議員派遣について	
11		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員	2 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員	4 番 今 門 求 議員
5 番 清 水 和 弘 議員	6 番 新屋敷 幸 隆 議員
7 番 禰 占 通 男 議員	8 番 城 森 史 明 議員
9 番 沢 口 光 広 議員	10番 畠 野 宏 之 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員	12番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員
15番 牧 信 利 議員	16番 茅 野 勲 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長	下 山 健 一 書記
山 口 美津哉 書記	平 田 寿 一 書記
宮 崎 元 氣 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事
原 田 博 明 水産商工課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 朗 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午後 1 時 58 分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号から第 6 号までの 6 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 皆様、こんにちは。

ただいま議題となりました日程第 1 号から第 6 号までの 6 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

この 6 件については、職員及び特別職の給料月額額の減額措置に関するもので、互いに関連がありますので、一括して審査いたしました。

まず、日程第 1 号、枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても、国に準じて必要な措置を講ずることが国から要請されていることを考慮し、現在実施している職員の給料月額額の減額措置について、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの間、新たに、その対象となる職員の範囲の拡大及び減額割合の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

現在、附則におきまして、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における、職務の級が 4 級から 7 級までの職員について、給料月額額の減額を定めておりますが、今回の改正によりまして、職務の級 1 級から 7 級までの職員について、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、それぞれの級において減額を行うもので、具体的には、1 級が 4.5%、2 級が 5%、3 級が 6% または 8% ということで、この 3 級については、ことし 4 月のわたり見直しにより、4 級から 3 級に切りかわった職員は 8%、以前から 3 級に在級していた職員は 6% とし、4 級及び 5 級が 9%、6 級及び 7 級が 10% の減額割合となっております。

また、枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正において、一般職の特定任期付職員の給料についても、同期間、10% の減額を行うもので、この特定任期付職員については、市立病院総看護師長が 2 号給に位置づけられているということでもあります。

次に、日程第 2 号の市長等の給与の特例に関する条例の制定については、本市職員の給料月額額の減額等の措置を考慮し、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料月額についても、同期間中、同様の措置を講じようとするもので、市長が 15%、副市長、教育長及び病院事業管理者が 12% の減額割合となっております。

また、今回の給与の特例減額に伴い、日程第 3 号、平成 25 年度枕崎市一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 4 号、平成 25 年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 号、平成 25 年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 1 号）及び日程第 6 号、平成 25 年度枕崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）の 4 件の補正予算が提出されております。

これらの補正予算につきましては、一般会計 5,879 万 1,000 円、下水道会計 184 万 6,000 円、市立病院会計 584 万 5,000 円、水道事業会計 384 万 2,000 円の減額で、合計で 7,032 万 4,000 円の減額となっております。

給与の特例減額に伴う平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの影響額については、一般職の全職員 1 人当たりの影響額は、約 26 万 4,000 円となり、特別職については、市長が 101 万 3,850 円、副市長が 63 万 7,200 円、教育長及び病院事業管理者が 60 万 2,640 円になるということでもあります。

なお、一般職の中で影響額が一番多いものは、40 万 0,500 円になるということでもあります。

委員から、今回の特例減額に係る国からの要請の概略についてただしましたところ、全国総務部長会議において、基本的な考え方が示されており、一般職員については、給料のラスパイレス

指数が国より上回っている部分については、100に引き下げること。また、7.8%引き下げてもラスパイレス指数が100を上回る団体については、それ以上の減額は求めないという具体的な取り組みの目安が示されているとのことであります。

手当については、期末・勤勉手当は国に準じて9.77%削減を基本とし、管理職手当は、一律10%の減額を基本とするという目安が示されているとのことでありますが、手当については、10%以上削減を行っている団体については、削減の必要はないということで、本市においては、既に60%の削減を行っているため、今回、管理職手当の削減は行っていないとのことであります。

また、特別職の減額内容については、各団体において判断するというところで、目安の数字は示されていないとのことであります。

この要請を受けて、給与についてはラスパイレス指数が100を切るよう、また、期末・勤勉手当については減額しないということで、県全体で足並みをそろえて、国の要請に応じるという県から示された方針に沿って改正を行うものであるということでもあります。

また、今回の給与減額は臨時的な措置であり、退職手当に影響はないとのことであります。

給与削減による財源については、当初予算において特別会計への繰り出しや、市税、交付税等が減になったことに伴い、多額の財源不足が生じ、財政調整基金を繰り入れていることから、繰入額を減ずる予算措置がなされているとのことであります。

次に、これまで平成16年から自主カットを行ってきた中で、今回の減額措置については、職員団体との協議の中でも、いろいろな意見があったが、最終的には、その理解が得られたということでもあります。

なお、平成16年からの減額については、今回の減額を含め、人件費全体で、10億8,437万8,000円の影響額になっているとのことであります。

委員からは、今回の減額措置の趣旨として、一層の地域経済の活性化という政府の方針があるが、給与カットは、本市の活性化には逆行するものである。平成16年から続く給与の減額は、職員の働く意欲を削り、市民サービスの低下、地域の沈滞化につながるものであるという意見がありました。

以上であります。本件については反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

[希望者挙手]

○立石幸徳議長 暫時休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時9分 再開

○立石幸徳議長 再開いたします。

今門求議員。

○4番今門求議員 私は、ただいま提案をされました、日程第1号から6号までについて、反対の立場で討論いたします。

8,504億円の地方交付税削減の道具にされた地方公務員の給与削減については、これまでの公務員給与の決定方式や地方公務員法を無視しているという点で反対であります。

次に、地方公務員の給与を削減した財源を緊急課題の事業へ充てるやり方は、地方交付税法の

本旨を逸脱しているということで反対であります。

次に、今回の地方公務員の給与削減は、民間の賃金水準にも影響し、地域経済の冷え込みを招き、デフレ脱却を目指す政府自身の経済政策にも矛盾しているもので、到底認めることはできないということで討論を終わります。

**○立石幸徳議長** 次に、牧信利議員。

**○15番牧信利議員** 私は、日本共産党を代表しまして、市職員の給与削減に関連する補正予算を含めて、反対の立場から討論を行います。

まず1番目は、公務員の給与は人事院勧告制度によって決められてきています。

今回の削減は、この長年続いてきた労働者の基本的権利を奪う、人事院勧告制度を踏みにじるものであり、到底許されないものであります。

自民党安倍内閣は、災害の財源づくりとか、活性化などと言っていますが、職員の給与を削減することによって災害対策を行うなどというのはもってのほかであります。

江戸幕府の時代でさえ、当時の幕府はみずからの責任において、大火や災害の復旧に当たってきているのですが、今の自民党政府というのは、まさに江戸時代にも劣るようなことをやろうとしている。しかも、働く労働者の金を使ってそれをやる。とんでもないことであります。

地方交付税というのは、国と地方との共有する財源であります。この財源を使って、言うことかかないと地方交付税を削るという脅しであります。とんでもないことであります。こういうものに対しては、市長や地方自治体がもっと厳しく対応していくべきであると思います。

二つ目は、活性化に役に立つのか。今、反対討論者も言われたように、公務員給与は民間労働者の賃金引き下げの根拠に使われています。結局は、労働者の賃下げにつながっていくわけであり、活性化どころか、ますます不況を深刻にするものであります。

今、政府が取り組んでいる活性化策を本当に実行するのであれば、雇用をふやして労働者の賃金を確保して、消費を拡大する。この取り組みこそが必要であります。こういうものには全く目を向けずに、一番身近にある公務員労働者に犠牲を押しつけるもので、到底許されないものであります。

今回の活性化策というのは、枕崎で一体どうするのか。多くの職員の賃金カットをして、それでやろうとしていることは、補正予算にも出ていません。当局の答弁では、駅の整備だと言う。駅の整備という大きな問題をこういうこそくな手段でやるというのは、とんでもないことであります。当然、市のきちんとした計画と方針に基づいてやるべきであります。

労働者の賃金をカットして、駅を整備してどれほどの活性化が生まれるのか、何らの説明もありません。私は、こういう点を考えますと、今回の職員給与カットは、まさに活性化でなくて、不況を一層拡大・深刻なものにすると、ほかならないと考えております。

以上の点を指摘して、討論を終わります。

**○立石幸徳議長** これをもって、討論を終結いたします。

これより順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○立石幸徳議長** 起立多数であります。

よって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○立石幸徳議長** 起立多数であります。

よって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号及び第8号の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の2件については、議長を除く全議員が提出者でありますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由、質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7号及び第8号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第129号及び第130号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続調査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思っておりますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に

一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第11号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました、枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから質疑を行います。回数は3回とし、簡潔に願います。

枕崎市土地開発公社ほか4件のそれぞれの経営状況も説明する書類について、質疑はありませんか。

○10番 嶋野宏之議員 お魚センターの件でお尋ねしておきますが、今回、黒字が出ておりますが、昨年のおとき固定資産税を減免するというので、この減免がいわゆる赤黒調整の中で出てきたわけですね。今回は黒字。その中でも、そして、今この決算書を見たところ、それが記載をされていない。その理由。そして、このお魚センターについては、枕崎市が損失補償をしておりますね。今後の、その短期借入金と長期借入金の今後の推移というのかな、予算書、決算書等々ではなかなか判読しにくい部分でありますので、その説明。

それと、市役所の職員が参事ということで、お魚センターのほうに、どうかたちになるのかな、監督というかたちなんでしょうかね、参事が出向したみたいなかたちになっておりますね。類似団体等において、いわゆる三セクのこういった部分に対する市の職員の派遣なり、出向なり、そういった事例が、類似団体等であるのかどうなのか。これは、地方公務員法、どのような位置づけがされているのか。

そして、一番の最大の関心事なんですが、このお魚センターの中・長期的な見通し、これを当局として、どのように判断されておるのか、以上、お尋ねします。

○原田博明水産商工課参事 お答えいたします。市の固定資産税の減免、市税の減免につきまして、23年度、24年度につきましては、単年度の損益では黒字になっております。

しかしながら、貸借対照表及び利益剰余金を見ていただければわかると思いますけれども、当期末残高で6,250万2,387円の累積赤字となっております。資本金5,000万円を差し引いても、1,250万2,387円の債務超過であり、依然として厳しい経営状況が続いております。このため、今年度も引き続き市税の減免をお願いしたというところでございます。

それから、借入金の説明でございますが、今、借入金は長期の借入金1本でございます。平成22年11月12日付で経営安定資金として、1億9,000万円を利率2.225%で融資を受けました。昨年の平成24年7月10日付で、当資金の元利均等償還に係る金利負担軽減の要望をいたしまして、平成24年7月18日に鹿児島銀行のほうから金利の引き下げの回答をいただきまして、平成24年9月18日から、返済分から利率が1.85%になったところでございます。

これによりまして、平成24年4月15日から8月15日までの利率につきましては、毎月利息のみの35万2,291円を支払っております。

平成24年9月18日から利率の変更がございましたので、毎月の利息は29万2,916円となりまして、以降は、毎月の利息に元金の償還が発生いたしますので、毎月元金74万1,957円の返済を加えて、償還が始まったというところになっております。今後の返済につきましては、毎月約103万円の償還というかたちで、元利均等返済でございますので、利息が減少していった償還額は変わらないというかたちで、毎月103万4,000円の返済というかたちになっていきます。

当センターの今後の長期的展開といたしましては、平成22年に計画いたしました、経営改善計画に基づきまして、年次ごとに売り上げの増とそれから、売り上げ原価並びに経費の削減に努

めまして、今年度並みの利益を出して行って、返済をしていきたいというふうに考えております。

○永留秀一総務課長 水産商工課参事のお魚センターの業務担当についてのことでありますが、水産商工課参事につきまして、お魚センターの業務担当を命ずるという辞令を出しております。これにつきましては、この発令については、お魚センターへの派遣や業務に専ら従事することを命じたものではなく、市の責務として、第三セクターの指導・監督を行うため、お魚センターの業務の指導・監督を行うことを目的としたものでありまして、一般職の派遣の法律でありますとか、条例に違反するものではないというふうに判断をしております。

○立石幸徳議長 類似団体の件は、どのように確認していますか、説明してください。

○永留秀一総務課長 お魚センターのほかの市内の第三セクターもあるわけですが、例えば、地場産業振興センターにつきましても、業務担当を命ずるという辞令を水産商工課の職員に出している例がございます。（「類似団体というのは、枕崎市以外の市町村」と言う者あり）本市以外の市町村について、どういった形態で職員を業務に担わせているかについては、把握をしております。

○10番 嶋野宏之議員 まず、その固定資産の減免について、今、当局の説明を聞いてて思ったのがですよ、赤字であれば、経営が厳しいから減免ができるんだというふうに聞こえたんですよ。市内の、市内のそういった、民間の、民間の料理屋さん、食堂、そういったところも今、経営的には大変厳しいと思いますよ。そういうところが赤字になったら、固定資産税は減免してくれるんですか。そして、赤字であれば減免ができるという、法的根拠をお示しいただきたい。

そして、市の職員が云々という話を今、総務課長のほうからありましたが、今、第三セクター、こういったものを見る目は非常に厳しくなっているんですよ、全国的にも。第三セクターと本体と一括で経理処理もしなさいというようなときになってきているわけですよ、時代的にな。

そして、今回は黒字で、大変御苦労なさったと思いますし、職員の働きぶりを見れば、土日もなく、朝も早くから仕事をしていますよ。その給料は、どこで払っているのかということなんですよ。枕崎市で払っているわけですよ、一般会計の中でな。残業をすれば、それも一般会計の中で払っているわけですよ。

そして、今回、国保税の値上げが資産割の部分までありましたよ。一方では庶民には、有無を言わず、経営が厳しいからということで値上げをする。公の部分にはそういうのをしない。減免をしてあげると。これで市の行政が、あり方としてですよ、姿としていいのかどうなのか。こんなこと市民がみんなわかったらですよ、それこそ一揆が起きますよ。パニックになりますよ。特に、料飲店なんかは、食堂関係等々がですね、これはもう、ふんまんやる方ない話になってきますよ。ちゃんとお答えください。

○久木田敏副市長 これまでも、委員会の中でも、本会議の中でもたびたびこの質疑はお受けしております。その中で、お魚センターのこの減免につきましては、まずは市が半分以上を出資しているという公共的な第三セクターであります。その事業の目的等についても、非常に公共性が高いと。

言うまでもございませんけれども、お魚センターは全国への水産物消費拡大及び魚食普及啓発の情報発信の拠点施設、交流人口増大に資する本市観光の基幹施設、水産業、水産加工業の活性化並びに本市経済の活性化に大きな役割を果たしていると。これはもう、今日まで何回も、御説明しているとおりでございます。

そういうようなことから、先ほど参事が説明いたしましたように、まだ、債務超過を1,250万ほどしてるといような状況でありますれば、もしこれが破綻するとなると、先ほど言いました枕崎の活性化のために非常に大きな損害を与えるといようなことから、このような措置をしているということになります。

ただいま、民間の一般の企業との話が出ましたが、それは、これには当たらないというふうに

考えております。

○永留秀一総務課長 水産商工課参事がお魚センターの担当業務で行っている内容につきましては、お魚センターから寄せられた業務・経営に関する相談に対する指導・監督でありまして、時に参事がお魚センターに出向いて、現場に立ち会って指導・監督を行う場合もございますが、こういう場合におきましても時間外手当とか、そういったのが発生するということはありません。

○10番 畠野宏之議員 あの今、副市長がですね、いわゆる公共性が高いと、それはだれしものがわかっていることですよ。公共性があるがゆえに、あるからといって、減免というのはどの部分でできるのかということですよ。これは、市長の裁量権ということでしょう。市長は、お魚センターの社長なんですよ。社長の会社を便宜を図るというのが、公がやろうとしているわけですよ、今、してるわけですよ、現実にな。だからそういうのが、法的にどうなのかということを探ねているわけですよ。皆さん方が、いや、法的に何ら問題がないと言えばそれで結構ですよ。だけど市民サイドから見たらですね、これは到底理解でき得ないことなんですよ。理解でき得ないことなんですよ。答弁としては立派ですよ。合っていると思いますよ。だけど、答弁というのはそういう答弁じゃなくして、本当に市民のこと、枕崎のことを思って答弁していただきたい。その根拠を教えてください。

○久木田敏副市長 今、畠野議員がおっしゃったように、当然、先ほどから説明いたしますように、枕崎のために、もし、ここが破綻すればどうなるのかというようなことを考えて、お魚センターのその経営方針に基づいて減免の可否をどうするのかということを決定しているわけでありまして。おっしゃるように、市長は、市の市長であって、しかもお魚センターの社長でありますけれども、そこはそれぞれ立場が違いますので、名前が一緒でも、それは別の問題であろうと思います。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○7番 禰占通男議員 まず、今、先ほど来、答弁されています、このお魚センターの減免措置の中で、減免するという事は、交付税に影響がありますよね。その本市に対する交付税の影響はどのようになっているのかということと、またお魚センターの部で、昨年まではこの広告宣伝費というのがなくて、この計算内訳でですね。そうすると、24年度分は27万円が計上されている、この内容でですね。

それと、エアポートの問題で、このエアポートが、今までと業務が変わったということで、この変更にあたっての株主総会の様子というか、説明はどのようになされて、その株主からの意見はどのようなことが出されたのか。

それとまた、この後のメガソーラーの管理、その天文施設等の管理等、いろいろ業務も引き継いでいる部分もあるし、また新規に始まった分もありますから、これを従来の株主が引き継いでいるのか、一般の株主もですね。その内容を……、そしてまあ、住民説明会も設けるということで、メガソーラー設置に対して、それをいつどこでどのような内容になるのか。

そしてまた、この株主の新しい業務になった場合の脱退というのはあったのか。また、その脱退した場合の株主の株価の返戻金はどうなったのか。

それとですね、収支予算でメガソーラーから、1,780万程度の収入があるわけですが、これはメガソーラーが関係なかった時点でも、当期純利益として108万ほど利益が出ております。

そいでまあ、この1,700万ぐらい入った時点での当期利益を144万2,000円と計上しております。そのわけですね、利益が今まではほとんどなかったのが、それでも何とかカツカツして100万程度だった。それでまあ1,700万利益があっても、今度は140万ぐらいしか利益がないというその理由ですね。

それと、地場センターについては、今年度は21万1,000円ほどマイナスになっております。これをまた、従来前の黒字経営というか、そういうのに持っていくのには、今後のこの収支の改善

ですね、改善策は、どのようになされているのかをお願いいたします。

○**本田親行財政課長** お魚センターに対する減免が交付税に与える影響についてでございますけれども、お魚センターに対する減免につきましても、低工法等、法律に定める減収補てんの対象となっているものではございませんので、課税されたものとして75%が基準財政収入額に算入されて、交付税を算定することとされております。

○**原田博明水産商工課参事** 平成24年度の広報宣伝費でございますが、これは、平成24年度から取り組んでおります県の雇用対策事業の人材育成事業の中で行っている広告でございますが、新聞広告とか、それからダイレクトメールの印刷、また、パンフレットのもので、広告等に使用しております。

○**下山忠志水産商工課長** 平成24年度の地場産業振興センターの決算につきましては、確かにマイナス22万程度の減になっております。これは、入館者減少に伴う売店収入の減少が大きな影響であると分析されるところでございます。

こうしたことから、センター内の施設利用の増加に伴う入館者の増加を図るために、施設利用増を検討する必要があることから、定期的に漁協でありますとか水産高校と連携して、魚のさばき方教室など会館の利用を促進することにより、売店の収入増につなげていきたいと思っております。

また、九州管内の4地場産業センターと連携をとりながら、九州管内のツアー客などの掘り起こしを行っていききたいと思っております。

○**神園信二企画調整課長** エアポートにつきましてはの通年の決算状況のお尋ねではなくて、臨時株主総会のお尋ねのようでございます。臨時株主総会……、「今年になってから、何か3月に何とか……、説明もする、そして、またあとでこのメガソーラーの部分は後ですという、2回あったんじゃないですか」と言う者あり)

○**立石幸徳議長** 企画調整課長。

○**神園信二企画調整課長** 臨時株主総会の様子につきましては、ただいまこの議題となっております経営状況を説明する書類の関係での説明とは異なってまいりますので、説明は省かせていただきまして、一番最後の、今後の1,780万円見込まれるけれども、なぜ1,780万円単純に上がってこないのかというお話でございますが、質問をいただきました議員、単年度で100万程度利益を出している年もあるが、なぜ、単純に上がらないのかというふうなお話でございますが、それぞれの年度で、減価償却等、貸借対照表等の関係もございまして、過去の損益計算を見ますと赤字になっている年もございます。単純に、その1,780万ふえたので、1,780万が上がってくるというふうな計算ではなかろうというふうと考えております。

○**7番禰占通男議員** お魚センターもだと思えますけれども、今、地場センターも集客ということが出ましたが、地場センターには資料センターもありますよ。あの活用が私は必要だと思うんですよ。それで、なるべくまあ小・中学生も必要だけど、お金を持った裕福な年配の方もおりますから、そういう人の出入りを活発にしてもらえれば、私は本当に眠っている資料だと思います。その活用もまたお願いしていきたいんですが、それでまあ今、エアポートもありましたが、なぜこの利益が上がらないかというと、この給料手当ですよね、これが、損益計算書を上げると880万ぐらいのが1,300万にふえていると。この、こういった内容は、どのような経過でしょうか。それと今、集客。お客の集め方もまた今後どのように活発化させるのか。

○**下山忠志水産商工課長** 先ほどから説明しますように、議員もまたおっしゃいますように、料理研修室や歴史資料室の活用の検討を今後詰めていくというふうなかたちで考えております。

○**神園信二企画調整課長** エアポート株式会社の人件費の上昇につきましては、1名採用の増を、職員の増をしております。

これにつきましては、今後設置されます天文台の職員を、主に担当をしていく業務を担う職員

ということで増加しております。ごらんをいただきますと、市のほうからの飛行場の管理委託料、これにつきまして、枕崎市のほうから1,360万程度毎年入っておりましたのが、次期の収支予算では437万円程度というふうに減少している部分もございます。その他にメガソーラー社からの委託というので1,780万、来期は新たに収入が出てくるというふうなかたちになっております。

あと、給料手当につきましては、今期の計算から給料手当のほうがおおよそ500万程度ふえているというような状況でございます。

**○7番禰占通男議員** その天文観測所ですかね、それは昼間を主にするんですか、夜を主にするんですか。また、その観測の手法といいますか、私もあんまりそこら辺は行ったこともないし、望遠鏡ぐらいはのぞいたことはありますけど、そこら辺の内容がわかればまたお教えいただきたい。

**○神園信二企画調整課長** この天文台施設につきましては、メガソーラーを実施します会社のほうから寄贈の御意向を受けまして、南薩エアポートのほうで受け入れを決定されたということでございます。

観測の時間につきましては、昼間の観測も夜の観測もできるということで、それぞれまあ、中心は夜の観測、少し今までの営業時間から時間が延びるのかなというふうな感じですけども、お昼も御希望があれば対応ができると、太陽観測等も対応できるというふうな施設で考えられているようでございます。

**○立石幸徳議長** ほかにありませんか。

**○5番清水和弘議員** 私は、エアポートに関して、今、課長のほうから昼間も夜も天文観測すると言われましたけど、新聞にですね、南十字星が見えるというPRが載っていました。

この南十字星というのは、枕崎からはまず見えません。一番上の部分だけ、一灯だけだったら見えますよこれ。フィリピンのバシー海峡まで下がったときに初めて見えるんですよ。あの広報は、まず間違いです。指摘しておきます。

それからですね、期末商品の棚卸高、これが76万6,358円。これ、出とるんですけど、マイナスなんですけど、これを説明願います。

それから、土地開発公社のことについて、質疑いたします。

5ページなんですけど、公用地売却収益が2,401万となっているんですけど、この面積また場所、原価は、事業費はどのようになっているのか。それから2番目に、附帯等事業収益が95万4,000円となっていますけど、これはどこからの部分なのか、どこへ支払うのか。それから、公有地取得事業442万5,000円、これは、どこの部分なのか。この支出の分で7ページになっています。それからまた5ページに戻って、販売費及び一般管理費が65万2,212円について詳細に説明願います。

それと、この1ページ目なんですけど、当期損失した牟田河地区及び田中地区の部分をなぜ計上しなければならないのか。これは、県から指摘されたからなのか、それとも、評価損であるということをお尋ねいたします。

**○神園信二企画調整課長** まず、その南十字星が見える見えないという南日本新聞での広報だったということでございますが、これにつきましては、南日本新聞社の取材をもとに南日本新聞に掲載された記事でございますので、私どものほうからお答えすることはございません。

それと、損益計算書のほうで、期末の棚卸高△76万6,358円というところでございますが、ここにつきましては、買い掛けの航空券のチケット分ということで伺っておりますが、細かい内容までは、伺っておりません。

**○福元新財政課参事** まず、2,401万程度の公有地取得につきましては、議会のほうにも報告してありますが、臨空工業団地を24年から28年度まで、5カ年計画で買い戻すための1年目の予算でございます。面積は、たしか1万一千六百、七百平米、すいませんちょっとお待ちください。

1万1,674平米のうち、1,300平米に当たる分でございます。

それから附帯工事の95万4,000円につきましては、市のほうへ駐車場として貸し付けている千代田町保有地のことでございます。それから7ページの442万5,000円につきましては、キャッシュフローでの計算上のことで出てきた数字でございます。それから、5ページの65万2,212円につきましても、販売費及び一般管理費ですけど、事務費ということで思っていたきたいと思います。それから、牟田河地区と田中地区のことにつきましては、これにつきましては、決算書の12ページに、一番上のほうに牟田河地区と田中地区を4月1日現在で、期首残高で約270万程度計上していたところでございますが、この場所について、まず、説明させていただきたいと思えます。

ここにつきましては、岩戸町の海岸堤防沿いの行きどまりの周辺で、以前は田んぼでありました。それから、田中地区につきましては、花渡川河口の右岸のところ、主に公有水面のところであり、両地区とも水産加工団地として造成計画があったところでございます。それで、牟田河地区につきましては昭和56年度に、田中地区については昭和57年度に測量設計委託業務等を実施したところなんですけど、両地区とも造成費用が多額になるなどの理由で頓挫し、両地区ともに測量試験費及び諸経費が資産として残っており、現状としては、公社用地を有していないところでございます。それで、今後の当該地区の造成計画がなく、設計も30年以上であるため、現在の設計指針とは当時と比較して厳しく、また、変更になっているため、成果品として活用はできず、財産価値のないものと考えられていたところでございます。

このため、区市町村課と協議を行いまして、県としては、公社として財産価値がないと判断した場合、手続として、その財産を市が買い取る権利の放棄を理事会が承認し、その財産を特定土地と位置づけ、評価損による特別損失を計上すればよいとの指導により、平成24年度期末残高において、牟田河地区及び田中地区の評価額合計を270万程度評価ゼロにしたところでございます。

それで今回、24年度の経常利益は、5ページの損益計算書に書いてるんですけど、42万5,000円程度ありましたが、特別損失が270万程度あったもんですから、24年度の決算としましては、約230万円の当期純損失となったところでございます。

**○5番清水和弘議員** 今、企画調整課長は、南日本新聞が勝手に報道したというみたいな答弁ですけど、これは枕崎市のこれからの問題になるんじゃないんですか。見えないものをPRしているんですか。枕崎の損失につながらないですか。その辺も考えて答弁はしっかり、私はその辺は南日本新聞に抗議すべきだと思うけど、その辺はどうするのか。

それからですね、もう1点。今、販売費及び一般管理費の65万2,212円について、事務費として思っていたほしいみたいなことを言いました。これでは市民は納得しませんよ、これ。もっと詳細に、詳しく説明をお願いします。

**○福元新財政課参事** 24年度は、片平山の裁判があったもんですから、裁判の旅費、あるいは油代、コピー代等になっております。よろしいでしょうか。

**○神園信二企画調整課長** 議員御指摘の新聞記事をちょっと手元に持ち合わせておりませんので、はっきりした記憶がないんですけども、記憶の中では、たしか南十字星の一部が見える地域はなかなかないというふうなコメントではなかったかなというふうに思っております、南十字星が全部見えるという表記ではなかったような気はいたします。

ただ、議員のほうから、そのようその記事を載してはならんというふうな御指摘がございましたので、そういう御意見がございましたというところにつきましては、南日本新聞のほうにはお伝えはしようと思えます。

**○5番清水和弘議員** この今、一般管理費の部分ですけど、この裁判費用みたいなことを先ほど言いましたけど、これ以外にまだ利用している部分があるんじゃないでしょうか。

○福元新財政課参事 詳細につきましては、決算書の11ページのほうに掲載してまして、詳細に申し上げます。

旅費が宮崎まで2回、3万7,880円。役務費、これは、銀行へ振込手数料のことですが1,680円、それから県への総会あるいは総会手数料なんかがあるんですけど、それが1万1,000円。それから公租公課費、税金なんですけど25万8,000円、それから裁判が終結しましたので、その謝金としまして、顧問弁護士へ33万5,852円の支払いとなっております。

○立石幸徳議長 次に、城森史明議員。

○8番城森史明議員 私は、お魚センターの件について、質問をしたいと思います。

ここ3年間比べるとですね、平成22年が100万の赤字で、それから順調に利益をふやしている。23年ふやしていることで、頑張っている姿が非常に浮かぶわけですけども、その中でですね、来年度の予算を見たときにですね、先ほども売り上げをふやして、経費を節約するということがあったんですけども、24年度実績に対して売り上げがマイナスになっているわけですよ。そして、その結果として経常利益も24年度実績に対して、低くなっているわけですね。これが、どうしてこういう予算がなされたのか、質問をしたいと思います。

それと先ほど、その長期借入金の返済がありましたけれども、この財源はどうするのか。この2点だけ質問したいと思います。

○原田博明水産商工課参事 25年度の売り上げにつきまして、24年度の実績と比べますとマイナスになってはおりますが、いろいろな自然減少等の予測が難しいということから、23年度と24年度ですね、実績の平均で一応計上しております。

また、テナントにおいてですね、チャレンジショップが24年度は2店舗実施していたんですが、1店舗が撤退したため、1店舗のテナント料が計上されていないということで、売り上げの減となっております。

それから、長期借入金の返済についてでございますが、これにつきましては、お魚センターの売り上げで支払っていくと、利益で支払っていくということになります。

○8番城森史明議員 せっかく盛り上がっているっていうか、勢いがついてですね、こうやってマイナスだった利益がプラスになって、それがまたふえてやっているわけですから、その勢いと、その間ですね、まあ培った自信とかノウハウとか、あると思いますよね。

そしてやっぱり、私なんか民間でしたけど、やはり去年実績に対して目標というのは、それがかなうかどうかはわかりませんよね、ある程度の計算をして、それ、プラスの目標を立てて、それに頑張るといふかたちだったわけですね。

そして、今度の安倍内閣が言っているように、景気も良くなるっちゅうのは、気持ちが大事ということをおられますよね。そういう気持ちでやらないと、景気もよくならないと。

そういう意味でですね、ちょっとそういう意味からしたら消極的な弱気な予算なのかなという感じがするわけです。ですから、やっぱりこの辺のところはどうなんですかね。

やはり、今でもっと昨年実績に対してやっぱり5%なり10%なり、それを上げないとやはりその売り上げから年間1,300万ほどのですね、借入金も払っていくわけですから、その辺はどう考えるんですか。

○原田博明水産商工課参事 今、委員から指摘がありましたように、目標は高く掲げたいとは思いますが、あくまでも予算というかたちで、計上したということでございます。目標はやはり、これ以上の売り上げを上げていきたいということで、社員一同頑張っていくということを一応、指導しているところでございます。

また、今の来客数でございますけども、なかなか景気の見通しがたっていないという状況で、年々来客者数もなかなか伸びていないという状況もございまして、安易に大きな目標というか、予算を立てるといふのもなかなか難しい問題だというふうに考えております。

○8番城森史明議員 確かにその難しい面はわかるんですけども、やはりそういう意味で、従業員もやる気を出させるにはどうしたらいいのかというのは、やっぱりある程度の目標を持たせてですね、やらなきゃいけないと思うんですよ。要はムード的に従業員を含めた全体がそうならないとなかなかふえないし、そういう意味で、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

そして、最後にですけど、25年度ですね、何らかの目玉対策じゃないけど、どういう対策で売り上げをふやすというのはあるんですか。

○原田博明水産商工課参事 今、本センターにおきまして人気商品になっております「わら焼きたたき体験」、この企画がですね、今、好評を得ておりまして、平成23年度から実施しておりますが、年々、希望者もふえております。売り上げについても上がっております。

こういったお魚センターでしかできないようなメニューをですね、今後、また多数考えていきたいというふうに考えております。また、社員のほうもそういった企画をいろいろと考えて、今、鋭意頑張っているところでございます。

○9番沢口光広議員 お魚センターのことでお尋ねいたします。

先日、私も毎日のごとお魚センターに見に行っているんですけど、大阪、神戸のほうから中学生、あの団体旅行ですか、枕崎のほう、先日、お魚センターのほうにも体験漁業ですかね、あのカツオの一本釣りやったり、他府県ナンバーがよく来てるんですけど、先ほど、まあ話変わるんですけど、10番議員がああ減免措置、もうここ3年この季節になったら、減免措置、減免措置という言葉が出るんですけど、この市長の裁量権でいけるかと思うんですけど、堂々と議会にですね、今回こういった、ことし減免措置するよと、事前にこの承諾を得る方法も私一つの方法かなと思うんですけど、市長の裁量権が、でも十分通用するかなと思うんですけど、そこら辺をちょっと当局の今後の見解をですね、お尋ねしたいなど。いつ、いつまで、いつ借金が幾らになるまでやるとか、そういう方針というか、もしあればお尋ねしたいです。

○久木田敏副市長 そのお魚センターの減免について、皆様のほうに減免をするよというその報告、考え方については、ちょっと、いつの時点でそういうふうにするのか、非常に難しいことではあろうかと思ひます。

まあ、お魚センターに係ります市税の減免につきましては、毎年度減免申請というのがまいりますので、それを受けまして、その可否を提出された決算書あるいは関係書類を十分精査しながら決定してまいりますので、その時点で判断をしていくというかたちになろうかと思ひます。

○11番吉松幸夫議員 お魚センターと地場センターにつきまして、3点ほどお聞きしたいと思ひます。

お魚センターも地場センターもですね、社員の方々、また、テナントに入っているの方々、一生懸命毎日非常にありがたいと思っております。

そこでですね、まずあのお魚センターに関してなんですが、貸借対照表でもありますけれども、流動資産に対して、流動負債というのがありますが、この両者の関係といひますか、どういうものなのか。今現在どういふかたちになっているのか。そして、それが今後どういふ判断となるのかというのがまず1点。

それとですね、お魚センターと地場センターに関してですが、どうしても商売やっている以上、原価というものがついて回るんですが、この両センターのですね、5カ年前からの原価率がどういふ状況にあるのか。

それとお魚センターの2階のレストランですね、ここの営業時間をもう一度お教へ願ひます。

○下山忠志水産商工課長 お魚センターと地場センターにつきましては経営形態が異なりまして、お魚センターは、レストランを含んで各物産を販売しております。

地場産業振興センターにつきましては、ほとんど物産販売、それと入館料の収入というふうなところと、それから物産展並びに物産館での販売というふうなかたちになっておりますので、商

品化されたものを販売するということですので、お魚センターとの原価率については若干違うところがあると思います。過去5カ年の原価率については、今のところ手元にちょっと持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

**○原田博明水産商工課参事** 質問のありました貸借対照表の資産の部と負債の部の流動資産と流動負債の件でございますが、流動資産につきましては、そこに記載されているとおり、現金並びに売掛金等になります。俗に言う資産の分になります。

また、負債につきましては、買掛金、レストランの買掛金等とテナントの預かり敷金ということで計上しております、一般的に流動資産から流動負債を差し引いた差額が正味運転資金というかたちで使っていくという仕組みになります。

それから、5年間の原価率ということでございますが、今、お魚センターにつきましても5年間の資料はございませんが、平成24年度の原価率でよければ、一応報告いたしますが、全体の原価率でいきますと、本年度は47.4%の原価率でございます。また、昨年度です、23年度につきましては49.7%の原価率でございます。一応、手元にあるのは、今、2カ年の資料しかございません。

それから最後に、レストランの営業時間ということでございますけれども、レストランは、昼の部は11時から15時までが営業時間でございます。夜の分につきましては、夜の宴会の予約のみで営業しております。

**○11番吉松幸夫議員** 原価率に関しましては、大分昨年よりもことは少しずつよくなっているというふうに見て取れます。今後もまたさらに努力していただきたいと思っております。

レストランの営業時間なんですが、なぜこれを私は今、質問したかといいますと、昨年、一昨年と皆さんも御存じのとおり、Show-1グランプリで鰹船人めしが1位を取りました。それを宣伝しているにもかかわらずですね、3時以降に、それを提供する場所が枕崎市の中にないと。民間の食堂であれば、夜の営業もするので、これは中休みがあっても当然かと思っておりますけれども、お魚センター自体が6時ぐらいに閉店ですよ。そこまで通して営業して枕崎のものを提供するというふうなことをやってみてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

**○原田博明水産商工課参事** 議員のおっしゃる気持ちも十分理解しているつもりでございます、できればですね、開館時間をレストランもあけて、そういったお客様の対応をすれば、大変いいことだというふうには感じておりますが、やはり、来るお客様もその3時以降のお客様というのは、それほど多くはありません。で、その3時以降にレストランのほうをあけておくということになりますと、板場の職員さん、それからフロントの職員さん、これらの方々を待機させておかないといけないということになります。

そうなりますと、かなり経費的に厳しい経費、営業になっていくというふうを考えております。

その辺をクリアできないと通してあけていくということはなかなか難しいことと考えております。

**○下山忠志水産商工課長** 3時以降のお魚センターの営業についてでございますが、以前、そういう話もございまして、喫茶店として何か月か、1年足らずぐらいやったというふうなことを聞いております。

そうしたところ、光熱水費でありますとか人件費でありますとか、そういうものに見合うだけの入館者はほとんどないというふうな状況から、今、3時までと。ただ3時以降、例えば5時までになりますとか、そういうふうな予約の場合は、あけているというふうな状況でございます。

**○11番吉松幸夫議員** まあ、さまざまな難しい状況があらうかと思っておりますけれども、営業するというのに制約があるというのは重々わかってますが、常にやはり何かあったときにはですね、そういうことも常に含んでおいて、さらなる検討といいますか、営業に頑張っていただきたいと思っております。（「関連9番」と言う者あり）

○立石幸徳議長 沢口議員は、先ほど質疑をいたしましたので。

ほかにありませんか。

○12番沖園強議員 お魚センターについてなんですけど、ただいまも流動資産と流動負債の正味運転資金の質疑が出たんですけど、流動比率から見ると、24年度決算状況から見ると297.7%というような状況にあるわけですよ。現金・預金を多く持って、正味運転資金があれば安心して短期間の運営はできるんでしょうけど、その比率がどこが一番妥当なのかと。まあ大体普通の一般経営からいけば200%以上が望ましいと言われていたんですけど、あまり現金を抱え込むと、その分、資金の運用面で効率が悪いと言われていたんですけど、今後その辺はどう対処していくのかですね。

それともう1点、地場産業センターなんですけど、販路事業会計部門から一般会計への繰り出しですよ、これ、何かその定義みたいなのはどうなっているんですかね。24年度、若干その辺がへこんでいるものですから、わかればお示しいただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課長 地場産業振興センターの一般会計への繰り入れでございますが、一般会計のものにつきましては、ほとんど管理というふうな状況がございまして、収支のバランスがとれない状況でございます。ですから、以前から、最初始まったときから、販路対策事業の収入の中から繰り入れをしているというふうな状況であります。

○原田博明水産商工課参事 ただいま質問がありました現金・預金の関係でございますが、今後、借入金の元利返済も始まりますし、この元利返済に充てていかないといけないということにもなります。現金がふえていくということは大変いいことでございますので、もし、順調にふえていくようであれば、やはり、平成5年に建てられたあのセンターでございますので、かなり内部的には老朽化もしてまして、今後、修繕・更新していかないといけない施設も多々ございますので、その辺の修繕等に一応充てていきたいというふうに考えております。

○12番沖園強議員 平成22年度に10カ年事業計画を策定して、我々議会にもお示ししていただいて、その中で大体計画以上に頑張っているのが営業経費の削減ですよ。非常に頑張っていると思います。

私、先ほど原価率のお示しがあったんですけど、恐らくその原価率はテナント料とか、それも含まれているから四十何%になったと思うんですよ。売上高と仕入高の純粋な原価率となれば60%を上っているんですけど、非常に努力されていると。私、高く評価しているんですけど、一時は六十四、五%以上あったのが、今、60.6ぐらいになっているんですよ。そこはこういった努力をされたのか、それをお示ししていただければありがたいです。

それから、先ほどの質疑の中で、いつ市民に公表するのかと。租税公課の減免の部分、これ、予算書でもうしているんですよ。してますよ、議会にはもうお示ししているんです。減免していると。そういった資料の見方を我々もしないといけないのかなと思っているんですけど。

あともう1点、地場産業の一般会計への繰り出しなんですけど、販路事業部門の状況等でこういったことになっているんでしょうけど、23年度は366万2,000円だったんですよ。24年度は115万7,000円というような状況ですから、一般会計は当然、販路事業やら食堂事業の部分から繰り入れをしないとやりくりはできないわけですよ。その、なぜその差額が出るのかということです。一般会計への繰り入れを、何に基づいてこういう差額が出ているのかということです。

○下山忠志水産商工課長 まず、御指摘のお魚センターの原価率の件でございますけれども、今、レストランで使っております食材でありますとか、魚でありますとか、いろんな食材がありますが、そういうのを見積もりをとったり、あるいはその仕入れ先を変えたりというふうなかたちを取って、原価率を落としているというふうなかたちで認識をしているところでございます。

それから、地場産業振興センターの繰入金でございますけれども、予算に対しまして、ある程度見合うかたちで繰り入れをしておりますして、随時、今年の繰入金は、販路対策から366万

2,000円、食堂会計が132万円、ことしは、販路対策から115万、食堂会計から132万ということですが、ほかの部門で、退職金の給与引当預金取崩収入等が、本年度は、昨年とすると200万程度落ちておりますことから、その分の差額を販路のほうから繰り入れたというふうなところでございます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成25年第4回定例会を閉会いたします。

午後3時28分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成25年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①牧 信利	裁判問題について	<p>1 桜山東町499番1の水路問題は、市の時効取得が認められなかった。市長は、この判決を受けてどのように対応する考えか</p> <p>2 この水路は、地域の水田になくてはならないものである。早急な解決を図るべきと考えるが、市長の見解はどうか</p>	市 長 副市長 課 長
②沢口 光広	駅舎完成後の全体構想等について	<p>1 4月28日、JR最南端の始発駅・終着駅である枕崎駅舎が完成した。枕崎駅は、本市の表玄関であり、観光面等において起爆剤にならないといけないが、市長は今後、どのような全体構想を持って取り組んでいく予定でいるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	教育関係について	<p>1 今春、大隅半島で高校の統廃合が行われた。そのような中、5月30日付の南日本新聞で、山川高校は7月に行う中学生進学希望調査の結果次第では、早ければ来年度からの募集停止を検討しているということが報道されたが、このことについての当局の見解は</p> <p>2 ことしの枕崎高校の入学者は、定員120名のところに103名しか入学しておらず、昨年に引き続き定員割れ（入学率86%）になったことについての当局の見解は</p> <p>3 本市4中学校（枕崎中、立神中、桜山中、別府中）から何名の生徒が枕崎高校（1年生から3年生まで）に進学しているのか</p> <p>4 本市4中学校から加世田高校及び川辺高校に通学している生徒が何名いるのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>5 南九州市及び南さつま市から何名の生徒が枕崎高校に進学しているのか</p> <p>6 今春、枕崎高校から大学等に合格したのは何名であるのか</p> <p>7 本市の現在の小学6年生の児童数と小学5年生以下の児童数を比較した場合、数年後、どのような現象が生じると予測されるか</p> <p>8 教育委員会はもちろんのこと、我々はあらゆる会議・会合等を通じて、原則として地元の子供たちは地元の高校に進学させるように努めるべきではないのか</p>	
	<p>「商圈」復活について</p>	<p>1 鹿児島県が実施した2012年度消費者購買動向調査で枕崎商圈は、県が最少規模と定める購買人口2万人以上を下回り、本市は県内の「商圈地域」から削除された。いろいろな要因等が考えられるが、今後、商圈復活に向けて、どのように取り組んでいくのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>「ふるさと枕崎会」の会員募集の協力依頼について</p>	<p>1 東京、大阪、名古屋等には、本市出身者が数多く居住しており、それぞれに「ふるさと枕崎会」が存在しており、都会と枕崎を結ぶ心のよりどころであり、昭和60年頃は総会参加者は500名から600名であった。</p> <p>しかし、平成8年ごろ個人情報保護条例等が制定され、人権意識が高まったことなどが要因で、本市出身者の氏名、住所等の把握が極めて困難となり、このままの状態が数年続けば、ふるさと枕崎会は壊滅状態に陥ることが予想される。</p> <p>行政側も各地のふるさと枕崎会と連携を図り、存続維持のため、会員増加に寄与すべきではないのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③城森 史明	国民健康保険特別会計の財政健全化について	<p>2 ふるさと納税制度が導入されてから5年が経過した。先日、新聞報道でふるさと納税件数が多い自治体（5市町村）が公表されたが、本市の過去5年のふるさと納税件数と金額の推移は、どのようになっているのか</p> <p>1 県下19市の中で、本市を含め、被保険者数の近い12市の財政状況を比較した。  ①枕崎市 ②いちき串木野市 ③阿久根市 ④伊佐市 ⑤指宿市 ⑥南さつま市 ⑦西之表市 ⑧垂水市 ⑨南九州市 ⑩日置市 ⑪曾於市 ⑫志布志市</p> <p>この中で、赤字を出しているのは、本市と指宿市である。このような苦しい状況下で、神園市長は、どのようにリーダーシップを発揮し、赤字を改善していくのか</p> <p>2 平成22年度及び平成23年度における被保険者1人当たりの収入、支出を比較すると、本市の赤字の原因が明らかになってくる。最大の原因は支出の多いことであり、平成22年度は2番目、平成23年度は12市の中で最も多い。その中で、支出の67%を占める保険給付費は、12市中、平成22年度は4番目に、平成23年度は3番目に多い。</p> <p>(1) 平成23年度の保険給付費において、疾病分類ごとの費用および比率はどうなっているのか（新生物、精神及び行動の障害、循環器系の疾患、消化器系の疾患、筋骨格系及び結合組織の疾患、その他）</p> <p>(2) 本市の校区ごとの、疾病分類ごとの費用における特徴はどのようになっているのか。また、校区ごとの特定健診受診率は、どうなっているのか。受診率と費用額との相関はあるのか</p> <p>3 平成23年度における1人当たりの保険税額は、県下19市の中で3番目に高い。しかも、2年前に保険</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>税の値上げを実施しており、ことし実施するなら保険税の値上げは市民に大きな負担を強いることになる。</p> <p>(1) 前回の値上げにより、平成22年度に比べ、税収は平成23年度は8,700万円、平成24年度は5,600万円増加した。平成24年度が平成23年度より3,100万円減少した具体的な理由及び理由ごとの減少額は</p> <p>(2) 実際の税の軽減額と国や県や市の軽減分・支援分は、それぞれ過去3年間でどのようになっているのか</p> <p>(3) 国保税を知ることと同様、他の保険も知ることが重要と考える。健保組合や協会けんぽや共済組合の保険料を同一条件で比較すると、どのようになっているのか（条件：世帯人員（夫婦2人＋子供2人）、課税所得額：200万円、固定資産税額：4万円）</p> <p>4 県下で保険給付費が最も少ない志布志市へ行政調査に行ってきた。志布志市は、国保行財政に対し真摯に一生懸命取り組む姿勢が感じられ、学ぶべき点が多くあった。</p> <p>(1) 志布志市は、特定健診受診率70%を目標とし、平成24年度は53%を達成した。その中で施策として、「特定健診受診率向上対策自治会報奨金制度」を実施し、成果を上げている。経費は、数百万円しかかからない。効果的で自治会も潤うので、本市も取り組むべきではないのか</p> <p>① 特定健診未申込者に対し、市の職員が戸別訪問し、受診勧奨をしている。本市は、やっているのか</p> <p>② 人間ドック検査において、胃の内視鏡検査はあるが、腸はない。1年ごとに交互の検査はで</p>	

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	ふるさと納税について	<p data-bbox="679 219 855 248">きないものか</p> <p data-bbox="608 349 1299 517">(2) 高齢者元気度アップ・ポイント事業において、グラウンドゴルフも入っている。本市は、入れる考えはないのか。入れないのは、どのような問題点があるからか</p> <p data-bbox="608 618 1299 824">(3) 市のプロジェクトチームだけでなく、市民のボランティアによるプロジェクトチームを立ち上げ、その中から24のウォーキングコースやオリジナル健康体操ができたとのことである。本市の状況は、どうなっているのか</p> <p data-bbox="608 925 1299 1176">(4) 平成24年度に介護保険料値上げを実施したが、その際、市内の400の自治会に市職員が出向き、説明会を開いたとのことである。枕崎市の平成23年度の国保税値上げの際には、残念ながら説明会は開かれなかった。今回の国保税の値上げについて、説明会を自治会に行うのか</p> <p data-bbox="596 1323 1299 1395">1 過去3年間の本市へのふるさと納税額と件数は幾らか</p> <p data-bbox="596 1496 1299 1834">2 先日、新聞にふるさと納税の記事が載り、県下19市の中で4位とのことであり、市外のふるさと出身者の枕崎を想う気持ちに心からの感謝の念を感じた。お礼においては、他の市はふるさとの特産品等のお礼をしているが、本市はお礼状のみとのことであり、本当に恥ずかしい気持ちになった。お礼の内容については、どのように話し合い、どのように決定するのか</p> <p data-bbox="596 1935 1299 2051">3 最低市報1年分でも送るべきではないのか。市外のふるさと枕崎出身の方々は、ある一面、観光大使であり、納税額に応じて地元の特産品を贈るべきで</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	耕作放棄地の解消と農地集約について	<p>はないのか。わずかであるが、地元の売り上げにもつながるし、地道ではあるが、市外での枕崎特産品のPRにも効果があると思うが、いかがか</p> <p>1 安倍政権は、農家所得倍増という大きな目標を掲げ、新しい施策を打ち出し、農業の強化に力を入れている。</p> <p>(1) 現状と今後の耕作放棄地の解消のための、仕組みと内容はどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
④清水 和弘	本市職員給与問題について	<p>1 市長の行政改革へ取り組む姿勢について</p> <p>(1) わたり廃止後の職員人件費の推移について、平成25年度市職員の人件費削減額及び今後5年間でわたり廃止に伴う財政効果額は幾らか</p> <p>(2) 4級で最高号給に達した職員のその後の処遇はどのようなになるのか</p> <p>2 本市の外国人を含まない人口は、現在2万3,000人程度と考える。10年後の本市人口は、2万人程度になると考えるが、人口減少に応じて本市一般会計の人件費率を改善する考えはないのか</p>	市 長 課 長
	環境保全全般について	<p>1 循環型社会構築を目指す3Rイニシアティブについて、これまでの市民への呼びかけはどうなっていたのか。また、今後の呼びかけについての考えは</p> <p>2 家庭、商店、工場等から発生するごみ軽量化への取り組みはどのようになっているのか</p> <p>3 内鍋清掃センターに持ち込まれる資源ごみの量及び販売収入金額の過去5年間の推移は、どのように</p>	課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤豊留 榮子	国民健康保険 について	<p>なっているのか</p> <p>4 本市、南さつま市、南九州市の住民から出る資源ごみの1世帯当たりの量はどのようになっているのか（内鍋清掃センターに持ち込まれる分について）</p> <p>5 ごみの資源化率について、これまでより詳細に分別する考えはないのか</p> <p>6 生ごみの堆肥化について、本市は今後、取り組む考えはないのか</p> <p>7 EM培養液による浄化活動について、今後、活動を拡大するためには、さらに1台の培養器が必要と考えるが、当局の考えは</p> <p>8 神園川河口流域汚染や魚油等による汚染の改善状況は</p> <p>1 平成25年度から平成27年度の3年間の「国保財政健全化行動計画」でも示されているが、国保特別会計は平成23年度に国民健康保険税を引き上げ、国保基金の2億5,028万円を取り崩すなどの措置を行ったにもかかわらず、赤字決算となった。その理由は何か</p> <p>2 国保加入者の80%が所得200万円以下の方たちだが、この方たちへの値上げによる影響は</p> <p>3 国民皆保険制度の最後のとりでとなる国保を守る国の責任を明らかにし、国庫負担の引き上げを求めべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	子供の医療費無料化について	<p>4 国に対して、本市として独自に要求すべきではないか</p> <p>5 一般会計から法定外繰り入れをすべきと考えるが、いかがか</p> <p>6 国民健康保険の広域化について、市長の見解を</p> <p>1 現在、小学校3年生まで子供の医療費が無料となっているが、これを小学校卒業まで無料にした場合、新たに必要なお金は幾らか</p> <p>2 子育て世帯の負担を軽減し、子供たちが安心して必要な医療が受けられるように、病院の窓口で無料にすべきと考えるが、いかがか</p> <p>3 自動償還方式の中で、医療機関への自己負担金の未払いは発生していないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	生活保護について	<p>1 生活保護の大改悪が行われているが、生活保護基準の引き下げに続き、役所が生活保護を申請する際の書類提出を義務づけ、「扶養照会」の強化など、「憲法25条が保障する生存権」を無視したものとなっている。 本市における申請の際の実態は、どのようなものか</p> <p>2 生活保護の申請が受けられなかった方の追跡調査などを行っているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	市立病院の地	1 「地域包括ケアシステム」とは、保健・医療・介	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	域包括ケアシステムについて	<p>護・福祉を連携したケアシステムであり、また、施設ケアと在宅ケアとの連携も必要であるということだが、市立病院が取り組む意義とは何か</p> <p>2 現在、どのようなかたちで進められているのか</p> <p>3 12年後の2025年には、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になり、現在のような病院や介護施設中心では追いつかないと言われていたが、本市の状況はいかがか</p> <p>4 市立病院が目指す病院経営の方向性はどのようなものか</p>	副市長 課 長
	妙見センターについて	<p>1 妙見センター設立当初から活躍している蒸し器の傷みが激しく、蒸す時間が長くかかり、大変不便を感じている。新しいものにかえることはできないのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑥禰占 通男	国民健康保険について	<p>1 国保の税率改定について、今回の改定で1人当たり、1世帯当たりの平均負担額は、どのように変わるのか</p> <p>2 平成24年度までに、県内19市の中で法定外繰り入れをしている市は何市あるのか</p> <p>3 平成23年度の保険税率引き上げにより、収納率に影響はあったのか</p> <p>4 後発医薬品の普及率を2017年まで5年間で、60%以上引き上げを決定しているが、これまでと計算方法が異なるというが、今回の方法はどのようなものか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>か</p> <p>5 国保の医療費抑制について、具体的に本市が取り組む事項は、どのようなものか</p> <p>6 保険料滞納者の治療費について、平成24年度の滞納者で資格証明、短期保険証を使って治療、また、投薬を受けた人は何人いるのか</p> <p>7 県内の公的病院や救急を扱う総合病院では、未収金の額も膨大になっているようだが、本市の医療機関の把握はできているのか</p> <p>8 国保に移行手続せず、無保険の実態はどのようになっているのか</p> <p>9 「医療相談窓口」は、どのようになっているのか</p> <p>10 国保運営を都道府県に移すと、1人当たりの平均保険料は最大で年間3万9,000円の値上げになるといわれるが、枕崎市の試算はなされているのか</p> <p>11 「健康づくり」の方法は、どのようになされるのか</p> <p>12 本市における市の保健師の役割は、どのようなものか</p> <p>13 昨年、ダイエットコンテストが始まってポイント事業はふえたが、健康マイレージとしての取り組みはできないのか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦吉嶺 周作	災害・防災の備えについて	<p>1 南海トラフ巨大地震が今後30年以内に起こる確率が60%から70%と高い数値で予測されているが、本市の食糧等の備蓄は、どのような取り組みをなされているのか</p> <p>2 花渡川を分岐点として、本市は東西に分けられるが、花渡川にかけてある6カ所の橋が破壊された場合、救急等の緊急時の手段として、船や防災ヘリの活用も考えられると思われるが、防災ヘリが離着陸できる場所は何カ所あり、どこを指定してあるのか</p> <p>3 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の「災害弱者」の名簿作成は、どうなっているのか</p> <p>4 川内原発で重大事故が発生した場合、いちき串木野市の本浦地区及び上名地区の計5,814人の避難場所として本市が指定されているが、指定されてある16施設は、具体的にどこになっているのか</p> <p>5 この避難場所の各施設ごとの責任者は、指定されているのか</p> <p>6 その避難場所では、どのような支援方法をしているのか</p> <p>7 庁舎においては、災害時に備え、各課の機密書類、重要書類等のコピーを別途保管してあるのか</p>	市 長 課 長
	ごみステーションのあり方について	<p>1 バス停留所がごみ捨て場（ごみステーション）になっている場所があり、常識的に考えてもあり得ないと思うが、設置場所の移動をすべきではないのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	インフルエンザ対策について	<p>2 ごみ袋の捨て方が地域によって異なるが（ネットを覆う、金物でつくったおり等）最善策を考慮し、統一したらどうか</p> <p>3 ごみステーションの標識の文字が薄くなっていたり、外れてついていない場所があるが、新設、取りかえをするべきではないのか</p> <p>1 インフルエンザ予防に対して、小・中学校ではどのような取り組みをして、どういった効果が出ているのか</p> <p>2 R-1 飲むヨーグルトがインフルエンザ予防に効果的だとされているが、小・中学校の給食に供給し、実態調査をしてみたらどうか</p>	市 長 教育長 課 長

平成25年第4回定例会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第113号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,236万6,000円を追加し、予算総額を98億5,460万円にしようとするもので、当初予算額に対し、1.7%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、畑地帯総合整備事業、消防署庁舎耐震補強事業、救助工作車整備事業に係る追加及び地方道路等整備事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものとしては、一般職人件費、資源リサイクル畜産環境整備事業負担金、農業基盤整備促進事業、枕崎駅周辺整備事業、救助工作車整備事業などである。
- ・ 補正財源については、市債5,190万円、諸収入4,089万8,000円、国庫支出金3,687万5,000円、寄附金2,724万円、県支出金144万2,000円、繰入金100万円、分担金及び負担金70万4,000円の増、繰越金769万3,000円の減で措置した。
- ・ コミュニティ助成事業のデジタル無線簡易型の整備については、消防団員の消火活動等の作業を安全・確実に行い、情報通信及び災害派遣の円滑化を図ることを目的に整備するもので、事業費72万7,000円で、携帯型11式、車載型1式の計12式の整備を予定しており、そのうち70万円が、助成事業費として交付される予定である。  
機能については、出力5ワットの通信距離1から1.5キロの防水型で、14時間使用可能ということになっており、携帯型については、団長、副団長、分団長へ配備する予定である。
- ・ 昨年、整備した23台のデジタルトランシーバーについては、ポンプ車7台、軽積載車16台の消防団車両に積載しており、相互の通信で利用している状況である。
- ・ 救助工作車の役割は、交通事故等の傷病者の救出、事故現場での油漏れ等の処理、夜間の火災現場における照明活動、工場内や農機具等による事故等の救出などである。
- ・ 救助工作車の資器材については、ほとんど更新し、新しい最新式の救助器具になると思うが、設備についての変わりはない。また、今回は一部、クレーンつきになると思っている。  
車両・設備は、全部刷新し、使える器具等で載せかえがきく部分については、載せかえ、他の使える器具については、予備器具として活用していきたいと考えている。
- ・ 消防庁舎の建築年度は、昭和55年度で、平成24年度に耐震診断を行い、大部分の構造については、耐震性があるという判断を受けており、一部分、壁を補修して耐震に備えるということで、今年度は、耐震設計をお願いしている。  
また、耐震工事については、一部、通信室の壁等の工事が予想されるが、消防車両等の出入りについては、問題はないものと考えている。
- ・ 消防署庁舎耐震補強工事について、現在の庁舎の位置は、海拔約5メートル程度であり、先般、国が発表した南海トラフの津波にしても、最大5メートル程度と予想されている。  
現在、1階の通信室に重要な機器類があるが、5メートルの津波等を予想した場合、1階部分が水浸しになるというようなことも考えて、現在行っているデジタル無線の整備の実施設計の中で、重要な機器類は2階に置くようなかたちをとり、津波等の災害に備えたいと考えている。
- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業について、今回、整備する2業者の既存施設は、1カ所はロータリー攪拌式の堆肥舎、もう1カ所はドリル式の攪拌式の堆肥舎を持っており、それも使っていく計画であるが、今回の整備は、縦型の発酵施設ということで、1次発酵で使用し、既存施設については、2次発酵施設というかたちで使っていくものと考えている。
- ・ 既存の堆肥舎において、これまで処理に困っていたということではないと考えているが、今

回、縦型の発酵施設を導入することによって、処理的には余裕が出て、また、悪臭の発生という面においては、軽減されるものと期待している。

- ・ 堆肥舎の整備に係る経費については、今回の予算の2,944万8,000円が農家の負担分ということであり、補助率は72.5%となっている。
- ・ 整備を行う2業者のうち、一つの事業所については、母豚80頭の一貫経営で、1日の堆肥処理量として、2,150キロということで計画しており、もう1カ所については、300頭の一貫経営で、1日の処理量を8,412キロということで計画している。
- ・ 堆肥の処理方法は、まず、1次発酵ということで、縦型コンポのほうに挿入し、1週間ぐらいで、それが出てくる。そして、それを既存施設で2次発酵させ、仕上げていくという考え方である。

また、堆肥発酵させる場合は、一般的には処理水は出ないことから、BODとは、直接関係はないと考えている。

- ・ 堆肥舎の整備については、施設整備の基準があるが、一、二頭を飼っている場合については、今回のような施設整備までは求められていないところであり、本市の養豚農家23戸中、整備基準の対象となる農家は19戸で、従来の堆積型の堆肥舎やロータリー攪拌型の堆肥舎は19戸の農家すべて整備されている。また、縦型コンポの発酵施設については、今回、整備するものを含めて、4戸になると考えている。
- ・ 枕崎市ふるさと応援寄附条例については、さまざまな用途を条例の中に定めているが、寄附をいただいた場合、ふるさと応援基金として預かり、ふるさと応援寄附条例で指定された駅の建設、駅周辺整備を図るための財源を基金として積み立てる枕崎駅周辺整備基金へ支出するという流れになるので、既存のふるさと応援基金と枕崎駅周辺整備基金は、競合とかという考えには当たらないと考えている。

また、その目的は、それぞれ条例で異なるので、どちらの条例が上位とかということではなく、対等の立場であるというふうに理解していただきたい。

- ・ ふるさと応援基金には、いろんな項目があり、その中の一つに駅舎の建設もある。それも含めて、24年度末残高は499万円で、100万円を25年度中に取り崩し、枕崎駅周辺整備基金のほうに積み立てるということである。
- ・ ふるさと応援寄附条例の第2条に、事業の区分というのがあり、ふるさと応援寄附をいただくときに、応援寄附条例の中でいただいた寄附の用途について6項目を指定している。公園の整備などまちなみ景観の整備に関する事業、文化・芸術・スポーツの振興に関する事業、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつりの充実など交流人口増・観光振興に関する事業、河川浄化による生活環境整備など自然環境保全に関する事業、先般、条例改正により追加された、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備並びに管理に関する事業、6番目にその他まちづくりに関する事業ということである。

ふるさと応援寄附をいただくときには、この条例に定めたこの六つの項目を示して、寄附を充ててほしい項目への意思表示をいただき、その意思表示どおりに使うということになるので、駅舎建設及び駅周辺の施設整備並びに管理に関する事業に使ってくださいというものは、一たん、ふるさと応援基金のほうにまとめて入り、そこから枕崎駅周辺整備基金のほうに移して、駅舎の整備、周辺整備等、管理まで使われることとなる。ほかの芸術文化やさつま黒潮きばらん海は、それぞれの事業に充当されていく。

- ・ ふるさと応援基金に積むものについては、ふるさと納税で寄附されたものということで指定があり、当然、基金に積む。その他のものというところがある点については、必要な事項に特定しないで使われるわけであり、それを一挙に、駅舎の建設基金のほうに、最初から積むというようなことは目的外であるので、そういうことはしないということである。

- ・ 枕崎市ふるさと応援寄附条例において、基金の処分については、第1条の目的のため、第2条各号に定める事業の実施に要する費用に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部または一部を処分することができるとし、その場合、第10条の寄附者の意向への配慮をなささいということが条例で定められている。市長は、基金の積み立て、管理、処分、その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないということであり、その他のまちづくり事業に関する事業と用途の指定のなかったものについては、それぞれの場面で、それぞれの事業の目的等々を検討した上で、一般会計歳入歳出予算に計上して処分されるものというふうと考えている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ デジタルトランシーバーの配備について、災害時は、団員の多くが何班かにか分かれて行くので、早急に、くまなく配備ができるように要望する。
- ・ 救助工作車で更新する資器材について、東日本大震災みたいに大きな災害がない限りは、同じ種類のものがあっても、使わないと思う。更新の際は、考慮されたい。
- ・ 津波の高さを5メートルと予想した場合、第2波は10メートルを越すと考えられるので、消防署庁舎の耐震補強工事に当たっては、その辺を考慮して、取り組んでもらいたい。

#### ◎議案第120号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,824万2,000円を追加し、予算総額を99億0,284万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し、2.2%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、地方道路等整備事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の内容としては、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」における公共投資の追加に伴う地方負担額等に応じて交付される地域の元気臨時交付金の交付限度額が提示されたことに伴い、庁舎車庫の建てかえ及び地域の元気臨時交付金基金への積み立てを行うものである。
- ・ 補正財源については、国庫支出金9,324万2,000円の増、市債4,500万円の減で措置した。
- ・ 地域の元気臨時交付金の充当事業としては、地方債を充てられる地方単独事業、また、建設公債の対象となる国庫補助事業の地方負担分に充てることとされている。
- ・ 具体化した事業として、市役所裏の車庫の建てかえをお願いしているところであり、今後の財政需要に応じて、平成26年度までの事業に活用を行うために、基金に積み立てる部分もある。
- ・ 庁舎の車庫建てかえについては、限られた財源の中で優先順位を定めて、予算の要求・編成をしているわけであり、その中で今回の元気臨時交付金を充てて建設更新を行うことになったものである。  
また、庁舎の中庭に立体的な構造の車庫を設置することについては、建築費もかなり高額になると予想されるので、今回は、現在の車庫の更新ということをお願いしているところである。
- ・ 地域の元気臨時交付金については、国の緊急経済対策が大規模であって、地方の財政負担をカバーするために交付されるものである。

平成24年度の3月補正で、市営住宅の建てかえなど2億円を超える国の経済対策に乗ったわけであるが、その財源として1億円を超す地方債がふえたところである。その分については、後で、平均では8割、本市は8割を超えているが、8割の額を交付金として交付するので、経済対策に国とともに乗っかって、至急、緊急経済対策を打ってくださいということで創設された交付金であり、その決定を受けたということで、今回補正をお願いしたとこ

ろである。

- ・ 交付金の使途については、すべてを使うということではなくて、緊急経済対策に呼応することとふえた地方債の縮減を図ること、当初予算で要望のあったもので、財源的にできなかった今回の庁舎車庫の建てかえ事業、また、今後見込まれる事業等への充当を考えているところである。  
また、財政の健全化と地域の活性化等のバランスを図りながら、半分程度は借金の返済に、半分程度は地域の活性化にというような考え方で予算をお願いしているところである。
- ・ 俵積田住宅の建設の地方負担額は、地域の元気臨時交付金の対象になったところであるが、国と地方の財政負担のあり方として補助率が50%であり、この事業に交付金を充ててしまうと50%を超えて80%、90%の補助率となることから、それが認められないので、ふえた部分は別な事業に充ててくれという趣旨である。地域活性化に行った事業は、俵積田住宅の建設であるが、算定対象になった交付金については、別な事業に充当して、地方債等の増嵩を招かないようにというような地方への配慮だと考えている。
- ・ 地域の元気臨時交付金については、今度の国の補正予算の経済対策の規模が大規模であったこと、地方の財源確保に配慮された今回に限っての臨時的な措置であると記載されており、今回限りの措置である。また、補助率はそれぞれの団体によって異なるところは、それぞれの団体の財政力に応じて、7割から9割という間で補正をかけられており、本市については、本県全体に言えることであるが、8割以上の交付率になっているということである。
- ・ 地域の元気臨時交付金の使途について、委員から例をたどって挙げていただいたものが使途に合うかどうか、それぞれ全庁的に検討させていただきたい。  
また、26年度までの事業であるので、その辺も十分勘案して、どれを優先していくのか、検討しないとイケないと考えている。そのため、今回、当初予算のほうに上げていたが、どうしてもできなかった事業が計画的にでき上がっているの、申請の期間というのが短いということもあり、まずはそれを優先したという今回の措置である。  
その他については、26年度までの事業であるので、来年度の事業に向けて基金を積み、その基金の中で優先順位をつけて検討したいということである。
- ・ 地域経済活性化を図るための経済活性化雇用創出の臨時交付金ということで、庁舎車庫の建てかえ更新についても、建設業界に対して雇用が生まれるわけであり、そのような意味合いで、これも対象となっているということである。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 地域の元気臨時交付金の使途については、さまざまな分野で多くの事業に活用することも可能ではないのか。今後、本当に市民のために必要なものを選定し、市民のために十分活用されたい。

#### ◎議案第114号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、29万6,000円を追加し、予算総額を42億8,738万7,000円にしようとするもので、当初予算より6.8%の伸びとなる。
- ・ 歳出は、特定健康診査等事業費29万6,000円を増額しようとするものである。
- ・ 歳入は、国民健康保険税の税率改定に伴う後期高齢者支援金分現年課税分及び介護納付金分現年課税分の増収見込み分を計上してある。

また、特定健康診査等事業費の増額による国庫負担金及び県負担金の増並びに退職被保険者等国民健康保険税の後期高齢者支援金分現年課税分の増に伴う療養給付費等交付金の減額もお

願いしてある。

- ・ これらの増減により、歳入欠陥補填収入が3,587万4,000円減額となった。
- ・ 今回税率改定をお願いしてある後期高齢者支援金分、介護納付金分については、年々、後期高齢者支援金の対象となる被保険者数、あるいは、介護納付金分の対象となる被保険者数の増、後期高齢者制度の中での後期高齢者の医療費の増、それと介護給付費の全国的な増、そういうもろもろがあり、この部分についての税率改定は平成20年以降されていないので、その部分について、納付すべき額と税で賄わなければならない額に乖離が生じてくるということは予想はできていた。
- ・ 平成23年度に医療給付費分の税率改定を行ったが、その部分については、被保険者が減る中で医療費動向がどうなるかというのは、その当時は医療給付費部分の値上げ相当額で賄えるだろうということをお願いしたが、ただ、それも医療費動向によってどう変わるかというのはわからないので、何年後にその改定が必要になるかとかいった論議はなかったというふうに考えている。
- ・ 本市の国保会計の赤字の要因として、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、平成25年度から平成27年度までの間に合計で1億0,200万分の乖離が生じる見込みである。既に平成24年度においては、後期高齢者支援金分で1,380万程度、介護納付金分についても1,500万程度の乖離が生じている。

残りの部分については、現在、単年度で約1億1,200万程度の医療給付費分が足りない。原則として、1億1,200万程度を医療給付費分の税で賄わないといけないが、そこが今後は赤字が生じてくる要因になってくると考えている。
- ・ 3年合計で1億0,200万を確保しなければならない部分については、厚生労働省から示される1人当たりの費用額に対象となる被保険者数をかけていくが、その平成25年度から平成27年度までの費用額の推計については、まだ厚生労働省からも示されていない状況であり、過去の単位費用の伸びと枕崎市の住民人口の人口ピラミッドから推計される被保険者数の伸び、あるいは減になるかというのを推計して、不足するであろうという額について、はじき出したところである。
- ・ 国保税の値上げをしなかった場合、国や県からペナルティーなどはない。しかし、被保険者の方から納税されて、本来なら医療給付費分に使わないといけない部分が、介護納付金分や後期高齢者支援金分のほうに回ってしまっている状況である。後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、全国一律に厚生労働省から示された1人当たり単位費用で、最低限、被保険者の方には負担していただきたいということをお願いしている。
- ・ 保険者の負担能力については、近年、全国的には、景気は底を打って回復基調にあるとは言われているが、枕崎を取り巻く情勢は、そういったことがまだ実感として感じられる状況にはなく、なかなか所得も目に見えて伸びるような状況にはないため、納税環境としては、依然として厳しいと考えている。
- ・ 夫婦2人に子供が2人、課税所得が200万円で固定資産が4万円のモデル世帯において、本市の国保税は、現行が年間38万7,700円で、改定案に基づく改定後が年額43万2,300円となり、4万4,600円の増になる。

また、協会けんぽの場合は各都道府県単位で料率が決定されるが、協会けんぽの鹿児島県の場合、事業者折半ということになっているため、本人の負担額は全体の保険料の半額となり、同じ条件の場合、年額が20万5,000円程度となる。

共済組合の場合にも同様に掛け金と負担金とあるため、基本的に折半のようなかたちになっているが、同じ条件の場合、本人負担額は年額23万1,000円程度となっている。

しかし、制度そのものが違い、また、各保険で現役世代なのか、それとも現役後の収入の低

い世代なのかといった被保険者の構成の条件等が違うため、そのようになっていることを御理解いただきたい。

- ・ 法定外繰入れについては、当初予算でも県の広域化等貸付金の返還については、3年で2億5,000万円法定外繰入れをするということで、既に予算措置している。

保険税の軽減対策としての法定外繰入れについては、本年度、医療給付費分が1億1,200万ほど不足が見込まれているので、平成25年度の国保の大体の歳入歳出の状況がわかるときに、法定外繰入れで措置しないといけないというふうに考えている。

- ・ 後期高齢者支援金分と介護納付金分については、全国の一律の単位費用によって納めていただくため、国保以外の方については、既にその部分で納めてもらっている。それに対して、法定外繰入れによって、負担してもらうというのは、二重に負担していただくということになる。
- ・ 医療給付費分については、構造的な問題があり、高齢者が多いため医療費は当然上がっていく。その保険者団体によって高齢者の比率も違い、当然、小さな団体ほど医療費が高いといったところがあるため、その部分については構造的な問題であるので、その部分については、一般会計繰入れの原則を外して、今回、繰入れもやむを得ないのではないかとこの考え方に立っている。平成24年度に財政健全化の行動計画を立て、今後、平成25年度から平成27年度の中で財政健全化をやっていくという計画を立てているので、理解をお願いしたい。
- ・ 一般会計から法定外繰入れをするということは、本来は、住民サービスあるいは産業の振興やインフラの整備など、住民サービスの向上という部分に使われなければならないものを国民健康保険の被保険者のために使ってもらうということになる。そこは、やみくもにやるということではなくて、ある程度、今の被保険者の負担感や県内の中での国保税がどういうところにあるかということや、制度的に協会けんぽや組合健保、共済組合など所得も違う部分もあるので、行動計画に沿って、平成25年度から平成27年度の間は赤字をふやさないということやっていくので、御理解いただきたい。
- ・ 保険基盤安定の繰り入れに対して、国保財政のほうに繰り入れができなかった年があり、トータルで5億を超すお金が入ってこなかったというのは事実である。また、平成5年から平成10年の間にかけて、4億6,500万円ほど一般会計から繰り入れられなかった額があるが、基金があったときに、逆に国保税率の引き下げに使ってくださいという議論が議会の中であった。  
やはり、その当時当時の首長の判断によってどうするかというのは左右されているので、今の状態をどうにかしなければならぬというので、健全化行動計画を立てて、まずは、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、全国一律で負担してもらうので、そこは改定をお願いしたい。ただし、医療給付費分については、被保険者の経済状況を考えて、そこまで今回引き上げて改定してしまうと、とても負担能力のところまで限界があるんじゃないかということで、医療給付費分については、国保会計と一般会計の本年度の歳入歳出状況がおおむねわかる3月議会では対応していきたいという考えである。
- ・ 平成20年度に介護納付金分の改定をした理由としては、平成17年度、18年度、19年度で3,000万円ぐらいずつ介護納付金分が足りなくなり、総体で9,000万ぐらいだったと記憶しているが、その改定をお願いした。ということは、その部分が、医療給付費分が食われているということで、その乖離を修正するために当時、税率改定をお願いしてある。
- ・ 後期高齢者医療制度が創設され、納付意識の高い後期高齢者の方々が後期高齢者医療制度へ移って被保険者数が激減し、そういう関係で言えば、総体的な国保税収というものは減っている。
- ・ これまでは、制度改正に応じた予算計上がなされていないために、どこに本来の赤字というか、どこで発生しているのかというのがつかめないうまま議会には当初予算においても、その財源不足と見込まれるところを国の特別調整交付金の中で計上してあり、予算を示す段階で、

幾ら足りないというのが見えにくかったため、昨年からそういう御指摘もあり、今の財源不足は幾らですと目に見えるような予算計上は行った。

- ・ あくまでも仮定だが、一般会計繰入れが、本来の法定どおりの繰入れがなされていたとしたならば、その部分については基金へ積み立てができるわけなので、現在の赤字というのは若干でも解消されたということになると考えている。
- ・ 後期高齢者支援金分、介護納付金分に限らず、医療給付費分についても、その年度の医療給付費総額が幾らになるかということで、その額を見て税額で確保しなければならない部分が幾らというの、これはどの部分にしてもそれは毎年度毎年度、確認作業が、当然必要であるというふうに考えている。
- ・ 今回の税率改定は、今後、議決後に、市長以下で住民説明会を行い、わかりやすいかたちを工夫しながら、制度の中身について、十分説明していきたい。
- ・ 介護・後期については、今、乖離があまりにも大きくなってきたので、その調整を今回の議案でさせていただきたい。そこをもし改定しなければ、この部分が、また積み残されていくということになる。法定外繰入れをすればいいのではないかと、そこまではやはり無理である。
- ・ 住民に対しては、現在、このような国保の状況になっているという説明は、かねてからしていかなければならないと思っている。ただ、引き上げをすることについて、議会の議決を得ない中で先にすることは、議会の議決も得ないうちに、住民のほうに先に説明はできない。
- ・ 軽減世帯分は保険基盤安定化事業で交付されるが、医療分を応能益の部分で調整をした場合、軽減額がふえてきたら保険者としてはどうなるかということについては、保険基盤安定繰入れで軽減世帯分については繰入れがなされ、プラス保険者支援分でまた国からもその部分については支援がなされるということであり、介護納付分については、今回大幅な上げ幅になっているわけであるが、ふえればちゃんと補てんされる仕組みとなっているので、その部分については影響がないというふうに考える。
- ・ 今回の改定は、国保税の後期高齢者支援金分と介護納付金分について、収支の均衡を図るといようなことでの改定であり、検討に際しては、なるべく改定率を抑えるようにということで十分調整をした。後期高齢者支援金分は、向こう3年間の単年度平均が1,800万円、それから、介護納付金分については、向こう3年間の単年度平均が1,600万円の赤字と、こういう改定所要額に対し、今後減少していくであろう被保険者数とかの推計、そういった諸々の条件をもとにして改定所要額を賄うような税率で一番低い部分を設定し、現在の提案に至ったところである。
- ・ 過去の税率改定の状況については、後期高齢者支援金分については、制度が始まったのが平成20年度であり、今回初めて改定がなされる。  
介護納付金分については、平成20年度に乖離が生じており、税率改定をお願いした。  
一般医療分については、昭和60年から昭和63年まで4年連続で税率引き上げを行っているが、平成5年それから平成7年において、基金を取り崩して税率を引き下げてほしいということで引き下げた経緯があり、昭和63年以降、初めて平成23年に引き上げを行った経緯がある。
- ・ 今回、一般医療分については、税率改定を見送らせていただいたが、それだけ税収が足りなくなるので、その分については一般会計からの法定外繰入れの措置をせざるを得ない。財政健全化行動計画の中では、平成24年度までの赤字2億6,500万円を平成25年度から27年度の間でこれ以上ふやさないという考えでやっていきたい。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 過去に一般会計からの法定どおりの繰入れがなされていなかった事実があり、それは、その

時々の行政の都合でしてきたわけである。今回は、それを国保に返すこともまた一つの政策ではないかと思う。

- ・ 今回議決後に住民説明会を実施するということであるが、このような住民にとっても、保険者にとっても、一番神経質、ナイーブな問題については、議決後ではなく、前もって周知期間を置くために、早目に住民の意向を聞き、それを政策の中に生かしていくというのが本来の姿だと思う。議決後に、議会で承認いただきましたというやり方ではなく、政策を打ち出す前に納税者と胸襟を開いて現状を切実に訴えてほしいし、そこで出た住民からの意見を政策の中に取り入れいくべきである。今後の取り組みに生かしていきたい。
- ・ 今回の税率改定については、税率に問題があると思う。1けた台の改定率は考えられなかったのか。こんなに一気に上げるのではなく、段階的に行うというのも一つの方法である。  
法定外繰入れは、被保険者の負担を軽減するという点でも必要だと思うので、できれば繰入れとこの税率改定の折衷案なりが得策ではなかろうかと思う。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長                      立石 幸徳

枕崎市議会議員                      新屋敷 幸隆

枕崎市議会議員                      畠野 宏之